

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(こども家庭庁)
指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する
効果的な研修の在り方に関する調査研究

保育実習指導者研修テキスト

2024年3月

一般社団法人 全国保育士養成協議会

目次

はじめに	1
I. 保育実習指導概論	2
1. 保育士資格とは	
2. 保育所保育指針に基づく保育	
3. 保育実習実施基準	
4. 保育士養成倫理綱領	
5. 実習生への合理的配慮	
II. 保育実習指導の基本	21
1. 学びの主体である実習生の理解	
2. 保育実習Ⅰ(保育所)保育実習Ⅱと他の教科目との関連	
3. 保育実習Ⅰ(施設)保育実習Ⅲと他の教科目との関連	
4. 実習訪問指導	
III. 保育実習指導の方法と評価	36
1. 保育実習指導の方法	
2. 実習施設(保育所)における実習指導	
3. 評価とは	
4. 効果的・効果的な実習指導の方法	
IV. 保育実習指導の現状と課題(討議)	57
V. 保育実習マネジメント	58
1. 実習マネジメント	
2. 実習に伴うリスクと予防	
VI. 保育実習指導の計画の策定	65
1. 養成校における実習指導の計画の作成	
2. 実習施設における実習指導の計画の作成	
VII. 保育実習指導における連携・協働の方法	88
1. 保育実習指導における連携・協働の方法(養成校)	
2. 保育実習指導における連携・協働の方法(実習施設)	
VIII. 保育実習指導における課題解決:実習施設と養成校との連携・協働(討議)	104

はじめに

本テキストは、養成校（教職員及び学生）を対象としたアンケート調査および養成校教員及び実習施設の保育士等を対象としたヒアリング調査の結果を受けて作成された「実習指導者研修モデルカリキュラム」に基づき、養成校及び実習施設の実習指導者を対象とした研修を実施するための教材として作成したものである。

モデルカリキュラムでは、養成校と実習施設の連携・協働を図り、双方の実習指導者の共通理解、情報共有を行うために、実習指導者として習得しておく必要のある基礎知識と基本的な指導方法について、養成校と実習施設の実習指導者が合同で学んだ後、養成校と実習施設それぞれの実習指導に特徴的な内容を学ぶことができる研修のプログラムを提案している。

そこで、本書では、モデルカリキュラムの8講座分の研修科目に合わせて章立てを行い、それぞれの内容について学ぶことができるような構成にした。実習指導というと、養成校の実習指導者（教員）や学生を対象とした内容が中心になりがちであるが、本書では、実習施設において実習生の指導にあたる保育士等の実習指導担当者向けの内容についても作成している。I～V、VIII章では、養成校と実習施設の実習指導者に共通の内容として記載し、VI、VII章では、養成校と実習施設で別の内容を記載した。

実習指導者研修にあたっては、別に作成されている研修の「実施マニュアル」に沿い、受講の対象者に応じ、本書に加えて、適宜、最新の資料やデータも追加で用いながら、研修を実施していただきたい。

I. 保育実習指導概論

- ① 実習指導者として、保育士資格の専門性について理解する。
- ② 保育所保育指針に基づいて、保育実習 I（保育所・施設）から保育実習 II・IIIの学びの流れを理解する。

1. 保育士資格とは【保育士】

児童福祉法 18 条の 4 に定められている資格であり、「保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」とされている。

児童福祉法 第 18 条の 4

この法律で、保育士とは、第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

保育士資格を取得するためには、「指定保育士養成施設」（大学・短大・専門学校などで学んで卒業する方法と、年 2 回実施される保育士試験を受験し、合格する方法がある。前者の場合は、資格を取得して卒業するためのカリキュラムに「保育実習」（保育所等での実習）が含まれている。

2. 保育所保育指針に基づく保育【保育所保育指針】

保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものであり、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（設備運営基準）」（厚生労働省令）第 35 条に基づき、厚生労働大臣により告示されている。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第 35 条

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

設備運営基準第 35 条にも明記されているように、保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことをその特性としている。保育所保育指針で示されている養護には「生命の保持」と「情緒の安定」が、教育には「わが国の保育内容の 5 領域「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」があり、3 歳以上児の保育内容については、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と同様の内容になっている。

I. 保育実習指導概論

(2) 保護者支援

保育士の専門性には、子どもの保育だけでなく、保護者支援が含まれている。後述するように、保育実習Ⅱでは、実習の内容に「入所している子どもの保護者に対する子育て支援及び地域の保護者等に対する子育て支援」の学びが位置づけられている。「保育所保育指針」第4章「子育て支援」を参照すると共に、養成校における保護者支援の関連科目である「子どもの家庭支援論」、「子育て支援」「子ども家庭支援の心理学」「子ども家庭福祉」などの学習内容を踏まえて実習に臨むよう指導する。

実習において保護者支援の学びの場を設定することは一見難しさを感じるが、実際には、実習生が直接相談場面に立ち会わなくても、例えば、保育者が保護者を支援していくために日頃配慮していることや相談内容の傾向などを伝達することで、実習生にとっては大きな学びにつながる。学生には、事前指導において、どのような観点から保護者支援について学びを深めていくことが有効か学生同士話し合い視野を広げる機会を設けるなどし、保育士への質問事項をみんなでも検討することも有効である。

なお、「保育実習指導のミニマムスタンダードVer.2」では、保護者支援の見学や観察の場面としては、次のような場面を挙げている。養成校と実習施設間で、保護者支援の学習の進め方についてすり合わせや確認を行うことも重要である。

保育所に入所している子どもの保護者に対する支援の場面	地域における子育て支援の場面
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの送迎時に保育士が保護者に子どもの様子を伝えていく ・連絡帳(お便り帳)を書いている ・園日よりやクラスだよりを作成している ・今日一日の出来事をボードに貼って玄関に置く など 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に保育所の機能を開放している(施設および設備の開放、体験保育等) ・子育てに関する相談を実施している ・子育て家庭の交流の場を提供している ・一時保育を実施している など

※『保育実習指導のミニマムスタンダードVer.2』(p.70)をもとに表を作成)

図表 1-2-3 実習において観察可能な子育て支援の場

(3) 保育士の職業倫理

職業倫理については、「全国保育士会倫理綱領」を行動規範とし、前文において3つの事項を掲げ、それを実現できる保育士になれるよう、実習中の保育士の言動から学び、保育士の職業倫理の意義を考察することや、自らも実践を通して行動できるようになるこ

I. 保育実習指導概論

との重要性を説明する。養成校においては「保育者論」などの学習内容との関連を伝えつつ、具体的事例などを通して考察を深める機会を持つ必要がある。

図表 1-2-4 全国保育士会倫理綱領

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育者の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

子どもは、保護者の子育てを支えます。私たちは、保護者の子育てにやさしい社会をつくり出します。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな成長を支えます。

(保護者との協働)

3. 子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己研鑽)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にし、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての職業)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

全国保育士会 HP <https://www.z-hoikushikai.com/about/kouryou/index.html> より

1. 保育実習指導概論

3. 保育実習実施基準

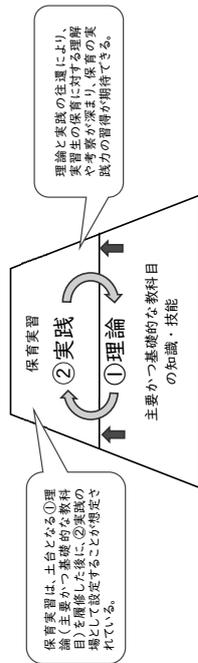
【保育実習の目的】

保育実習の目的は、保育実習実施基準（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成30年4月27日改正）別紙2において、次のように定められている。

第1 保育実習の目的

保育実習は、その習得した教科全体の知識・技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うことを目的とする。

保育実習は、習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、総合的に実践する応用能力を養う教科目と位置づけられているため、主要かつ基礎的な教科目を履修した後に設定されることが望ましい。理論と実践の往還により、実習生の保育に対する理解や考察が深まり、保育の実践力の習得が期待できる。



図表 1-3-1 保育実習における理論と実践の往還

1. 保育実習指導概論

【保育実習の計画】

養成校において保育実習を計画するに当たって、単位数、実施時期、実習生数、保育実習計画、個人の秘密の保持について、次のように定められている。

- 2 保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、指定保育士養成施設の所長が定めるものとする。
- 3 保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年の期間内とし、修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降の期間内とする。
- 4 実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、多人数にわたらないように特に留意するものとする。
- 5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生数の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること。
- 6 実習において知り得た個人の秘密の保持について、実習生が十分配慮するよう指導すること。

配当単位数	保育実習を行う児童福祉施設等及びその配当単位数は、 <u>指定保育士養成施設の所長</u> が定めるものとする。
実施時期	保育実習を行う時期は、原則として、 <u>修業年限が2年の指定保育士養成施設</u> については第2学年の期間内とし、 <u>修業年限が3年以上の指定保育士養成施設</u> については第3学年以降の期間内とする。
実習生数	実習施設に1回に派遣する実習生の数は、その実習施設の規模、人的組織等の指導能力を考慮して定めるものとし、 <u>多人数にわたらないように特に留意するものとする</u> 。
保育実習計画	指定保育士養成施設の所長は、 <u>毎学年度の始めに</u> 実習施設その他の関係者と協議を行い、その <u>学年度の保育実習計画</u> を策定するものとし、この計画において、 ①全体の方針 、 ②実習の段階 、 ③内容 、 ④施設別の期間 、 ⑤時間数 、 ⑥学生の数 、 ⑦実習前後の実習に対する指導方法 、 ⑧実習の記録 、 ⑨評価の方法 等を明らかにし、 <u>指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること</u> 。
個人の秘密の保持	実習において知り得た <u>個人の秘密の保持</u> について、 <u>実習生が十分配慮するよう指導すること</u> 。

- 実習の目的を踏まえ、実習の実施年度が定められている。
- 実習の効果も高めるために、実習施設の規模に多岐をもちたい。
- 養成校と実習施設間で、①-⑨について確実に共有する必要がある。
- 実習生には、具体的事例をあげて伝達すること、イメージがわきやすく、自分事として理解を促すことができる。

図表 1-3-2 保育実習における理論と実践の往還

I. 保育実習指導概論

実習施設や単位数は養成校の所長が定めることとされている。なお、実習施設の選定方法については、15ページを参照されたい。

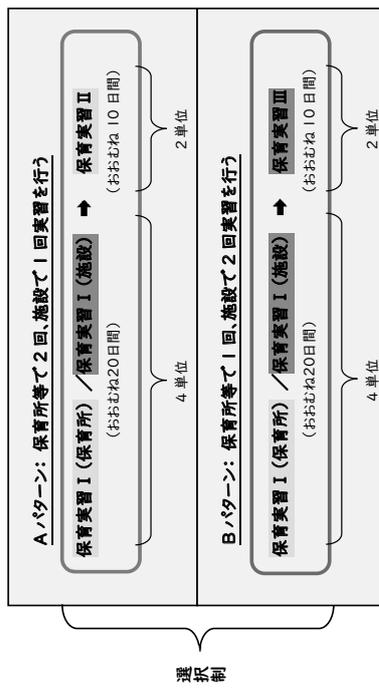
実習時期は、実習の目的を踏まえて、原則として、2年の養成校であれば第2学年で、3年以上の養成校では第3学年以降とされている。

また実習の効果を高めるために、実習生数が過度に多くならないよう配慮を求めている。保育実習計画は、実習施設その他の関係者と協議を行って策定するものとされており、その際、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明確化し、実習施設と共有することが求められる。

実習において知り得た個人の秘密の保持については、例えば実習に関連するSNS等の利用による情報発信の危うさや倫理上の責任が問われることなど、実習生が具体的事例を通して自分事として理解できるよう丁寧に指導することが重要となる。

【履修の方法】

履修の方法は、2パターンある。簡潔に述べると、【Aパターン：保育所等で2回、施設で1回実習を行う】または【Bパターン：保育所等で1回、施設で2回実習を行う】のどちらかを選択することとなる。



図表 1-3-3 保育実習の履修のパターン

I. 保育実習指導概論

保育実習の種類別、履修方法(単位数と日数)、実習施設は、実習実施基準に定められている。

実習種別(第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設(第3欄)
	単位数	施設におけるおむねの実習日数	
保育実習 I (必修科目)	4 単位	20 日	(A)
保育実習 II (選択必修科目)	2 単位	10 日	(B)
保育実習 III (選択必修科目)	2 単位	10 日	(C)

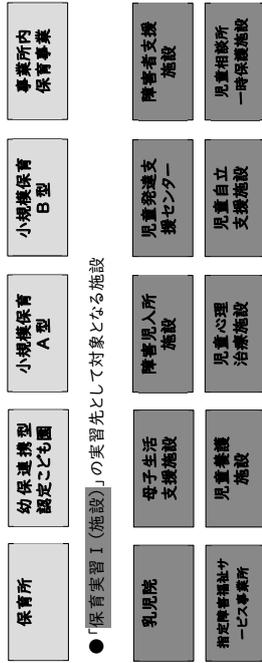
備考1 第3欄に掲げる実習施設の種類別は、次によるものであること。

- (A) …保育所、幼児連携型認定こども園又は児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業(ただし、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型及び同基準同章第3節に規定する小規模保育B型)若しくは同条第 12 項の事業所内保育事業であって同法第 34 条の 15 第1項の事業及び同法同条第2項の認可を受けたもの(以下「小規模保育A・B型及び事業所内保育事業」という。)及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る)、児童福祉施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 - (B) …保育所又は幼児連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業
 - (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの(保育所及び幼児連携型認定こども園並びに小規模保育A・B型及び事業所内保育事業は除く。)
- 備考2 保育実習(必修科目)4単位の履修方法は、保育所又は幼児連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位及び(A)に掲げる保育所又は幼児連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業以外の施設における実習2単位とする。

備考3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第3章第4節に規定する小規模保育事業C型において、家庭的保育者又は補助者として、20 日以上従事している又は過去に従事していたことのある場合において、当該事業に従事している又は過去に従事していたことをもって、保育実習 I (必修科目)のうち保育所又は幼児連携型認定こども園或いは小規模保育A・B型及び事業所内保育事業における実習2単位、保育実習 II (選択必修科目)及び保育実習指導 II (選択必修科目)を履修したものとすることができる。

【実習先として対象となる施設】

- 「保育実習Ⅰ（保育所）」 「保育実習Ⅱ」の実習先として対象となる施設



- 「保育実習Ⅰ（施設）」の実習先として対象となる施設



独立行政法人国立児童福祉施設
障害者総合施設のぞみの園

- 「保育実習Ⅲ」の実習先として対象となる施設

児童発達支援センター等の独立行政法人国立児童福祉施設に基づき設置されている施設であって、保育実習を行う施設として選定し認められるもの（保育所及び幼児発達センター型認定子ども園並びに小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業は除く。）

保育実習Ⅲの実習先は、原則として、障害者総合施設のぞみの園が、幅広いのが特徴である。

【実習施設の根拠法令】

(1) 保育実習Ⅰ（保育所）及び保育実習Ⅱの実習施設

保育所	<p>保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が 20 人以上であるものに限る。幼児連携型認定子ども園を除く。）とする。</p> <p>②保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。</p> <p>【児童福祉法】第 39 条</p>
幼児発達センター型認定子ども園	<p>幼児発達センター型認定子ども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める教育）について行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。</p> <p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定子ども園法）】（定義）第 2 条</p> <p>7. この法律において「幼児発達センター型認定子ども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもが健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。</p>

小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業	<p>【児童福祉法】第 6 条の 3</p> <p>10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が 6 人以上 19 人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業 二 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童があつて満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業 ※ただし、「家庭的保育事業等の施設予備及び運営に関する基準」（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 3 章第 2 節に規定する小規模保育事業 A 型及び同基準同章第 3 節に規定する小規模保育 B 型に限る。</p> <p>12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。 一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満 3 歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業 二 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 三 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主が委託を受けた者から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 四 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ニにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 五 満 3 歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童があつて満 3 歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業</p>
-----------------------	---

(2) 保育実習Ⅰ（施設）の実習施設

乳児院	<p>【児童福祉法】第 37 条</p> <p>乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
母子生活支援施設	<p>【児童福祉法】第 38 条</p> <p>母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入院させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
障害児入所施設	<p>【児童福祉法】第 42 条</p> <p>障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。 一 福祉型障害児入所施設（保護並びに日常生活における基本的な動作及び自立に法に必要ないかなる知識技能の習得のための支援） 二 医療型障害児入所施設（保護、日常生活における基本的な動作及び自立に必要ないかなる知識技能の習得のための支援並びに治療）</p>

I. 保育実習指導概論

<p>児童発達支援センター</p>	<p>【児童福祉法】第43条 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
<p>【障害児入所施設】と【児童発達支援センター】の条文は、令和6(2024)年4月から改正されている。</p>	
<p>障害者支援施設</p>	<p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】第5条 11 この法律において「障害者支援施設」とは、障害者につき、施設入所支援を行うことともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園及び第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう。</p>
<p>指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）</p>	<p>【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】第5条 この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援助、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいい、「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービス）をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。</p>
<p>児童養護施設</p>	<p>【児童福祉法】第41条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
<p>児童心理治療施設</p>	<p>【児童福祉法】第43条の2 児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>
<p>児童自立支援施設</p>	<p>【児童福祉法】第44条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じた必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。</p>

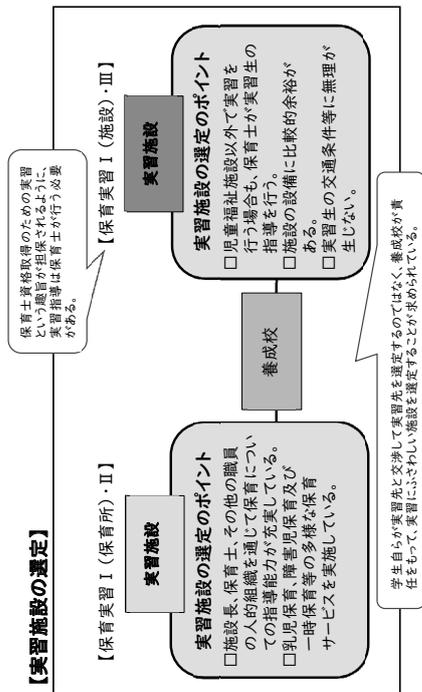
I. 保育実習指導概論

<p>児童相談所 一時保護施設</p>	<p>【児童福祉法】第33条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六條第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれていた環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。第二項の措置（第二十八條第四項の規定による通告を受けて採る指導措置を除く。）を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、児童の心身の状況、その置かれていた環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。</p> <p>③ 前二項の規定による一時保護の期間は、当該一時保護を開始した日から二日を超えてはならない。</p> <p>④ 前項の規定にかかわらず、児童相談所長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、引き続き第一項又は第二項の規定による一時保護を行うことができ、前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の責に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行つた後都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八條第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三條の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若しくは当該児童の未成年後見人に係る第三十三條の九の規定による未成年後見人の解任の請求がなされている場合は、この限りでない。</p>
<p>独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園</p>	<p>【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（のぞみの園）】第3条 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）第11条 のぞみの園は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。</p> <p>二 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報提供を行うこと。</p> <p>三 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五條第十一項に規定する障害者支援施設をいう。次号において同じ。）において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。</p> <p>四 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言を行うこと。</p> <p>五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p>

(3) 保育実習Ⅱの実習施設

<p>児童厚生施設</p>	<p>【児童福祉法】第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を陶冶することを目的とする施設とする。</p>
<p>児童発達支援センター</p>	<p>その他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であつて保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所及び幼児発達型認定こども園並びに小規模保育 A・B 型及び事業所内保育事業は除く。）</p>

I. 保育実習指導概論



図表 1-3-4 実習施設選定のポイント

実習施設の選定の仕方や実習期間中の養成校の教員による指導について、次のように定められている。

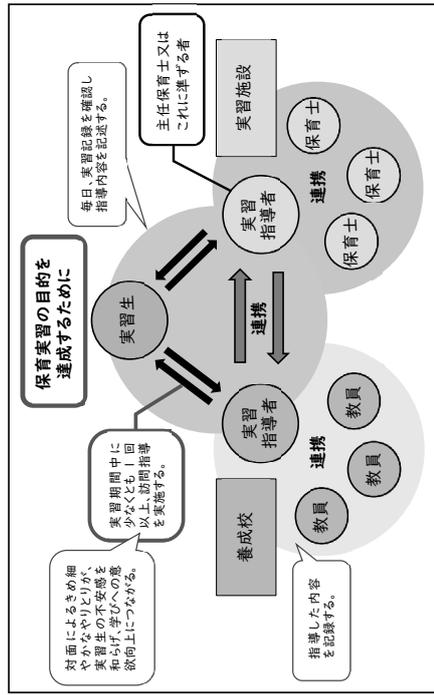
- 第3 実習施設の選定等
- 1 指定保育士養成施設の所長は、実習施設の選定に当たっては、実習の効果や指導者の能力に負うところが大きいことから、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて保育についての指導能力が充実している施設のうちから選定するように努めるものとする。
特に、保育所の選定に当たっては、乳児保育、障害児保育及び一時保育等の多様な保育サービスを実施しているところで総合的な実習を行うことが望ましいことから、この点に留意すること。
 - 2 また、居住型の実習施設を希望する実習生に対しては、実習施設の選定に際して、配慮を行うこと。
指定保育士養成施設の所長は、児童福祉施設以外の施設を実習施設として選定する場合には、比較的余裕があること、実習生の交通条件等についても配慮するものとする。
 - 3 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させ、当該実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行うこと。また、実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること。
 - 4 保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士、また、実習施設の主たる実習指導者、実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること。
 - 5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。
 - 6 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

I. 保育実習指導概論

実習施設の選定は、実習の効果が指導者の能力に負うところが大きいことから養成校の所長が責任をもって行い、特に施設長、保育士、その他の職員の人的組織を通じて指導能力が充実している施設を選定することとされている。

また、養成校も実習施設も、それぞれ実習指導者を定める必要がある。養成校内、実習施設内それぞれでの連携が不可欠であり、養成校と実習施設の実習指導者同士が緊密に連携することが求められる。

【訪問指導】



図表 1-3-5 実習訪問指導における養成校と実習施設の連携

訪問指導は、養成校の実習指導者が、実習期間中少なくとも1回以上実施することとされている。なお、これにより難しい場合は同等の体制の確保が求められている。

慣れない環境に身をおく実習生にとって、実習期間中に養成校の教員と対面し、思いの丈を言葉にしたり、疑問点に対し専門的観点から助言を得たりできるひとききは、不安感や悩みを和らげ、学びへの意欲向上につながる。養成校の教員は、この意義を十分理解して訪問指導業務に当たり、実習生一人一人の声を聴きニーズに応答し、実習生が安心して学びを継続していくことができるよう支援していくことが求められる。

また、実習を効果的に進められるよう、養成校では訪問指導の内容を記録することとされ、実習施設の実習指導者に対しては、毎日実習の記録を確認し、指導内容を記述するよう依頼することとされている。

4. 保育士養成倫理綱領

【保育士養成倫理綱領】

全国にある保育士養成校により組織されている、一般社団法人全国保育士養成協議会において、令和2年に制定されたものである。

保育士養成倫理綱領では、養成校の倫理的責任として、「学生に対する倫理的責任」「実習施設に対する倫理的責任」「所属機関及び同僚に関する倫理的責任」「児童と家族、社会及び保育現場に対する倫理的責任」の4つを掲げている。

実習に関しては、「学生に対する倫理的責任」において12項目を挙げ、実習施設の選定等について責任を持つことを明記している。

また、「実習施設に対する倫理的責任」として、6項目を挙げ、質の高い保育士養成の目的に、連携・協働すること、保育実習の方針、内容、期間、指導内容を明確にして共有すること、実習指導者等と緊密に連携して学生指導を行うこと等を示している。

以下に、保育士養成倫理綱領の全文を示すので、確認されたい。

図表 1-4-1 保育士養成倫理綱領 (1/2)

一般社団法人全国保育士養成協議会 保育士養成倫理綱領 (令和2年6月20日制定)	
<p>前文</p> <p>指定保育士養成施設の全ての教職員等（以下「教職員等」という）は、児童の最善の利益を保障できる保育士を養成するために最大限の努力をする。この倫理綱領は、教職員等が、自らの専門性を向上させ続けるための省察の指針を提供するものである。教職員等はこの倫理綱領を遵守し、かつ教職員等間で共有しながら保育士養成を行い、もって児童福祉の向上に寄与する。</p> <p>なお、この倫理綱領は、指定保育士養成施設の全ての教職員が遵守することを期待されるものである。</p> <p>価値</p> <p>①個人の尊厳 教職員等は、学生、保育士、同僚、そして児童とその保護者等をかけがえのない存在として尊重する。</p> <p>②人間の成長 教職員等は、学生、保育士、同僚、そして児童とその保護者等が成長する可能性をもつ存在であると認識する。</p> <p>③貢献 教職員等は、自らの専門性の向上に努め、保育士養成に貢献する。</p> <p>④多様性 教職員等は、学生、保育士、同僚、そして児童とその保護者等における多様性を尊重する。</p> <p>倫理的責任</p> <p>I 学生に対する倫理的責任</p> <p>I-1 教職員等は、学生一人ひとりの学びに対する意思を尊重し、個々に応じた関わりを努め、学生の自己決定の機会が提供されるようにする。</p> <p>I-2 教職員等は、学生に対して「指定保育士養成施設の指定制度及び運営の基準について」の中の「教員等の職務内容」及び「保育実習実施基準」を踏まえて授業及び実習を行う。</p> <p>I-3 教職員等は、学生に対して保育士養成課程に関する詳分野の最新知見を教授できるように自らの知識及び技術を絶えず向上させる。</p> <p>I-4 教職員等は、学生が主体的・対話的で深い学びができるように授業方法を工夫し、自己評価を行う。</p> <p>I-5 教職員等は、学生に対してシラバス等を通して当該科目の目的、到達目標、授業内容、授業計画、評価方法、評価基準等を事前に明示し、適切に履行する。</p> <p>I-6 教職員等は、学生に対して、指導能力が充実している施設への実習配当を行うよう努める。</p>	<p style="text-align: center;">1</p>

図表 1-4-1 保育士養成倫理綱領 (2/2)

- I-7 教職員等は、実習施設について、その実習内容に関して検証を行い、学生の学ぶ権利の保障に努める。
- I-8 教職員等は、実習施設において学生の学ぶ権利が保障されていないことが明らかになった場合、所要の措置を講じる。
- I-9 教職員等は、学生のニーズや能力、施設の状態に応じた道徳指導を行う。
- I-10 教職員等は、学生との関係を自己の利益のために利用しない。
- I-11 教職員等は、学生に対してセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害を行わない。
- I-12 教職員等は、学生のプライバシーを最大限に尊重するとともに、学生に関する情報の取り扱い及び安全管理を適切に行う。
- II 実習施設に対する倫理的責任
 - II-1 教職員等は、質の高い保育士養成を実現するために実習施設と連携・協働する。
 - II-2 教職員等は、保育実習の方針、内容、期間、実習指導の内容等について明確にし、実習施設と共有する。
 - II-3 教職員等は、保育実習の目的を達成するために施設長や実習指導者等と緊密に連携して学生の指導を行う。
 - II-4 教職員等は、一定の要件を満たした学生に実習の履修を認め、必要に応じて実習施設に対してその要件を説明する。
 - II-5 教職員等は、学生が実習に参加することが適切であると認められない場合、児童の最善の利益を保障するための必要な措置を講じる。
 - II-6 教職員等は、自身及び学生が実習を通して得られた実習施設に関する情報等の取り扱い及び安全管理を行う。
- III 所属機関及び関係に対する倫理的責任
 - III-1 教職員等は、所属機関の理念や教育方針を継ぎ承り、授業や学生指導を行う。
 - III-2 教職員等は、所属機関の同僚と連携・協働して授業や学生指導等の業務に取り組む。
 - III-3 教職員等は、関係を尊重するとともに、関係に対してセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント等の人権侵害を行わない。
 - III-4 教職員等は、所属機関や関係がこの倫理綱領に定める倫理的責任を認識するよう働きかける。
- IV 児童と家族、社会及び保育現場に対する倫理的責任
 - IV-1 教職員等は、質の高い保育を実践できる学生の育ちと保育士の育ちを支えるために最大限の努力をする。
 - IV-2 教職員等は、家族や社会に対して、児童期の重要性と質の高い保育の重要性について啓発する。
 - IV-3 教職員等は、保育士の専門性向上及び社会的地位の向上のために自らの専門性を活用し、その力量を発揮する。
 - IV-4 教職員等は、実践現場において児童とその保護者の権利を侵害する行為に対して、適切な方法でその改善を図る。

5. 実習生への合理的配慮

【障害者差別解消法】

国連の「障害者の権利に関する条約」（わが国では2006年締結、2008年発効）により、平成25年6月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されている。

この法律では、「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が定められている。

「不当な差別的取り扱いの禁止」に関しては、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否すること（例えば、障害だけを理由に、入学や入園を拒否すること）を禁止している。「合理的配慮の提供」に関しては、障害者から社会的障壁（バリア）を取り除いてほしいと意思表示があった時に、その実施のための負担が過重でないときに、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められている。

障害者差別解消法が施行された際、合理的配慮の提供は行政機関等（公立の施設等）のみ義務化され、事業者（私立の施設）は努力義務だったが、令和3年に法律が改正され、令和6年4月から、事業者においても義務化されることになっている。

実習に関しても、障害があるということだけを理由に、実習に参加させない、受入れを拒否する、合理的配慮の提供を拒むということのないようにしなければならない。



図表 1-4-2 内閣府による合理的配慮義務化のチラシ

II. 保育実習指導の基本

- ① 実習生理解に基づく指導を行う。
- ② 子ども理解に基づく指導/支援を促す。
- ③ 保育実習と他の教科目の学修内容との関連を理解し、実習指導を行う。

1. 学びの主体である実習生の理解

【学びの主体である実習生】

保育の中で子ども一人一人を、人格をもった存在として尊重し子どものニーズに応答していくように、実習生もまた一人一人尊い存在である。実習生は指導する側から見ると指導される存在であるが、実習においては「学びの主体」として実習生の存在を捉えていくことが重要となる。

学びの主体である実習生への関わり方について、『保育士養成倫理綱領』の「I 学生に対する倫理的責任」には、次のような記載がある。

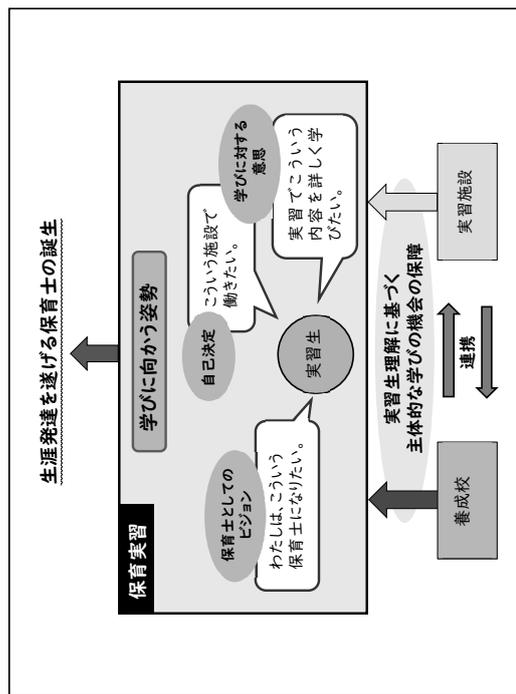
1-1 教職員等は、学生一人ひとりの学びに対する意思を尊重し、個々に応じた関わりを努め、学生の自己決定の機会が提供されるようにする。

このように、学びの主体である実習生の意思や自己決定を尊重することの重要性が示されている。

【実習生理解から始まる実習指導】

学びの主体である実習生を指導する際に求められることは、実習生理解である。対象を理解し、対象のニーズに応えることは、対人援助職の本質でもある。一人一人の実習生には、それぞれ多様な背景（成育歴、保育職に関心をもったきっかけの出来事など）や意思（実習に対するニーズ、保育士としてのビジョンなど）がある。時には実習生の理解が難しいと感じることがあるが、養成校の教員と実習施設の保育士は協働しながら個々の実習生理解に努め、実習生自身の学びに向かう姿勢を尊重し、主体的な学びの機会を保障できるように十分に配慮する必要がある。

実習生の段階において、主体的な学びに向かう姿勢を尊重することは、今後の保育士人生における主体的に学び続ける姿勢を力強く支援していくことにもつながっていくこと念頭に置き、丁寧な応答を心がけたい。



図表 2-1-1 実習生理解に基づく主体的な学びの機会の保障

II. 保育実習指導の基本

2. 保育実習 I (保育所) 保育実習 II と他の教科目との関連

【保育実習 I (保育所) と他科目との関連】

保育実習 I (実習 4 単位)、保育実習 II (実習 2 単位) 又は保育実習 III (実習 2 単位)、保育実習指導 I (演習 2 単位)、保育実習指導 II (演習 1 単位) 又は保育実習指導 III (演習 1 単位) の他に、養成校で学習する教科目には、【保育の本質・目的に関する科目】、【保育の対象の理解に関する科目】、【保育の内容・方法に関する科目】、【総合演習】がある。それぞれに該当する科目は、以下のとおりである。

【保育の本質・目的に関する科目】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育原理 (講義 2 単位) ○教育原理 (講義 2 単位) ○子ども家庭福祉 (講義 2 単位) ○社会福祉 (講義 2 単位) ○子ども家庭支援論 (講義 2 単位) ○社会的養護 I (講義 2 単位) ○保育者論 (講義 2 単位)
【保育の対象の理解に関する科目】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の心理学 (講義 2 単位) ○子ども家庭支援の心理学 (講義 2 単位) ○子どもの理解と援助 (演習 1 単位) ○子どもの保健 (講義 2 単位) ○子どもの食と栄養 (演習 2 単位)
【保育の内容・方法に関する科目】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育の計画と評価 (講義 2 単位) ○保育内容総論 (演習 1 単位) ○保育内容演習 (演習 5 単位) ○保育内容の理解と方法 (演習 4 単位) ○乳児保育 I (講義 2 単位) ○乳児保育 II (演習 1 単位) ○子どもの健康と安全 (演習 1 単位) ○障害児保育 (演習 2 単位) ○社会的養護 II (演習 1 単位) ○子育て支援 (演習 1 単位)
【総合演習】	<ul style="list-style-type: none"> ○保育実践演習 (演習 2 単位)

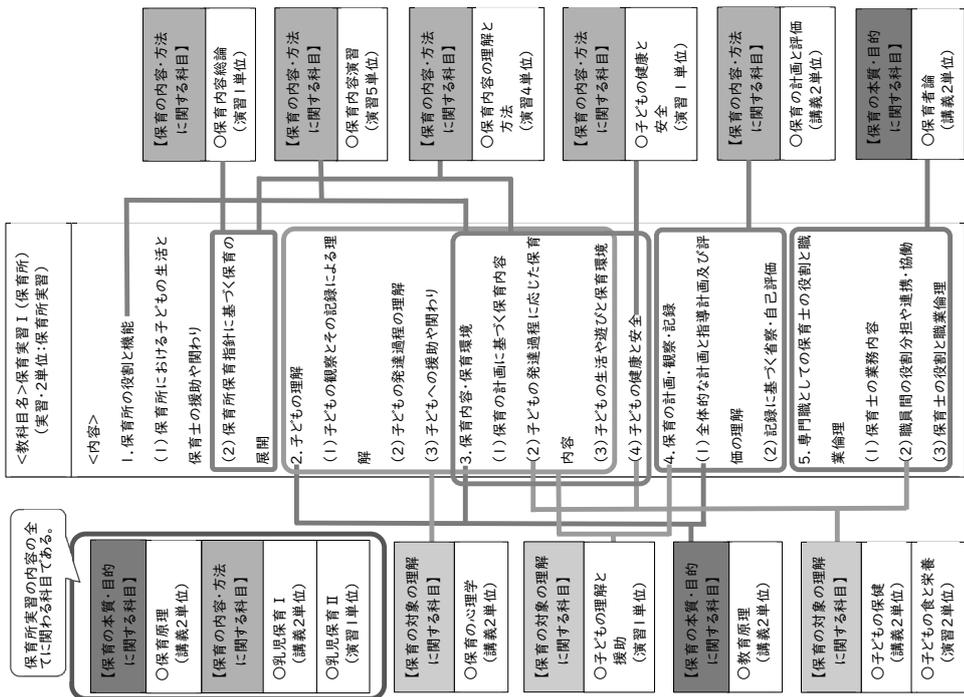
保育所実習で学習する内容は、どの内容も実習で初めて学習する内容ではなく、養成校において複数の教科目で扱い多角的に学習を積んでいる内容である。学生だけでなく、各教科目を担当する養成校の教員、実習施設の保育士が、それぞれ教科目の教授内容及び実習とのつながりを理解することで、実習でのよりよい学びを支えていくことができる。

各教科目で扱う内容の詳細は、「教科目の教授内容」(別紙 3) を参照されたい。

II. 保育実習指導の基本

図表 2-2-1 保育実習 I (保育所) と他科目との関連

※保育実習 I (保育所) の内容と、主に関連の深い教科目を示した。各教科目の教授内容は多岐にわたるため、図式化はその一部である。詳細は、「教科目の教授内容」を参照されたい。



II. 保育実習指導の基本

【保育実習Ⅱと他科目との関連】

2018年(平成30)年度に保育士養成課程の改正が行われ、以下の6つの観点の内容の充実に繋がった。このように保育士養成課程の改正内容についても、保育実習Ⅱと関連が深い内容に反映していくことが必要となる。下図の①②③④⑤⑥は、特に保育実習Ⅱと関連が深い内容、養成校と実習施設の保育実習Ⅱ等が連携しながら、これらの実習内容を含む実習指導計画を立てて指導していくことが重要となる。

また、【総合演習】の「保育実践演習」は、養成校における教育課程の全体及び保育実習の体験を振り返り、改めて自己の課題を明確化し、目指す保育士像や今後に向けて取り組むべきこと及び具体的な手段や方法等を明確化する総合的な学習の科目である。

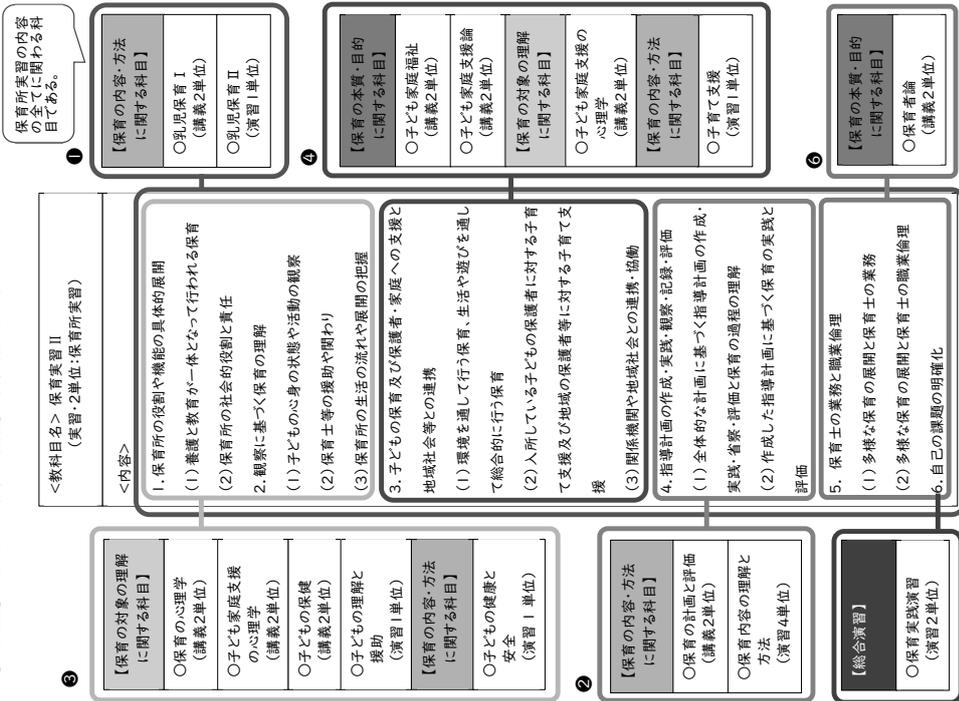
<p>① 乳児保育の充実</p> <p>○ 基本的事項(理念や現状、体制など)の理解を深め、具体的な保育の方法や環境の構成等を学び、保育の実践力を習得させる。</p> <p>「乳児保育Ⅰ」(講義2単位) 「乳児保育Ⅱ」(演習1単位)</p>	<p>④ 子どもの育ちや過程への支援の充実</p> <p>○ 子育て家庭への支援に関する総合的な力を養うため、以下に関して、教科目を再編し、体系的に習得させる。</p> <p>・ 子どもの家庭支援の基本となる事項(養育や役割、保育士としての基本姿勢、支援の体制)内容など。</p> <p>・ 保育の専門性を活かした子育て支援の実践的な事項(保育士の行う支援の方法論、援助の過程、事例検討など)</p> <p>「子どもの家庭支援論」(講義2単位) 「子育て支援」(演習1単位) 「子ども家庭支援の心理学」(講義2単位) 「子ども家庭福祉」(講義2単位)</p>
<p>② 幼児教育を行う施設としての保育の実践</p> <p>○ 保育の計画から評価・改善に至る過程を理解させる。</p> <p>「保育の計画と評価」(講義2単位)</p> <p>○ 「質の高い養育・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置き、子どもの生活や遊びが充実するよう援助する力を習得させる。</p> <p>「保育内容の理解と方法」(演習4単位)</p>	<p>⑤ 社会的養護や障害児保育の充実</p> <p>○ 子どもとその過程の理解を踏まえ、理念や制度等の基礎的事項と援助に当たり必要となる実践力を効果的に習得させる。</p> <p>「社会的養護Ⅰ」(講義2単位) 「社会的養護Ⅱ」(演習1単位)</p> <p>○ 障害児保育に関して、地域社会への参加・包括(インクルージョン)や合理的配慮等の基本的な考え、対象となる子どもの特性、家庭との連携した援助など内容についてより具体的に理解させる。</p> <p>「障害児保育」(演習2単位)</p>
<p>③ 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上</p> <p>○ 子どもの発達、学びの過程や特性に関する内容を体系的に理解させるとともに、子どもと家庭に関する包括的に理解させる。</p> <p>「保育の心理学」(講義2単位) 「子ども家庭支援の心理学」(講義2単位) 「子どもの保健」(講義2単位)</p> <p>○ 子どもと理解とそれに基づく援助について、より実践的な力を習得させる。</p> <p>「子どもと理解と援助」(演習1単位)</p> <p>○ 保健的観点に基づく保育の環境整備や心身の健康・安全管理の実施体制など、実践的な力を習得させる。</p> <p>「子どもと健康と安全」(演習1単位)</p>	<p>⑥ 保育者としての資質・専門性の向上</p> <p>○ キャリアパスを見据え、より組織的な運営の下で継続して保育者としての専門性の向上を図ること等の重要性を理解させる。</p> <p>「保育者論」(講義2単位)</p>

※「保育士養成課程等の見直しについて(検討の整理)」(2017年12月4日 保育士養成課程等検討会)の保育士養成課程に関する「具体的な見直しの方向性」を参考に、改正ポイントと改正後の科目名等のみ記載した。

II. 保育実習指導の基本

図表 2-2-2 保育実習Ⅱと他科目との関連

※【保育実習Ⅰ(保育所)と他科目との関連】と類似する箇所の記載は省略した。
※2018年(平成30)年度の保育士養成課程の改正ポイントを踏まえ、保育実習Ⅱと他科目との関連を示した。
※【総合演習】の科目となる「保育実践演習Ⅰ」と「保育実践演習Ⅱ」の関連を示した。

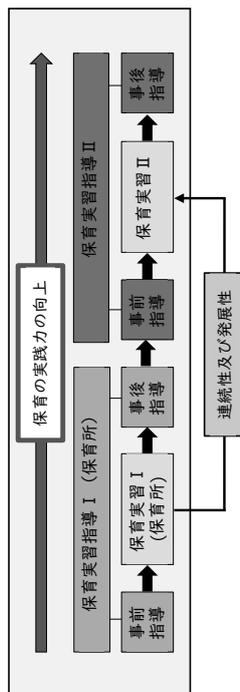


II. 保育実習指導の基本

【事前・事後指導と実習の流れ】

実習生にとって初めての実習である「保育実習Ⅰ（保育所）」を行うに当たっては事前・事後指導を扱う科目が「保育実習指導Ⅰ（保育所）」である。また、2回目の実習である「保育実習Ⅱ」を行うに当たっては事前・事後指導を扱う科目が「保育実習指導Ⅱ」である。

「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」は実習内容が異なることから、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」と「保育実習指導Ⅱ」で扱う内容も異なる。それぞれ「教科目の教授内容（別紙3）」に示された目標と内容に沿って教授される。



図表 2-2-3 事前・事後指導と保育実習Ⅰ（保育所）と保育実習Ⅱの流れ

II. 保育実習指導の基本

【事前・事後指導の目標と内容】

※「保育実習指導Ⅰ」と「II」で、連続性及び発展性のある内容の箇所を矢印で示した。

＜教科目名＞ 保育実習指導Ⅰ（演習・2単位）	＜教科目名＞ 保育実習指導Ⅱ（演習・1単位）
＜目標＞ 1. 保育実習の意義・目的を理解する。 2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。 3. 実習指導における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。 4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。 5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。	＜目標＞ 1. 保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に理解する。 2. 実習や既習の教科目内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を習得する。 3. 保育の観察、記録及び自己評価を踏まえた保育の改善について、実践や事例を通して理解する。 4. 保育士の専門性と職業倫理について理解する。 5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする。
＜内容＞ 1. 保育実習の意義 (1) 実習の目的 (2) 実習の概要 2. 実習の内容と課題の明確化 (1) 実習の内容 (2) 実習の課題 3. 実習に際しての留意事項 (1) 子どもの人権と最善の利益の考慮 (2) プライバシーの保護と守秘義務 (3) 実習生としての心構え 4. 実習の計画と記録 (1) 実習における計画と実践 (2) 実習における観察、記録及び評価 5. 事後指導における実習の総括と課題の明確化 (1) 実習の総括と自己評価 (2) 課題の明確化	＜内容＞ 1. 保育実習による総合的な学び (1) 子どもの最善の利益を考慮した保育の具体的理解 (2) 子どもの保育と保護者支援 (1) 子ども（利用者）の状態に応じた適切な関わり (2) 保育の知識・技術を活かした保育実践 3. 計画と観察、記録、自己評価 (1) 保育の全体計画に基づく具体的な計画と実践 (2) 保育の観察、記録、自己評価に基づく保育の改善 4. 保育士の専門性と職業倫理 5. 事後指導における実習の総括と評価 (1) 実習の総括と自己評価 (2) 課題の明確化

図表 2-2-4 保育実習指導Ⅰ（保育所）と保育実習指導Ⅱの連続性

「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」には、連続性及び発展性がある。同様に、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」と「保育実習指導Ⅱ」の目標と内容にも連続性及び発展性がある。関連が深い箇所の内容は次のとおりである（図では、矢印で示している）。

II. 保育実習指導の基本

(1) 実習の意義・目的の理解

まず、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」では、目標の1つ目に「1. 保育実習の意義・目的を理解する」ことが掲げられているが、「保育実習指導Ⅱ」では、「1. 保育実習の意義と目的を理解し、保育について総合的に理解する」というように、より発展した高度な目標が掲げられている。

初めての実習の事前指導では、保育現場において子どもと実際に関わり理解を深めながら、理論と実践を結びつけていくことの意義や目的を理解し、実習での学びについてイメージできるように指導し、実習への理解を促すことが求められる。

2回目の実習では、より具体的な実践（指導実習を含む）を通して学びを深めることから、その事前・事後指導では、子どもの最善の利益を考慮した保育とは具体的にどのような保育なのか多様な事例や実践から学びを深められるよう配慮し、また保育者の役割は、子どもへの保育だけでなく保護者支援も含まれることを理解できるように指導することが求められる。

(2) 自己の課題の明確化

次に、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」では、「2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする」ことが目標として掲げられている。実習の意義・目的を理解した上で、学生一人一人が、実習で自分は「何を学びたいか」、「何を体験したいか」を考え、実習の目標を明確にして、実習に臨めるように指導することが大切である。自分の実習目標を立てることは、主体的に実習での学びを進めることにつながることを伝達する。

また、学生が立てた実習目標は、実習オリエンテーション時に持参し、学生から直接、実習施設の実習指導者に伝えるよう指導する。

実習施設の実習指導者は、学生の実習目標（何を学びたいか」という意思）をもとに、可能な範囲でその学びを実現できるように実習指導の計画を立てることが求められる。これは、学生の主体的な学びを実現する上でとても重要なことである。

また「保育実習指導Ⅰ（保育所）」の事後指導では、「5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする」ことが目標として掲げられている。保育実習Ⅰ（保育所）が終わったら、事前に立てた自分の実習目標をもとに振り返る機会を設け、次の課題や目標を明確にしていくことができる。ここで明確化した自己の課題を、保育実習指導Ⅱの「2. 実習や既習の教科目の内容やその関連性を踏まえ、保育の実践力を習得する」場面で結び付けて学習を進めていくことができるよう指導することで、保育の実践力の向上が期待できる。また、保育実習Ⅱの事後指導において「5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、保育に対する課題や認識を明確にする」際には、保育実習指導Ⅱの1～4に掲げられている目標及び内容の観点から丁寧に振り返りを行い、実習の総括をすることで、今後の課題を明確にでき、学生の保育士となるビジョンを明確にしていく支援ができる。

II. 保育実習指導の基本

(3) 実習に際しての留意事項と保育士としての専門性と職業倫理

保育実習指導Ⅰ（保育所）では、「3. 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する」という目標が掲げられており、保育実習指導Ⅱでは、「4. 保育士の専門性と職業倫理について理解する」という発展した目標が掲げられている。指導すべき重要な内容であるため、別途項目を立てて解説する。詳細は、本書4～6ページを参照されたい。

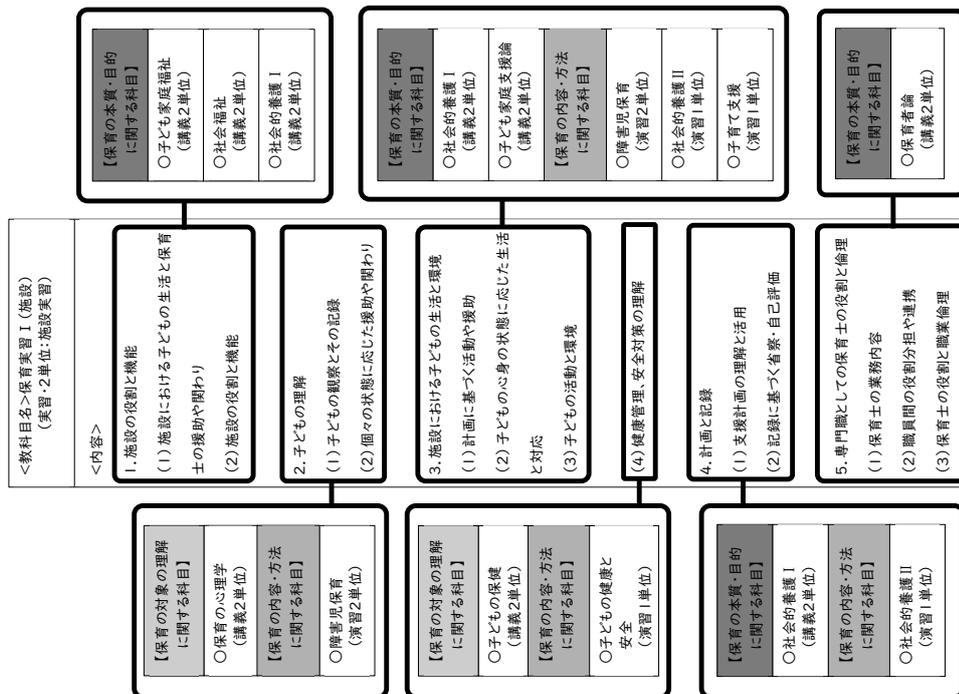
(4) 保育のPDCAサイクル

保育実習指導Ⅰ（保育所）では「4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する」という目標が掲げられており、保育実習指導Ⅱでは、「3. 保育の観察、記録及び自己評価等を踏まえた保育の改善について、実践や事例を通して理解する」というように発展した目標が掲げられている。保育のPDCAサイクルへの理解が深まるよう指導する必要がある。

保育の出発点は「観察」により子どもの実態を捉えることであることと伝達し、観察の際のポイントを説明する。保育の「計画」については、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」では、「保育所保育指針」第1章（総則）に基づいて、全体的な計画および指導計画の意義を説明し、指導計画の書き方を扱う。「保育実習指導Ⅱ」では、子ども理解を出発点として保育所等における全体的な計画や期・月・週の指導計画に沿った内容を検討し、一日の生活の流れに沿って、子どもの状態に応じた適切な関わりや特に援助が必要なことを想定しながら指導計画を立案する重要性について実践や事例を通して学習できるようにする。「実践」では、計画に基づいた実践だけでなく、その場の子どもの姿に応じて、指導計画を伴わない偶発的、即興的な実践もありうることを具体的事例で伝えていく。実践後は、子ども理解や自己観察を深め、次に活かしていくために記録を用いて実践を振り返り「自己評価」をすることが大切であることを説明する。なお、「記録」については本書55ページ、「評価」については46ページを参照されたい。

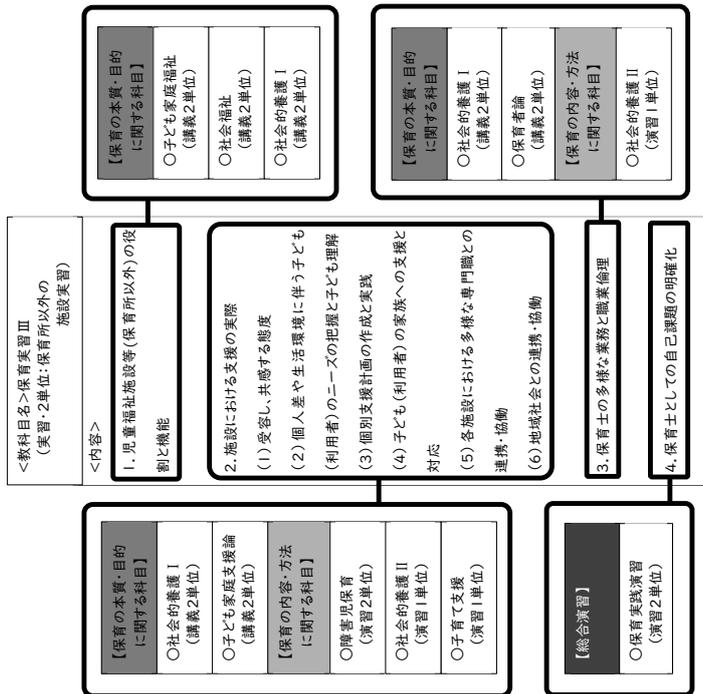
3. 保育実習 I (施設) 保育実習 II と他の教科目との関連
【保育実習 I (施設) と他科目との関連】

図表 2-3-2 保育実習 I (施設実習) と他科目との関連



【保育実習 II と他科目との関連】

図表 2-3-3 保育実習 II と他科目との関連



保育実習 I (施設) 及び保育実習 II と他の教科目との関連については、図表 2-3-1 及び 2-3-3 に示してある。保育所実習と共通の科目も多いが、実習施設および施設保育士について、施設に入所・通所している子ども・利用者についての理解を深めるために、養成校では、子ども家庭福祉、社会福祉、社会的養護 I・II 等の科目での学修が行われている。

II. 保育実習指導の基本

4. 実習訪問指導

【実習訪問指導の位置づけ】

「保育実習実施基準」では、養成校の実習指導者と実習施設の実習指導者が緊密に連携することを求めている。

保育実習実施基準 第3 実習施設の選定等

4 保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることはないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること。

養成校と実習施設の実習指導者等が、直接的に情報を共有できるのは、実習訪問指導の時である。「保育実習実施基準」では、養成校の実習指導者が、実習期間中に実習施設を訪問し、実習指導担当者と連携しながら学生を指導することを求めている。

【実習訪問指導の意義】

(1) 養成校側にとっての意義

学生の実習状況を把握する機会であり、面談や実習日誌等の資料をもとに、学生への指導を行うことができる。また、実習施設の実習指導者等との懇談等を通して、実習施設の情報（実習指導体制、保育内容・方法等）収集や、養成校の教育・実習目標や方法の説明等を行い、実習施設との連携を図る機会になる。

(2) 学生における意義

不安や緊張がほぐされ、安心感とやる気につながり、喜びや手応えの明確化、戸惑いや不安の解消、実習中の課題に対する必要な修正と適切な方法を再確認する機会になる。また、実習施設側との対話による実習内容の調整をしても良かったり、実習上の具体的な指導を受けたりする機会になる。

(3) 実習施設側における意義

養成校の実習訪問者等との連携により、学生を指導する機会になり、養成校の実習事前指導の内容や学生や学生について情報を得る機会になる。

また、実習施設の実習担当職員が指導力の育成を図る機会にもなる。

II. 保育実習指導の基本

【実習訪問指導の方法】

(1) 訪問回数と時期等

実習訪問指導の回数について、保育実習実施基準に以下の様に表示されている。

保育実習実施基準 第3 実習施設の選定等

5 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に少なくとも1回以上実習施設を訪問して学生を指導すること。なお、これにより難しい場合は、それと同等の体制を確保すること。

実習訪問回数は、実習期間中に1回以上とされている。訪問が1回の場合は、中間指導の観点から、実習の中間頃（1週目木曜日から2週目火曜日）を目安にして訪問するのがよい。訪問が2回以上の場合は、個々の訪問の目的を設定し、時期を選択し、可能であれば、実習後半に行われる指導実習や振り返りの会（反省会）に参加するとよい。

施設側との日程調整が難しい場合、感染症等の全国的な蔓延等の影響により実習施設を訪問することができなかつた等の場合は、代替方法として、会議アプリ等を使用したオンライン対面指導を行うことが望ましい。また、養成校、施設及び学生の通信設備、通信環境によっては電話（音声通話アプリを含む）での対応を行ってもよい。

(2) 訪問指導の所要時間

訪問指導の所要時間（実習施設への滞在時間）は、1人当たり30分程度が基本であると考えられる。一方、学生の指導実習の参観や振り返りの会（反省会）に参加する場合や、実習生が課題を抱えている場合は1時間ほどを要することもあるので、ケースバイケースで対応する。

【訪問指導の内容】

訪問指導の際に行う主な内容として、以下の6点があげられる。訪問時にすべての項目を必ず行わなければならないわけではないが、実習生の状況に応じて実施するとよい。

- ①実習生の様子把握と指導・助言
- ②実習状況の確認と調整
- ③子ども（利用者）との関係の確認と指導
- ④実習施設の実習指導者等を含めた全職員との関係の確認と指導
- ⑤実習施設の実習指導者等への連絡・依頼内容
- ⑥養成校側の教育方針や方法と実習施設の実習指導プログラムや方法との調整

II. 保育実習指導の基本

【訪問指導の記録】

実習訪問指導を行った際には、必ず記録を残しておく必要がある。実習実施基準には、以下のようない記載がある。

第3 実習施設の選定等
6 指定保育士養成施設の実習指導者は、実習期間中に、学生に指導した内容をその都度、記録すること。また、実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する等、実習を効果的に進められるよう配慮すること。

記録の内容は、学生からの情報と、実習施設からの情報が含まれるため、それぞれを区別して記載することが望まれる。また、指導した事項には、「実習生への指導・助言事項」と「実習施設の実習指導者等との調整・連絡・依頼事項」があり、それらを具体的に記載することが、他の実習関係者との共有の上で大切である。

①実習種別のタイトル
②養成校名
③学生の学年、学籍番号、氏名
④実習施設名、所在地
⑤訪問時の実習施設の面談者、実習指導者等の氏名
⑥訪問者下養成校の教員の氏名
⑦訪問日時、滞在時間
⑧面談の形態
⑨把握事項と指導・助言内容、調整・連絡・依頼事項
⑩その他

図表 2-4-1 実習訪問指導の記録の内容例

III. 保育実習指導の方法と評価

III. 保育実習指導の方法と評価

- ① 生活と遊びを通じた発達援助・支援等に関する理解を促す。
- ② 生活と遊びを通じた指導等の実践を促す。
- ③ ①②を踏まえた実習日誌及び指導計画等の作成に関する指導を行う。
- ④ 事前事後指導・訪問指導を通して、実習生の学びを確認し、自身の課題に取り組む援助を行う。
- ⑤ 実習指導の評価について理解し、適切な評価を行う。
- ⑥ ICTを活用し、効果的かつ効率的な実習指導を行う。

1. 保育実習指導の方法

まず、実習指導は、①事前指導、②実習中の指導、③事後指導によって構成されている。①事前指導、③事後指導は主に養成校の実習担当者、②実習中の指導は主に実習施設の実習担当者によって行われる。しかし、学生にとっては、養成校における理論的な学びと実習施設における実習経験の中での学びは連続性を持ち、実習前の養成校での学びと実習経験の姿を思い浮かべたりしながら、養成校で理論を学ぶことの大切さについても深く理解できようになる。

このように、学生を真ん中に据え、養成校と実習施設がそれぞれの実習指導の内容を共通理解し、協働しながら実習指導を進めていくことが大切である。

図表 3-1-1 それぞれの特徴をふまえた実習指導

保育の役割や施設の理解	実習対象	全体的な計画と指導計画および評価	実習内容
保育実習 I (保育所) ・保育所における子どもの生活と保育士生活との関係性を理解すること ・保育所保育指針との関係で保育をとらえること	・子ども理解	・全体的な計画と指導計画 ・園および評価の理解に重点が置かれる ・実習日誌等の記録を講じての自らの実践を振り返ること	・子どもへのかわり加えて保育の基本となる考え方の理解 ・保育指針の重要性を理解すること ・子ども理解、地域連携など、保育所および保育者の役割全般に対する理解 ・自己課題の明確化
保育実習 II ・養護と教育が一体的に行われるという保育の理念や具体的な保育実践を体験することから学び取ること	・保育そのもの ・シムズ/トールによる保育の場としての役割の把握	・指導計画を作成し保育を実施することを通して(計画-実践-評価)という保育実践の重要性を理解すること	・子どもへのかわり加えて保育の基本となる考え方の理解 ・保育指針の重要性を理解すること ・子ども理解、地域連携など、保育所および保育者の役割全般に対する理解 ・自己課題の明確化

※ 『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver. 2』 p. 96-97 の文章を基に作成

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

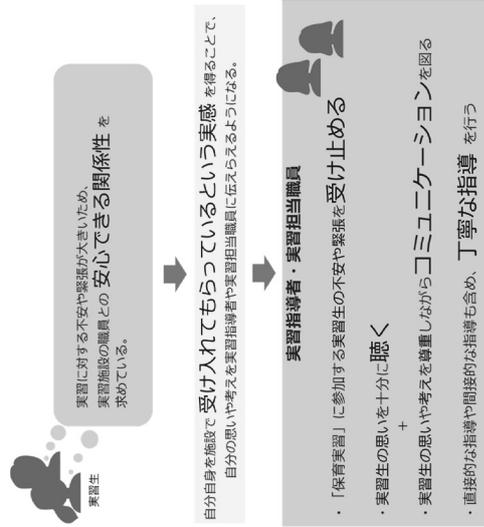
先に図表 3-1-1 で示した保育実習のそれぞれの特徴を踏まえ、「保育実習Ⅰ（保育所）」から「保育実習Ⅱ」へと、実習の目的と内容は連続性をもちながら発展していくものとなっている。したがって、実習指導に際しても、実習目標の設定から実践、評価まで、その内容に一貫性をもたせることが、学生自身が主体的に実習に取り組むための基礎として重要といえる。

2. 実習施設（保育所）における実習指導

実習施設における実習指導は、受け入れる実習生の実習段階を踏まえ、「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」の教授内容を理解することが大切である。養成校から送付される書類には実習生の個人情報と共に、実習段階（「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」）などが示されている。そこから、実習生を受け入れる体制や具体的な準備が始まっている。ここでは、実習生の受け入れに当たり、実際にどのような準備を行い、実習指導を行っていくべきだろうか。

実習生の多くは、実習施設で「より良い指導を受けて保育者としての資質を高めたい」、「実習を学びの多いもの」という思いをもっており、実習に臨もうとしている。

「実習を学ぶの多いもの」という思いをもち、実習に臨もうとしている。特に、初めての学外実習に対する不安が大きい。実習施設の職員との安心できる関係性を求めている。まずは、実習施設において自分を受け入れてもらっているという実感を覚えることが重要である。



図表 3-2-1 実習生の心情を理解した実習指導

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

ここでは、実習指導における具体的な手立てが理解できるように、図表 3-2-2 に「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」における実習指導者の役割と要点を示し、【実習前】、【実習中】、【実習後】の流れで解説する。

図表 3-2-2 「保育実習Ⅰ（保育所）」と「保育実習Ⅱ」における実習指導者の役割と要点

大区分	小区分	実習指導における実習指導者の役割の内容	参考資料・配慮事項
実習前	実習生受入れ前	園全体で実習生を受け入れる体制づくりのため、指導担当職員が計画の作成などを実施・検討する 園全体で実習生を受け入れる意識を高める。全職員に、実習の設備や実習生の情報を伝える	保育実習施設 会館、実習生受け入れマニュアル
	実習生受入れ	実習段階（保育実習ⅠⅡ）に基づき実習内容を共通理解するため、指導担当職員と種別（種別）の両方とも 指導時間の確保が出来ることになり、指導担当職員（実習生）が返す準備を具体的に進める 実習生受け入れ期間や配属方針などを保護者に説明すること、実習生を受け入れる雰囲気をつくる	保育実習施設 実習計画
	事前	実習生が実習の見聞の場となる。説明の予定がある。説明の場や実習の場を理解できるようにする 実習計画については、実習の実習で学ぶこと（スケジュール）を事前に一緒に考えながら内容を調整していく。	説明会、説明シート 説明による自己調達の情報 実習計画
	前訪問	実習生に対する自己紹介を行う。施設の環境や個人情報の保護などの守秘義務について伝える 実習生が実習施設や実習計画を進めながら、実習施設や園の概要を資料で示したり、施設案内を行う	保育士間の情報 園全体の計画、クラスの指導計画、意の調整の資料
実習中	実習初日	園全体で実習生を受け入れる雰囲気や体制をつくる 実習生の様子や健康状態を確認する。実習生に挨拶、実習生に挨拶を行う	
	実習生が安心して自分の思いを伝えられるように、園内外の雰囲気をつくる	実習生が安心して自分の思いを伝えられるように、挨拶後に「今日は大丈夫？」の言葉かけを行い、話を聞く	
	実習生と指導担当職員とのコミュニケーションが図れるように、園内外の雰囲気をつくる	実習生と指導担当職員とのコミュニケーションが図れるように、指導担当職員に言葉かけや話を聞く	
	指導担当職員が実習生の様子を見ることが出来るように、園内外の雰囲気をつくる	指導担当職員が実習生の様子を見ることが出来るように、園内外の雰囲気をつくる	
	指導内容の進捗を判断するために、指導担当職員による指導内容の定期的な確認を行う	指導内容の進捗を判断するために、指導担当職員による指導内容の定期的な確認を行う	
	実習生の子供（実習生）の関わりが深くなるように、実習生が主体的に発言できるようにする	実習生の子供（実習生）の関わりが深くなるように、実習生が主体的に発言できるようにする	
	その後の実習指導に活かすために、実習生の自己評価や実習段階から実習指導内容を問う	その後の実習指導に活かすために、実習生の自己評価や実習段階から実習指導内容を問う	
	訪問指導の際に、実習生の実習指導に活かすために、実習指導者が施設訪問指導者と面談を行う	訪問指導の際に、実習生の実習指導に活かすために、実習指導者が施設訪問指導者と面談を行う	
	訪問指導の際に、養成校教員に、実習生の学びの過程や学び、今後の期待ややりがいを伝える	訪問指導の際に、養成校教員に、実習生の学びの過程や学び、今後の期待ややりがいを伝える	
	実習生が主体的に学びが深くなるように、実習生が主体的に発言できるようにする（課題）を伝えられる	実習生が主体的に学びが深くなるように、実習生が主体的に発言できるようにする（課題）を伝えられる	
実習後	指導後	指導後、指導担当職員は実習生が実習に臨むために、実習生の学びが深くなるように、実習指導者として働きかける	園全体の計画、実習計画 実習計画、実習計画
	指導後	指導後、指導担当職員は実習生が実習に臨むために、実習生の学びが深くなるように、実習指導者として働きかける	園全体の計画、実習計画 実習計画、実習計画
	指導後	指導後、指導担当職員は実習生が実習に臨むために、実習生の学びが深くなるように、実習指導者として働きかける	園全体の計画、実習計画 実習計画、実習計画
	指導後	指導後、指導担当職員は実習生が実習に臨むために、実習生の学びが深くなるように、実習指導者として働きかける	園全体の計画、実習計画 実習計画、実習計画

（高田・水野 作成）

【実習前：実習の概要を知り、実習施設の実習のイメージをもてるように】

(1) 実習生受け入れ前

実習生の受け入れが決まったら、養成校からの実習の依頼内容「実習段階・内容」を確認する。「保育実習Ⅰ（保育所）」の場合は、初めての保育所実習となるため、全体的には子ども理解を中心とした観察・参加実習となる。また、「保育実習Ⅱ」の場合は、「保育実習Ⅰ（保育所）」の経験を踏まえ、保育の計画から評価までの PDCA サイクルを経験的に学ぶことができるように責任実習を行い、具体的な実践を通して保育所の役割や保育実践などの理解を深める。このように「実習段階・内容」を理解し、園全体で実習生を受け入れる体制づくりのために、指導担当職員の決定や実習計画の作成などを園長と検討していきけるようになる。また、園全体で実習生を受け入れる意識をもてるように、全職員に、実習段階や実習生の情報を伝え、情報共有を行うようにする。そして、実習生を担当する実習指導職員が決定したら、実習段階（保育実習Ⅰ（保育所）・保育実習Ⅱ）に基づき実習内容を共通理解するために、指導担当職員と確認の時間をもつようにする。その他の配慮として、実習生が実習施設の職員や保護者に温かく迎えられると感じることができるよう、実習生受け入れ期間や配属クラスなどを園だよりや掲示版などで保護者に周知することで、実習生を迎え入れる雰囲気をつくることも大切である。

(2) 事前訪問（実習オリエンテーション）

事前訪問（実習オリエンテーション）とは、実習生が実習の概要を把握するために、実習前に実習施設を訪問することである。実習生が主体的に学ぶ意欲を高めるためにも、実習施設として必要な書類を準備するようにする。また、実習施設にとっても、事前に実習生について理解し、どのように実習内容や実習指導を行っていくべきか見通しがもてる機会となる。このように、実習生と実習施設が相互に理解する機会として、事前訪問（実習オリエンテーション）は大切である。

まずは、実習生がどのような実習目標をもって実習に取り組みたいと考えているのか対話を促しながら実習内容を確認するとよい。実習段階に応じた実習目標や実習の中で実習生が経験したいことなど、実習生の思いを大切にしたい。そして、実習施設としてあらかじめ作成した実習計画の資料を基に、実習生が実習の見通しがもてるように、実習計画の予定を知らせ、配属クラスや実習の流れを理解できるようにする。また、実習計画については、実習生が実習で学びたいことを踏まえ、実習生と一緒に考えながら内容を調整していくようにする。具体的な内容は、クラスの配属や指導実習（部分・責任実習）の予定、早朝・延長保育の体験などである。

実習生としての自覚がもてるように実習施設の諸規則や個人情報保護などの守秘義務について伝えると共に、実習施設の保育理念や目標、どのようなことを大切に保育しているのか具体的に伝えるようにしたい。実習生が実習施設を理解し、実習に臨めるように、実習施設やクラスの概要を資料で示したり、施設を案内したりする。

【実習中】

(1) 実習生が安心して実習に参加するために

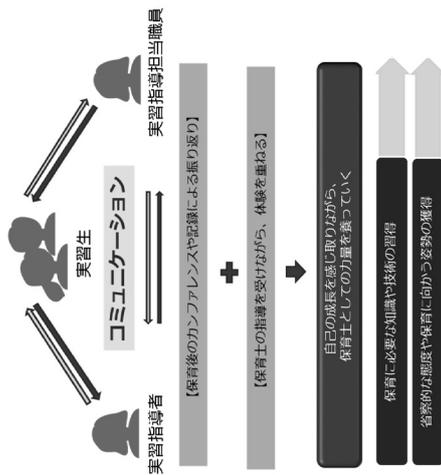
実習施設の職員が思う以上に、実習生は実習に参加することに緊張や不安が高い。そのため、実習生が安心して実習を行うことができれば環境づくりが大切である。

実習初日に、朝礼などで職員に実習生を紹介し、園全体で実習生を受け入れる雰囲気や体制をつくり、実習生が安心して実習に参加できるようにする。日々の保育の中では、安心づくりのために、実習生とのコミュニケーションを図りながら、安心して実習生の自分の思いや考えを指導担当職員や実習担当者に伝えられるようにすることが大切である。なぜなら、実習施設で実習生として受け入れられている安心感が、実習に対する学ぶ意欲や実習生としての主体性につながっていくからである。具体的なコミュニケーションの取り方としては、例えば、実習生の様子や健康状態を把握するために、実習生の出勤時に実習生と挨拶を交わす、実習生の緊張をほぐし、実習生の思いを伝えられるように、保育後に「今日はどうでしたか？」などの言葉かけや話を聞く方法がある。

養成校の事前指導では、学生に一日の実習の中で、感じたことや疑問に思ったことを実習担当職員に積極的に質問するように指導している。しかし、実習後、学生は質問をしなくても、実習担当職員に話しかけにくい雰囲気を感じると、なかなか尋ねることができなかつたという話をよく耳にする。したがって、実習担当職員や実習指導者だけでなく施設の全職員が実習生を施設の一員として温かく受け入れ、実習生が安心して自分の思いを伝えられるように、話しかけやすい雰囲気をつくるようにする。

次に、実習生の日々の学びや実習への意欲を支えるために、実習生と指導担当職員の間でコミュニケーションが取れているかを把握する必要がある。そのために、指導担当職員や実習生に対して、十分にコミュニケーションが取れているか言葉かけを行ったり話を聞いたりする。そして、上手くコミュニケーションが取れていない場合は、実習指導者は、双方の間でコミュニケーションを図ることができるよう助言を行ったり、介入したりする。

昨今の保育現場では、中堅の職員が産休・育休に入り、実習施設の人員配置等でやむを得ず保育経験が少ない保育士等が指導担当職員を担っていることもあり、実習指導について不安を抱えていたり、十分に実習生の学びの状況を踏まえて指導したりすることが難しい場合もある。このことから、実習指導者は、指導担当職員の精神的な支えとなるように、指導担当職員の指導の様子を見て言葉かけや話を聞くこと、指導内容の適切さを判断するために、指導担当職員による指導内容を日々の実習記録の所見などから把握し、必要に応じて助言や指導を行うことも求められる。



図表 3-2-3 実習生の学びを保障する振り返りの機会と実習指導

(2) 実習ならではの学びを深められるように
①生活と遊びを通じた発達の手助け/支援

実習の中で、実習生は指導担当職員と共に食事や排泄など養護と教育が一体的に行われる援助をしたり、子どもたちの生活環境を整えたり、遊びの中で、保育室や園庭など様々な場所で子どもと関わって遊んだりするなど、生活や遊びを通して保育場面について子どもたちの年齢や個人差、興味や関心などを捉えた援助について実習生の理解を促すことができるようにする。また、子どもと実習生との関わりや子ども同士の関わり、子どもと保育士等との関わり、指導担当職員と保護者への関わりなど、保育の中での様々な人との関係性や周囲の状況を踏まえ、観察に基づく保育実践を展開できるような指導も必要であろう。

これらの実習生の実習経験に基づく実習内容については、保育後のカンファレンスや実習記録による振り返りによって実習生の気づきを促すことができる。さらに、指導担当職員や実習指導者による個別具体的な指導や保育に必要な知識や技術が身に付いたことを実感できる機会をもつことで、自己の成長を感じ取りながら、保育士等としての力量を養っていくことができるのである。

具体的な実習指導では、実習生の子どもも理解や子どもへの関わり方などを促すために、実習記録の内容を確認し、実習生の気づきにコメントするだけでなく、実習記録の内容を基に、

実習生と直接話をしながら、保育の意味づけを行うことで、よりわかりやすく伝える方法もある。また、実習生が意欲的に学ぶことができるように、実習生の姿を具体的にほめたり、次に意識するところ(課題)を伝えたりする。指導実習(部分実習・責任実習など)については、指導担当職員とは異なる視点から指導するために、実習生の振り返りから総合的な指導を行う。その他にも、指導担当職員の保育の意図と保育実践をつなげる視点で指導するために、指導担当職員の保育について意味づけをしながら話をすることもあろう。

②実習記録と指導計画に関する指導

まず、実習記録を書くことで、「子どもも理解を深める」「子どもの姿の読み取りと子ども理解に基づいた関わり」などを通して、実習での学びが得られるように指導することが求められる。

次に、保育計画から保育実践における PDCA サイクルに位置づけて、記録を捉えることができるように指導する。実習における実習生の学びと**全体的な計画との関連**では、実習前の事前訪問(実習オリエンテーション)において実習施設の**全体的な計画**から**月案**、**週案**、**資料**などを用意し、保育士等の主体としてのねがいをもち立案された指導計画に基づいて保育が展開されることを実習生が理解できるようにする。そのため、実習の中で、**長期的な計画**から**短期的な計画**とのつながりの中で、日々の保育実践がどのように位置づいているのかを理解できるように指導する必要がある。また、指導計画に基づき、**子どもが自発的・意欲的に関わる環境**を保育士等が日々の保育の中で、どのように行っているのか、**気づく**ことができるように指導することも大切である。指導の際、子どもの興味・関心を捉え、季節や行事などその時期の子どもにとってもふさわしい経験となるように意図的に環境構成を行っていることにも、**実際の保育の中で理解を促しながら指導を行うようにする**。保育実習Ⅱの内容には「**環境を通して行う保育**」や「**生活や遊びを通して総合的に行う保育**」の項目がある。

しかしながら、これらの保育の計画から評価の理解などについては、「**保育実習Ⅰ(保育所)**」「**保育実習Ⅱ**」の**教授内容**について、図表 3-2-4 に示す**実習指導の項目**における**実習生の理解**が低いと考えられる。

したがって、これらの項目についても、実習施設における実習指導の中で、養成校で学んだ理論が**実際の保育実践の中で結びつき、理解**できるように指導を工夫することが求められる。

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

図表 3-2-4 実習施設における実習指導で強化してほしい教授内容

保育実習Ⅰ（保育所）

- i. **保育の計画・観察・評価**
全体的な計画と指導計画及び評価の理解について
記録に基づく省察・自己評価について
- ii. **保育内容**
保育の計画に基づく保育内容について

保育実習Ⅱ

- i. **保育所の役割や機能の具体的な展開**
養護と教育が一体となって行われる保育
- ii. **指導計画の作成・実践・観察・記録・評価**
全体的な計画に基づく指導計画の作成・実践・省察・評価と保育の過程の理解
- iii. **自己の課題の明確化**

図表 3-2-5 実習前後の実習日誌の記録の記入について

実習前後の期間	実習日誌
①実習開始前	・【実習前の養成校での学習】や【実習施設での実習事前指導】を受けて、必要事項を記入しておく
②実習中	・【指導を受けた内容を記録する】 ・【自分の保育行為を振り返って省察する】 ・【課題を見いだす】（今後の具体的な取り組み）も含めて記録する
③実習終了後	・【実習全体を振り返りまとめを記入する】 ・【実習施設に実習日誌を提出する】 ・【実習先施設からの総評を受ける】

実習の中間前後に、養成校教員による実習施設への**訪問指導**が行われる。この訪問指導の際には、**実習指導者が養成校の訪問指導者と面談**を行うようにする。そして、訪問指導面談では、**養成校教員に、実習生の実習での学びの過程を知らせ、今後の期待やねがいを伝える**ようにする。また、養成校教員から日頃の学生の様子を聞くことで、実習生を多角的に理解し、実習施設その後の実習指導に活かしていくようにする。そして、実習後には、養成校教員による事後指導の中で保育の楽しさや奥深さを学生同士で伝え合えるようなグループワークにつなげる等、保育に魅力を感じられる学生を共に育てられるようにする。

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

図表 3-2-6 実習日誌に記載する項目例

項目	内容
表紙	実習名、実習施設名称、実習期間、所属養成校名、氏名など
実習開始前に記録しておく事項	施設名、設置主体、所在地（住所、電話）、施設長名、実習指導者名、保育方針・保育目標・特色、沿革など 児童数、職員数、クラス（クラス名、児童数、担任保育者人数）、その他の職員構成
オリエンテーションの内容	実習時間、配属クラス、期間中の活動や行事、指導実習の進め方、実習日誌の提出方法、持ち物や服装、その他実習先に伝えた内容
本実習の目的・ねらい	実習科目として示されている目的・ねらいと、自分で立てたこの実習に対する取り組みのねらい
実習計画表（*1）	実習期間中の毎日の活動や行事、実習目標や内容、その他
実習所の環境	保育所全体（園舎および園庭など）の環境図
保育室の環境	配属クラスの保育室内の環境図
日々の実習記録（*2）	月日、曜日、天気、クラス名と年齢、担任保育士、児童数（出席者数）、今日の実習目標 生活の流れや保育の展開（子どもの生活する姿やそれに対応した保育士の関わりや援助、実習生の動きや気づき、簡単な環境構成の図など） 自分の実習目標や保育の実際に対応した考察、担任保育士または実習指導者からの講評
実習中に記録する事項	指導実習のために作成した指導計画、教材研究などの資料 保護者支援、地域子育て支援、地域連携や関係機関との連携について、観察や実際の関わりによって理解したこと
振り返りの記録	1週間を終わって（中間の振り返り） の振り返り
実習後に記録する事項	実習の振り返りと今後の課題 総評

*1 実習中も必要に応じて書き加えや修正を行う
*2 1日の保育の記録の記載方法や内容については、実習担当保育士からの指導を受けながら、実習生自身も実習目標や内容に応じて工夫することが望ましい
<実習中に記入する日誌以外の書類>

1	健康状態記入表 実習1週間前から実習終了1週間後までの朝夕の健康状態
2	出勤簿（出席カード） 実習施設に置き、出勤印と毎日の実習時間を記入

出典：保育実習指導のミニマムスタンダード ver. 2 p108 より引用

【実習後】

実習後は、実習記録が提出された後、速やかに実習生の評価を行う。その際、指導担当職員との対話により、適切な評価をすることと、最終的に園長に実習生の評価について説明し報告する。また、実習指導者は、指導担当職員自身や保育の質の向上につなげるために、実習指導を労うと共に、実習指導の振り返りを行うようにする。また、指導担当職員だけでなく、全職員で実習生の受け入れ方法について話し合い、実習生の姿から新たな学びにつながったことについて、職員一人一人が省察し、職員間で伝え合うことで保育の質の向上につながる機会にすることも大切である。

指導担当職員の自己評価表については、「Ⅶ 保育実習における連携・協働の方法」にて詳細にふれる。

3. 評価とは
【実習指導の単位の位置づけ】

保育実習には保育実習と保育実習指導それぞれで評価が実施され、単位として明確に分けられている。したがって最終的な単位認定の決定権と責任は、養成校にある。



図表 3-3-1 実習評価の担当

(1) 保育実習の評価

保育実習Ⅰ（保育所）、保育実習Ⅱは保育所等における実習内容に関する評価を行う。
 保育実習Ⅲ（施設実習）及び保育実習Ⅳは施設における実習内容の評価を行うこととなる。

①実習施設の評価「実習方針の確認」

局長通知を基本に、実習方針について共通理解となる取り組みをする。

実習施設、養成校、学生が保育実習に対する方針や目標に応じた活動を決定する。

実習事前オリエンテーションで実習施設と学生が再度実習方針の確認を行う。

【中間評価】

【学生】実習後半の自己課題を明確にする。

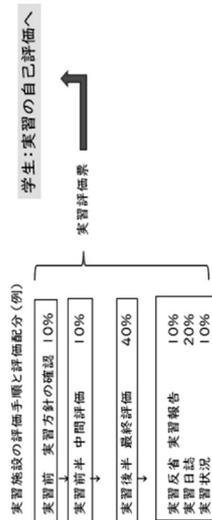
【養成校】実習訪問指導を通して評価結果を共有する。

【実習施設の指導担当教員】実習中間地点での学生の状況の評価する。

【最終評価】

【学生】実習施設の「実習評価」を基に実習の現状把握と次の実習の自己課題を明確にする。

【実習施設の施設長】指導担当職員の評価を基に総合評価を行う。



図表 3-3-2 実習施設の評価の手順と評価配分 (例)
 出典：保育実習指導のミニマムスタンダード ver.2 を一部引用

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

②養成校の評価

単位認定の評価は実習施設の評価を基本とする。
養成校が最終的に配分基準を明確にした成績評価を行う。

(2) 保育実習指導の評価

保育実習指導Ⅰおよび保育実習指導Ⅱは、保育実習を実施するために必要となる事前・事後指導の科目である。主に、養成校の授業として行われる。
保育実習指導Ⅰの授業では、保育実習Ⅰに向けて養成校にて学生に指導しておきたい標準的な「事前・事後指導」が行われる演習科目の2単位である。
また、保育実習指導Ⅱの授業では、2回目の保育所実習である保育実習Ⅱに向けて養成校にて学生に指導しておきたい標準的な「事前・事後指導」が行われることとなる。そのため、保育所実習指導Ⅰの事項を前編に発展的に学ぶ、演習科目の2単位となっている。

【評価項目の設定】

(1) 実習評価の目的

実習における評価の目的は学生自身が実習評価を通して、自己の学習状況を客観的に判断し、今後の自己課題を設定できることである。

(2) 実習評価の基準

次の3点に留意して実施することが大切になる。
○評価基準を明確にする

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「特定保育士養成施設の指定及び運営の基準について（平成15年12月9日雇児発1209001号）」において保育所実習および保育実習指導のねらいと内容が明記されている。そのため実習施設と養成校で評価基準に関する共通理解を図っておく必要がある。

○学生自身が実習前に評価基準を理解する
目標達成となる活動を実習中に主体的に行えるように、養成校での授業を通じて準備を行うしておく。

取り組みとして評価基準に基づき学生が実習の自己課題を立案する。そのため、養成校の授業で実習評価票を事前に開示することで、学生自身が実習基準の理解を深めることができる。

○養成校や実習施設の評価結果の情報収集を学生自身ができる環境づくりを行う
養成校と実習施設の実習指導者間で十分な連携をとっておく。具体的方法として、養成校が実習施設に実習を依頼する際や事前オリエンテーションに書面で知らせることができ、学生が自己課題を明確にできるように、評価結果を学生に開示することが前提となる。
養成校の実習指導者と学生がコミュニケーションをとりながら学生自身の実習現状を把握

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

し、さらに次の課題を考える取り組みをする。

(3) 保育実習指導の授業が示す目標および内容

【実習施設】実習時点での実習生としての知識や技術、判断力を評価するものである。
【養成校】養成校の授業によって、厚生労働省の示す「教科目の教授内容」により、保育実習指導Ⅰ（保育所）および保育実習指導Ⅱの目標と内容が取り扱われる。特に、下線部が示すように、評価に関連した学習内容が盛り込まれていることを確認しておきたい。
【養成校】授業によって、厚生労働省の示す「教科目の教授内容」により保育実習指導Ⅰ（施設）および保育実習指導Ⅲの目標と内容が取り扱われる。
特に、下線部が示すように、評価に関連した学習内容が盛り込まれていることを確認しておきたい。

保育実習指導Ⅰ（保育所等）の目標および内容 一部抜粋	保育実習指導Ⅰ（施設）の目標及び内容 一部抜粋
<p>（目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。 4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や過程について具体的に理解する。 5. 実習の事後指導を通して、実習の始末と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。 <p>（内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 実習の内容と課題の明確化 3. 実習の計画 4. 実習の実践と観察 5. 実習における観察・記録及び評価 6. 事後指導における実習の始末と課題の明確化 <p>(1) 実習の始末と自己評価 (2) 課題の明確化</p>	<p>（目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 実習の内容を理解し、自らの実習の課題を明確にする。 4. 実習の計画・実践・観察・記録・評価の方法や過程について具体的に理解する。 5. 実習の事後指導を通して、実習の始末と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。 <p>（内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 実習の内容と課題の明確化 3. 実習の計画 4. 実習の実践と観察 5. 実習における観察・記録及び評価 6. 事後指導における実習の始末と課題の明確化 <p>(1) 実習の始末と自己評価 (2) 課題の明確化</p>
<p>保育実習指導Ⅱの目標および内容 一部抜粋</p> <p>（目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 実習の観察・記録及び自己評価をふまえた実習の改善について実践や事例を通して理解する。 5. 実習の事後指導を通して、実習の始末と自己評価を行い、改善に対する課題や目標を明確にする。 <p>（内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 計画と観察・記録、自己評価 4. 実習の実践と観察・記録、自己評価に基づいた実習の改善 5. 事後指導における実習の始末と評価 <p>(1) 実習の始末と自己評価 (2) 課題の明確化</p>	<p>保育実習指導Ⅲの目標及び内容 一部抜粋</p> <p>（目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 実習の観察・記録及び自己評価をふまえた実習の改善について、実践や事例を通して理解する。 5. 実習の事後指導を通して、実習の始末と自己評価を行い、改善に対する課題や目標を明確にする。 <p>（内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3. 計画と観察・記録、自己評価 4. 実習の実践と観察・記録、自己評価に基づいた実習の改善 5. 事後指導における実習の始末と評価 <p>(1) 実習の始末と自己評価 (2) 課題の明確化</p>

図表 3-3-3 実習指導（保育所）（施設）における目標と内容の比較

(4) 実習評価票の評価項目

実習評価票には 様々なフォーマットが存在している。以下の基礎的な記入事項が記載されているものがスタンダードである。

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

保育実習Ⅰ（保育所等）と保育実習Ⅱの評価内容を比較してみると、知識・技術の基礎レベルから発展レベルへと段階をふまえた実習内容が求められていることを確認できる。

中項目	評価の内容	評価項目
実習者の 役割と 機能	1 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。	1 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。
	2 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。	2 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。
子どもの 理解	1 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。	1 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。
	2 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。	2 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。
保育内容 の適切 性	1 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。	1 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。
	2 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。	2 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。
指導方法 の適切 性	1 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。	1 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。
	2 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。	2 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。

実習指導と評価方法の例
実習評価シート（保育所等）・保育実習Ⅰ（施設）/保育実習Ⅱ（施設）に記載されている実習評価項目の内容大項目「知識・技術」について、園の状況で実習体験の場面や取り組み内容を組みあわせながら、実習生も実習園も共に学び合える実習計画を策定したい。

テーマ	評価	実習生
① 保育内容	③ 自己評価実践者 ④ 他者評価実践者	実習生
	⑤ 話し合い	担当者による実習評価票
② 対象者	年齢・性別・個人差 集団（クラス・グループ） 個人	実習日誌・考察・質問内容 実習園内容

図表 3-3-6 保育実習Ⅰ（保育所）知識・技術の項目内容に対応する実習体験や評価

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

保育実習Ⅰ（保育所等）と比較してみると、知識・技術について、より深く理解し、実践できるレベルが求められていることを確認できる。

中項目	評価の内容	評価項目
実習者の 役割と 機能	1 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。	1 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。
	2 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。	2 実習者が保育士としての役割や責任を自覚し、主体的に活動している。
子どもの 理解	1 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。	1 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。
	2 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。	2 子どもの発達段階や個性を踏まえ、適切な指導を行っている。
保育内容 の適切 性	1 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。	1 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。
	2 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。	2 保育内容が子どもの発達段階や個性に適切である。
指導方法 の適切 性	1 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。	1 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。
	2 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。	2 指導方法が子どもの発達段階や個性に適切である。

実習指導と評価方法の例
実習評価シート（保育所等）・保育実習Ⅰ（施設）/保育実習Ⅱ（施設）に記載されている実習評価項目の内容大項目「知識・技術」について、園の状況で実習体験の場面や取り組み内容を組みあわせながら、実習生も実習園も共に学び合える実習計画を策定したい。

テーマ	評価	実習生
① 保育内容	③ 自己評価実践者 ④ 他者評価実践者	実習生
	⑤ 話し合い	担当者による実習評価票
② 対象者	年齢・性別・個人差 集団（クラス・グループ） 個人	実習日誌・考察・質問内容 実習園内容

図表 3-3-7 保育実習Ⅱ知識・技術の項目内容に対応する実習体験や評価のポイント例

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

4. 効果的・効果的な実習指導の方法【記録等の工夫】

実習段階・内容を踏まえて、実習生に学んでほしい内容によって、記録の様式を選択することが大切である。養成校の実習指導によって記録様式が決まっていることもあるが、実習生の学びに応じて、柔軟な選択ができる配慮をしていくようにする。

主な記録の様式については、以下の特徴がある。

図表 3-4-1 主な記録の様式と特徴

記録の様式	特徴（メリット）
A 時間の経過に沿った記録	・一日の生活の流れに沿った活動ごとに「時間」を記し「環境構成」「子どもの活動」「保育者（実習生）の援助と配慮」などを記入する。 ・子どもの活動を時系列に捉えることができる。
B エピソードを記録	・その日の保育の中で印象に残った場面を抽出してエピソードを記述する。 ・子どもの姿から、実習生（保育者）はどのような子どもの姿を認め、関わったり援助をしようとしたのかを振り返る。 ・自分の保育行為についてエピソードの考察を裏に振り返ることができる。
C 保育現場図を用いた記録	・保育現場図を中心に子どもの遊びの様子を記入する。 ・ただし、ここで、どのよう遊びを促しているのかを振り返りながら、クラス全体や子ども達の内なる気持や子どもの動きを俯瞰して考えることができる。 ・子どもの遊びや経験を語り合える。
D ドキュメンテーション型記録	・保育現場の子どもたちの写真も取りながら、写真の子どもたちから、子どもの行動の意味を考えたり、子どもの学びを言語化したりし、他の保育者や保護者と話し合えることができる。

【保育士等】保育の実践を記録に残す取り組みは、実習生が実践と保育理論を結びつけ学びを深める重要なものである。しかし、記録に残すことに囚われすぎると、その時に五感で感じ感性を生かす保育の営みへの経験がおろそかになりかねない。そこで学ぶ目的により特徴を生かした記録方法を選択する効果的な記録の取り方の工夫が必要となる。

また、記録対象の時間帯として終日を時系列で記録するものが一般的である。視点を変え、1日の時間帯を活動で分割し、例えば主活動のみなど、限定時間に絞った記録も目的が明確となり考察を深めやすい。限られた実習期間に短時間で効果的に取り組む記録へと進化させ実習生の負担感を減らしつつ、学びの理解が深まる方法を考案し、実習施設から積極的に提案したいものである。

今後の新たな取り組みとして、実習生が養成校で学んだ記録方法を園内研修に取り入れ、実習生がオブザーバーとして一参加しながら意見交換をする取り組みも考えられる。実習生と保育士の保育の協働と園内研修への話題提供を兼ねた効果的な実習といえよう。

【ICTの活用】

保育施設において ICT を活用して保育業務を行うことが増えている中で、実習生の実習

Ⅲ. 保育実習指導の方法と評価

記録や指導計画作成に ICT を活用する養成校や保育施設がある。ICT 化することで実習生にとっても、指導者にとっても時間短縮や負担軽減につながると考えられる。実習施設と養成校の間でも導入する等、実習記録や指導計画の記入についても積極的に ICT の活用を考えたいくことが今後の課題である。

養成校と実習施設との連携では、実習日記の記入について、どのように取り扱うかルールを明確にして、共通理解を図り実習生を受け入れるようにする。例えば、養成校によっても、ICT 活用のルールは様々なため、実習前に実習施設に書面等で知らせると共に、実習施設として ICT 活用についてどこまで認めるか等、実習前の事前指導（実習オリエンテーション）などで学生に事前に ICT 活用の範囲を明確に伝えられるようにするとよい。学生の ICT 活用の環境が一人一人異なるため、柔軟に対応することが求められるだろう。

【実習施設】合理的で効果的な実習指導の工夫を、実習施設の業務改善や保育者の意識を変えるチャンスと受けとめたい。具体的には、手をかけ丁寧に関わることで、合理的に行うことすみ分けで保育内容を整理しながら、事務作業を中心に見直すことが可能である。例えば、実習記録を従来の手書きからパソコンによる Word 入力に変更することが挙げられる。日常生活の営みはデAILYログラムが示すように、日々くりかえし行われる保育の取り組みである。子どもの成長に欠かせない流れを実習記録の時系列で記載する場合、実習生の理解については、同じことを書き写す単純作業になりかねない。実習記録等を記載する負担感を軽減できるパソコンの特性を活かすことで記載に割く時間が削減し、考察を深める時間や新たな保育場面の気付きに充てるゆとりの創出が期待される。

【養成校】学生が安心して実習内容に取り組むための個別サポートが肝要である。実習施設から ICT を活用した実習記録等の取り組みを提案された場合には、学生に提案の方法に取り組みでよいことを伝えたい。ICT 導入について実習施設には様々な見解がある。そのことを理解しながら、養成校側から ICT による記録の作成や評価方法を検討してもらい依頼を試してみよう。養成校の依頼がきっかけとなり、他園の ICT 環境の実情を把握できたり、保育業界の ICT 化による業務改善を検討したりするチャンスとなりうる。

【学生】パソコン、インターネットの Wi-Fi 環境、プリンター等のパソコン環境が十分に整備されていない家庭の状況が大いに予想される。

【実習施設】受け入れない場合には、園のパソコンなどを活用してよいこと、手書き等よい。ICT 環境を整っていない場合には、園のパソコンなどを利用してよいこと、手書き等の手法と組み合わせるなどの選択肢を伝え、実習生を安心させることも、大事なサポートのひとつとなる。

実習生が帰宅後に記録に十分な時間超過で十分に身体を休めない実習よりも、日中に保育の取り組みについて、現場の保育者の知見を得る語り合いの機会を多くとり、保育への興味や学ぶ面白さを実感できる機会は、実習生の充足感が増し心に残る保育実習となりうるだろう。

IV. 保育実習指導の現状と課題（討議）

IV. 保育実習指導の現状と課題（討議）

- ①実習受け入れ機関／養成校が、実習の意義を受け止め、実習指導体制を組織的に作り上げるための課題を見出す。
- ②実習生の自己覚知を支え、実習生が実習記録・指導／支援計画を自ら改善できるようにする訪問指導・事前事後指導について、省察する。

[テーマ1] 効果的で効率的に実習指導を進めるための実習指導体制のあり方に関する課題をとりあげ、話し合ってみましょう。

[テーマ2] 効果的で効率的な実習記録・指導／支援計画作成のあり方に関する課題をとりあげ、話し合ってみましょう。

[テーマ3] 保育の魅力を感じられる実習になるための実習指導のあり方に関する課題をとりあげ、話し合ってみましょう。

V. 保育実習マネジメント

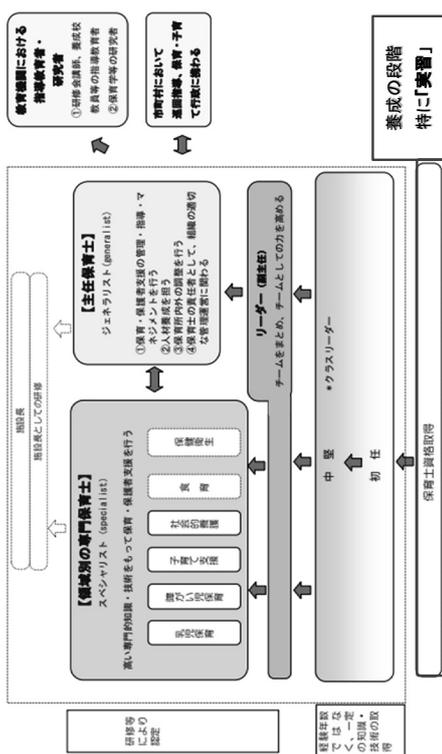
V. 保育実習マネジメント

- ① 実習目標の達成のために行う指導過程において、効果的かつ効率的に実習を進めるための管理・調整・事務手続きなどを行う。
- ② 実習に伴うリスクについて理解する。

1. 実習マネジメント
【人材育成としての保育実習】

図表5-1-1に、全国保育士会が2017年に作成した保育士等のキャリアパスを示している。この図では、保育現場に就職する前の段階として、保育士資格取得とだけ記載されているが、養成校での学びの中には、保育実習が含まれており、キャリアパスの始まりとして、養成の段階での実習について位置づけることが出来る。

図表 5-1-1 保育士等のキャリアパス(Career Path)



全国保育士会(2017) 保育士等のキャリアアップ検討特別委員会 報告書に加筆

また、この保育士等のキャリアパスを基に設計されたと思われる「保育士等キャリアアップ研修」の「マネジメント」分野の中には、内容「人材育成」の具体的な研修内容(例)として、「保育実習への対応」が含まれている(図表5-1-2)。ことから、保育士等の人材育成のスタートとして、養成校の段階での保育実習を位置づける必要がある。

V. 保育実習マネジメント

図表 5-1-2 保育士等キャリアアップ研修 マネジメント分野

内容	具体的な研修内容(例)
○ マネジメントの理解	・組織マネジメントの理解 ・保育所におけるマネジメントの現状と課題 ・関係法令、制度及び保育指針等についての理解 ・他専門機関との連携・協働
○ リーダーシップ	・保育所におけるリーダーシップの理解 ・職員への助言・指導 ・他職種との協働
○ 組織目標の設定	・組織における課題の抽出及び解決策の検討 ・組織目標の設定と進捗管理
○ 人材育成	・職員の資質向上 ・施設内研修の考え方と実践 ・ 保育実習への対応
○ 働きやすい環境づくり	・雇用管理 ・ICTの活用 ・職員のメンタルヘルズ対策

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」
(平成 29 年 4 月 1 日雇原発 0401 第 1 号)における別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」より

その際、保育実習と言うと、実習生が実習を経験することで成長していくというイメージが強いが、実際は、実習施設での実習指導者や実習指導職員が、実習生の指導を行うことで、他者への指導力が育成されるという側面もある。実習生としての成長だけでなく、保育士等のキャリアアップとしての人材育成の一環として、保育実習に取り組むことには大きな意義があると思われる。

【養成校と実習施設における情報の共有】

(1) 養成校と実習施設の連携・協働

概ね 10 日間の保育実習を円滑に実施するためには、本書の他の部分で記載されている、実習に関する種々の情報を、養成校と実習施設において共有しておく必要がある。前述したように、「保育実習実施基準」には、養成校と実習施設との連携と協働によって保育実習が実施されることが記載されている。

V. 保育実習マネジメント

保育実習実施基準 第2 履修の方法

5 指定保育士養成施設の所長は、毎学年度の始めに実習施設その他の関係者と協議を行い、その学年度の保育実習計画を策定するものとし、この計画において、全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間、時間数、学生の数、実習前後の学習に対する指導方法、実習の記録、評価の方法等を明らかにし、指定保育士養成施設と実習施設との間で共有すること。

養成校と実習先が一体となって実習を行うべく示されているのであり、実習内容の検討から、事前指導、実習、そして実習後の事後指導も、実習先と協議、共有しながら進めていく必要がある。

(2) 実施要綱による情報の共有

こうした情報を効率的に共有するためには、お互いに、実習要項（実習の手引き等名称は様々である）を作成し、共有することが望ましい。

養成校が単独で作成している場合もあれば、県単位での養成校の協議会で、実習要項を作成しているところもある。実習に関する基本的な情報が記載されている要項があれば、学生（実習生）の事前指導・学習に使用することが出来、また実習施設に対しては、養成校で行っている事前事後指導の内容や実習方針などについて情報を伝えることに役立つ。

一方、実習生を受け入れる実習施設でも、実習施設の保育方針や実習生受入れに関する注意事項、準備物等を記載した実習要項を作成している、実習前の事前訪問（実習オリエンテーション）時に提示することによって、学生が実習に臨むにあたって疑問に思ったり、不安になったりする事を実習前に解消することに役立つ。

(3) 訪問指導における情報の共有

実習に臨んだ学生が、養成校で学んだ内容と保育所等での保育に違いを感じることもある。実習生が感じている違いを理解するためには、実習指導者が養成校と実習施設それぞれで行っている指導について共有し、互いを振り返ることが必要となるが、そのためには、「II. 保育実習指導の基本 4. 訪問指導」に記載されているように、実習訪問指導が絶好の機会となる。

訪問指導では、養成校の実習指導者が、直接実習生の声を聞くことでその理解を行うことが出来る。学生の状況に関して養成校と実習施設の実習指導者等と意見交換を行い、実習生が置かれた状況、実態についての理解を共有することは、学びの主体である一人一人の実習生に沿った指導を行う上で効果的と言えるだろう。

V. 保育実習マネジメント

【個人情報の保護】

(1) 実習施設の情報についての守秘義務

前述したように、児童福祉法第 18 条の 22 にはプライバシーの保護と守秘義務について記載がある。実習生も同様であり、実習中に知り得た子どもや家庭についての情報は、実習中及び実習が終わっても決して漏らしてはならない。

【児童福祉法】

第 18 条の 22 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても同様とする。
第 61 条の 2 第 18 条の 22 の規定に違反した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
②前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

特に、実習に関することを SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）に書き込みをすることはいけないこと、また、実習記録の記述の仕方や取り扱いについても、十分に留意することを理解する必要がある。

実習の手続きの際には、実習にかかわる個人情報保護に関する誓約書を提出する場合があります。実習生への十分な説明が必要である。

(2) 実習生についての情報についての守秘義務

実習において、実習生が実習施設に関わる情報、特に個人情報の守秘義務について遵守することが大切であるのと同様に、実習生の情報についても適切に取り扱われなければならない。

保育士養成施設側では、「教職員等は、学生のプライバシーを最大限に尊重するとともに、学生に関する情報の取り扱い及び安全管理を適切に行う。」ことが明示されており、養成校が実習生の情報を実習施設に提供するにあたって、特に、病気や障害、アレルギーなどについては、学生の意思を確認したうえで行うなどの配慮が欠かせない。

また、実習施設においても、実習生調査を完了後に返却するなど、実習生の個人情報の取扱いについては、十分な配慮が必要である。

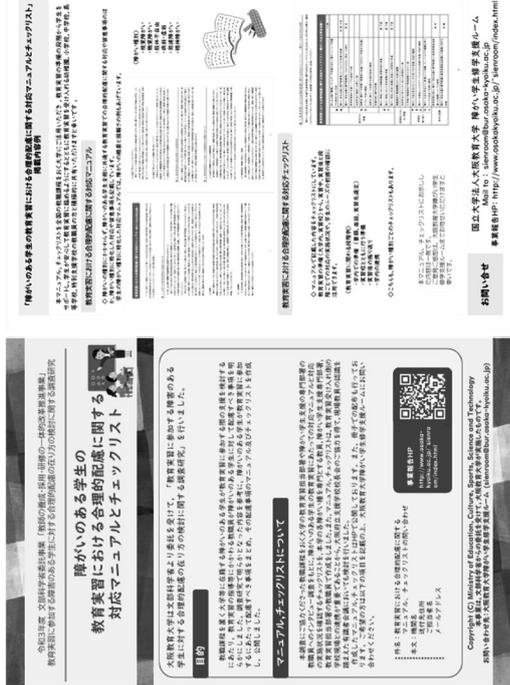
【実習生への合理的配慮】

障害のある学生への合理的配慮に代表されるように、近年、様々な配慮を必要とする実習生への対応も必要となっている。

前述したように、障害者差別解消法の改正により、「不当な差別的取り扱いの禁止」だけでなく、「合理的配慮の提供」についても、令和 6 年 4 月からすべての事業者において

V. 保育実習マネジメント

も義務化されることから、養成校、実習施設ともに、十分な理解と配慮が求められている。



図表 5-1-3 障害のある「障がいのある学生の教育実習に関する合理的配慮」に関する対応マニュアルとチェックリスト「文部科学省 HP https://www.mext.go.jp/content/20220826_mxt_kyokujin02-00024647_2.pdf

合理的配慮が必要な学生については、養成校において面談等を行って学生の希望や意思を確認したうえで、障害の種別等に応じて、実習の受け入れが可能である実習施設の選定と依頼を行う必要がある。そして、実習開始後も、実習を円滑に進めることができるよう養成校と実習施設との緊密な連携が欠かせない。

文部科学省では、令和 4 年 5 月に「障がいのある学生の教育実習における合理的配慮に関する対応マニュアルとチェックリスト」について「ホームページに公開している（図表 5-1-3）。教育実習を行う教職課程を設置している養成校向けの内容であり、保育現場においては適応が難しいこともあるが、参考にとされたい。

2. 実習に伴うリスクと予防

特に大きな問題もなく、実習を終えることができることが一番であるが、実習中に起こりうる様々なリスクとその予防と対応についても想定しておくことが望ましい。

なお、下記のような緊急時の対応が必要になる場合、養成校と実習施設で迅速に連絡を取り合う必要があるが、実習が土・日・祝日や夜間に実施されることもあるため、休日や夜間においても連絡をとることができる養成校の連絡先（電話番号、メールアドレス）を実習施設と共有しておくことが望ましい。

【悪天候時や災害時の対応】

大雨、台風、大雪などの悪天候、地震などの災害が起こった際の実習の対応についても予め想定しておくこととよし。荒天の場合には、公共交通機関が運休するなど、実習生が通勤困難になることもあり、学生の安全を確保するという観点からの配慮も必要である。また、災害時の対応については、実習施設においては常日頃から避難訓練などで十分に対策がとられているが、養成校においても、「子どもの健康と安全」などの授業において、災害時の対応について指導しておく必要がある。

悪天候や災害等で実習生が通勤できない場合は、養成校と実習施設で連絡を取り合いながら、実習期間を延期するなどの適切な対応をとる必要がある。

【健康管理・感染症防止対策】

実習期間中は、緊張と疲れから実習生が体調を崩すことは珍しくない。体調を崩してしまつた場合は、必ず通院して医師の診断を受けたうえで、実習の継続が可能かどうか確認したうえで、養成校と実習施設で連絡を取り合いながら、欠勤や実習期間の延期などについて対応する。

コロナ化の影響で、感染症対策やその予防については、養成校、実習施設共に十分に予防等の対応をしたうえで実習に臨むようにしていると思われるが、万が一学生が実習期間中に感染症に罹患した場合の対応についても、養成校と実習施設で連絡を取り合つて迅速な対応ができるように努める必要がある。

【実習生自身のけがや子ども・利用者にけがをさせてしまった場合の対応】

実習中には、上記の体調不良だけでなく、学生自身がけがをすることがある。また、実習生が子ども・利用者と関わっている際に、子ども・利用者にけがをさせてしまうこともある。けがの程度に関わらず、必ず実習施設の職員に連絡・報告をしたうえで、応急処置や通院など適切な対応ができるようにする。

こうした場合には、養成校にも連絡し、養成校と実習施設の連携により、状況に応じた対応を迅速に行う必要がある。養成校では、実習に臨むにあたり学生自身の傷害と賠償

（けがだけでなく、実習施設の物品等を破損してしまった場合も）のための保険に加入しているため、状況に応じて必要な手続きを行う。

また、こうした状況におかれた実習生自身が自責の念にとらわれ、精神的に落ち込み、不安定になることも想定されることから、養成校、実習施設共に、そのためのケアと援助・支援を行う必要がある。

【守秘義務と子どもの最善の利益】

前述したプライバシーの保護や守秘義務については、養成校における事前指導において十分な指導がなされているはずであるが、残念ながら、実習生に不適切な行動がみられたという報告もある。

また、近年保育現場での不適切保育が取り沙汰されているが、その原因の一つには、子どもの最善の利益を考慮しない保育者の存在が指摘されている。万が一にも、学生が不適切な保育を行うことの内容に、例えば、全国保育士協会が作成している「人権擁護のためのセルフチェックリスト」などを活用し、子どもに対して行ってはいけない言動について事前に確認しておくことも有効である（図表 5-2-1）。

図表 5-2-1 全国保育士協会「人権擁護のためのセルフチェックリスト」

(1) 子ども一人ひとりの人権を尊重し守り守りかかす！

項目	よくないこと	よくないこと
1	名前を呼ばないで呼ぶこと かみそりや爪切りを強要すること おむつを脱がせたり、おむつを 脱がせたり、おむつを脱がせたり おむつを脱がせたり、おむつを 脱がせたり、おむつを脱がせたり	子どもの権利条約 第1条 児童は、自己の利益を最優先に 考慮する権利を有する。
2	名前を呼ばないで呼ぶこと かみそりや爪切りを強要すること おむつを脱がせたり、おむつを 脱がせたり、おむつを脱がせたり おむつを脱がせたり、おむつを 脱がせたり、おむつを脱がせたり	子どもの権利条約 第2条 児童は、差別なく、人種、民族、 宗教、言語、政治的見解、社会的 地位、出生地、血統、障害の有無 にかかわらず、人権を有する。
3	名前を呼ばないで呼ぶこと かみそりや爪切りを強要すること おむつを脱がせたり、おむつを 脱がせたり、おむつを脱がせたり おむつを脱がせたり、おむつを 脱がせたり、おむつを脱がせたり	子どもの権利条約 第3条 児童は、保護者、親戚、学校、 社会、国、国際機関などから 保護を受ける権利を有する。

図表 5-2-1 全国保育士協会「人権擁護のためのセルフチェックリスト」
(<https://www.z-hoikushikai.com/about/siyobox/book/checklist.pdf>)

VI. 保育実習指導の計画の策定

- ① 保育実習実施基準に基づき、実習指導の計画を作成する。
- ② 実習生理解に基づき、実習指導の計画を作成する。

1. 養成校における実習指導の計画の作成

【保育実習指導の計画の策定】

養成校における実習のための事前・事後指導の授業（「保育実習指導Ⅰ（保育所）」、「保育実習指導Ⅱ」）は、それぞれ90分×15回ある。この時間の中で、事前指導では、学生がこれから臨む実習へのイメージを高め、課題意識をもって主体的に学びを進めていけるような準備を進めていく必要がある。事後指導では、学生が自己の経験を振り返り、自己評価しながら、次の課題や目標を明確化していくことができるよう授業内容を検討していくことが求められる。

【事前指導の流れとポイント】

（1）実習への理解を促す

実習に行く前に、学生が「実習とはどのようなものなのか？」その意義や目的を理解し、実習での学びについてイメージできるように指導していくことが大切である。

①ポイント1 【実習の段階と内容を示す】

保育所等における実習には、保育実習Ⅰ（保育所）と保育実習Ⅱがあるが、それぞれ実習の段階も異なる。学生が見通しをもって学べるように、実習がどのような流れでいくかという「実習の段階」や、どのようなことを学ぶかという「実習の内容」を事前に伝える必要がある。

②ポイント2 【保育所等への理解を深める】

保育所等について学生は様々な科目の中で学んでいる。他科目と連携しながら、事前指導の中でも保育所等への理解を深められるようにする。

実習では学生が保育現場に参画して学んでいくことになるため、学生でありながら保育者としての姿勢が問われる。子どもの最善の利益を考慮する保育の実践を追究している保育現場の理解が必要である。子どもたちがどのような園生活を過ごしているのか、保育者が何を大切に保育しているのか、学生がその思いを尊重して実習に臨むことができるよう指導する必要がある。

③ポイント3 【実習のイメージを持てるようにする】

具体的な実習のイメージを学生が持てるよう指導することが大切である。具体的なイメージが持てることで、学生は学びたいことや体験したいことを思い描くことができ、実習に対して意欲的になれる。

1. 実習への理解を促す

実習に行く前に、学生が「実習とはどのようなものなのか？」その意義や目的を理解し、実習での学びについてイメージできるように指導していく。

ポイント1 実習の段階と内容を示す

保育所における実習には、保育実習Ⅰ（保育所）と保育実習Ⅱがあるが、それぞれ実習の段階も内容も異なる。学生が見通しをもって学べるように、実習がどのような流れでいくかという「実習の段階」や、どのようなことを学ぶかという「実習の内容」を事前に伝える。

ポイント2 保育所等への理解を深める

他科目と連携しながら、事前指導の中でも保育所等への理解を深められるようにする。子どもの最善の利益を考慮する保育の実践を追究している保育現場への理解を促し、子どもたちがどのような園生活を過ごしているのか、保育者が何を大切に保育しているのか、学生がその思いを尊重して実習に臨むことができるよう指導する。

ポイント3 実習のイメージを持てるようにする

具体的な実習のイメージを学生が持てるよう指導する。具体的なイメージが持てることで、学生は学びたいことや体験したいことを思い描くことができ、実習に対して意欲的になれる。

図表 6-1-1 事前指導のポイント

（2）学生が実習目標を考える

学生一人一人が、実習で何を学びたいか、何を体験したいかを考え、実習の目標を明確にして、実習に臨めるよう指導することが大切である。学生が実習目標をもって、主体的に実習での学びを進めることができるように指導する。

①ポイント1 【実習の段階と内容を確認する】

行う実習の段階と内容を明示し、学生が理解したうえで、実習目標を考えることができるようにする。

②ポイント2 【これまでの学びを整理し、学生の関心を引き出す】

学生がこれまで授業等で学んできたことを振り返り、一人一人がどのようなことに関心を持っているのかを引き出すことができる授業展開にする。学生の関心をもとに実習目標を考えるよう指導し、学生一人一人の学びの充実につなげることが大切である。

③ポイント3 【実習施設に実習目標を伝える】

学生が立てた実習目標は、実習オリエンテーション時に持参し、学生から直接、実習施設の実習指導者に伝えるよう指導する。「何を学びたいか」を伝えることで、可能な範囲でその学びを実現できるような実習計画を園が立案してくれる。このことは、学生の主体的な学びを実現する上でとても大切である。

VI. 保育実習指導の計画の策定

2. 学生が実習目標を考える	
学生一人一人が、実習で“何を学びたいか”、“何を体験したいか”を考え、実習の目標を明確にして、実習に臨めるよう指導する。学生が実習目標をもって、主体的に実習での学びを進めることができるように指導する。	
ポイント1	実習の段階と内容を確認する
行う実習の段階と内容を明示し、学生が理解したうえで、実習目標を考ええることができるようにする。	
ポイント2	これまでの学びを整理し、学生の関心を引き出す
学生がこれまで授業等で学んできたことを振り返り、一人一人がどのようなことに関心を持っているのかを引き出す。学生の関心をもとに実習目標を考ええるよう指導し、学生一人一人の学びの充実につなげる。	
ポイント3	実習施設に実習目標を伝える
学生が立てた実習目標は、実習オリエンテーション時に持参し、学生から直接、実習施設の実習指導者に伝えるよう指導する。“何を学びたいか”を伝えることで、可能な範囲でその学びを実現できるような実習計画を園が立案してくれる。このことは、学生の主体的な学びを実現する上でも大切な点である。	

図表 6-1-2 事前指導のポイント

【保育実習の段階】

1. 観察実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所における職員の役割や環境構成を理解する。 ・ 一日の保育の流れと保育所等における子どもの行動を理解する。 ・ 子どもの行動(個別及び集団)を観察する。 ・ 緊急の際の避難経路を確認する。等
2. 参加実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもと生活をともにして一日の生活の内容を体験する。 ・ 子どもと生活をともにしながら保育士等の補助的な立場をとり、保育士等としての態度や技術等を習得する。特に、子どもの安全面、衛生面の配慮の仕方を学ぶ。 ・ 養護と教育が一体的に行われることを理解する。 ・ 保育士等の職務内容について理解し、対応方法を習得する。特に発達過程や生活環境に伴う子どもの個人差について理解し、対応方法を習得する。 ・ 家庭と地域の生活実態にふれて、子育てを支援するための連携の基礎を学ぶ。 ・ 子どもの最善の利益を尊重する保育の方法を学ぶ。等
3. 指導実習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間の指導計画を担当保育士等の指導のもとに立案し、実践する。 ・ 全体的な計画および指導計画の意義を理解し、保育内容関連科目で習得したことを活かして実践する。 ・ 特に、個人差に配慮した保育を展開できるように心がける。

※『保育実習指導のミニマムスタンダードVer.2』(p.61)「実習の段階」を引用)

VI. 保育実習指導の計画の策定

【保育実習の課題例と評価票】

図表 6-1-4 保育実習の課題例

テーマ	課題の例
保育所の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の一日の生活の流れ(デイリープログラム) ・ 保育を必要とする子どもの保育 ・ 保護者の支援 ・ 地域における子育て支援 ・ 養護と教育の一体化 ・ 保育所の社会的責任 ・ 他の専門機関との連携
保育士等の職務と役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの保育 ・ 保護者や子育て家庭の支援 ・ 保育士等の配置や職員体制(協働性) ・ 保育士等の職業倫理
子どもの発達過程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月齢・年齢による子どもの発達(身体的・社会的・知的・道徳的) ・ 大人と子どもの相互の関わり ・ 子どもの遊びと仲間関係
保育の内容と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢にふさわしい保育の内容と方法 ・ 真年齢の子どもの交流と保育内容 ・ 障がいのある子どもの保育 ・ 生活習慣の自立に向けた援助 ・ 保育所における行事 ・ 保育の過程(PDCAサイクルの現状)
保育の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢や季節にふさわしい環境の校正 ・ 子どもの自発性を養む魅力的な環境 ・ 年齢にふさわしい絵本や紙芝居等の教材 ・ 保健的な環境の整備 ・ 安全対策と事故防止のための環境

※『保育実習指導のミニマムスタンダードVer.2』(p.62)「実習の課題例」[「保育書」を例に]を引用)

【実習に関連する事務手続き】

実習は、養成校外で行われるため、対外との調整や準備が不可欠である。一つ一つが重要であり丁寧かつ迅速な対応が求められるため、実習の前夜並びに実習期間(おおむね10日間)の中で行わなければならないことの概要(実習に関連する事務手続き)を学生が理解できるように指導する必要がある。

まず、事前には、学生の実習希望に基づき実習施設の選定及び実習施設の決定、実習施設事前訪問、細面検査がある。実習中には、養成校の教員による訪問指導が行われる。事後には、学生個別の礼状の送付、養成校としての礼状の送付、保育所等からの評価票の受領、実習の振り返り(個人、小グループ、全体会、保育所等を交えた会合等)、養成校としての成績評価がある。この作業手順には、養成校が対応することと、学生自身が対応しなければならないことがある。

保育実習の段階に応じ、実習生の意思に基づき、自らの実習の目標を設定することが大切である。

どのような評価項目や着眼点から評価を受けることになるのか、実習生が事前に理解できるように実習の評価票について説明しておく必要がある。



事後指導の振り返りにおいては、評価票は、学生の主体的な学びを促すものとして、原則として開示するものと位置付けることが望ましい。

VI. 保育実習指導の計画の策定

なお事前指導では、実習に関連する事務手続きと関連して、出席表の付け方（時刻記入や捺印）、欠席・遅刻・早退の際の連絡方法、自家用車使用の際の届出、暴風等の特別管報・普報の際の対応、自身が行けがけをしたり相手に行けがけをさせてしまったときの保険適用、礼状の書き方など、養成校および実習施設双方に対する適切な対応の指導も求められる。

図表 6-1-5 実習に関する事務手続き

時期	作業 順序	学生の対応 (左寄せ)	養成校の対応 (右寄せ)
事前	1	実習施設の希望	実習施設の選定
	2	実習施設の決定	実習施設との協議
	3	実習施設その他の関係者との協議	実習実習計画の策定
	4	実習実習計画の策定	実習依頼状の送付
	5	学生自身による事前訪問	
	6	細菌検査の実施	
実習	7	保育実習	
	8	保育実習	
	9	保育実習	教員による訪問指導
	10	学生個別の礼状の送付	養成校としての礼状の送付
事後	11		実習施設からの評価票の受領
	12		実習施設を交えた学生会、全体会、実習施設
	13		
	14		養成校としての成績評価

※それぞれ養成校の実情に応じて適宜日程を設定する。

* 学生・指定保育士養成施設の対応は、1年以上前から始めることがある。また、実習期間は指定保育士養成施設の学年暦や実習先の状況に応じて設定する。
 * 毎年度の始めに実習施設等と協議を行い、保育実習計画を策定する。
 * 細菌検査（検便検査）の項目は、赤痢菌、サルモネラ菌、O-157等。
 * 自治体や施設によっては、健康診断書の提出を求められることがある。
 * 自治体や施設によっては、「契約書」を取り交わしたり、「誓約書」の提出を求められたりすることがある。
 * 細菌検査の陽性反応やインフルエンザの罹患等、実習を中止または延期にする際の基準（申し合わせ等）を設ける必要がある。

※『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2』(p.60)「実習に関する作業スケジュールの例」を参考に一部加筆

【学生自身による事前訪問の準備】

各実習の前に、効果的に実習を進めることができるよう実習施設に関する情報を収集する必要があることを説明し、自分でホームページ等を参照しておくように指導する。また、実習では、社会人の一人として責任をもった行動が求められることを説明し、実習生としての心構えを確認しながら、事前訪問にかかる電話でのアポイントのとり方など、丁寧に指導することが求められる。

VI. 保育実習指導の計画の策定

事前訪問において、実習施設の概要や実習の進め方を理解できるよう、学生が漏れなく事前訪問において確認すべき事項を具体的に説明する。確認すべき事項の例を以下に示す。

- 保育理念、保育方針、特徴
- 沿革
- 周辺地域の環境、敷地内の環境（施設、設備など）
- 全体的な計画、年間指導計画、月間指導計画、デイリープログラムなど
- 実習期間中の行事
- クラス構成（職種、人数など）
- 職員構成（職種、人数など）
- 実習の方法、内容（配属クラス、指導実習の日程・内容など）
- 配属クラスの子どもの特徴、日々の生活の様子など
- 出勤簿、実習記録の提出の仕方
- 出勤簿、実習記録の提出の仕方
- 地震注意報・暴風警報・大雨警報などの災害発令時の対応
- その他（実習生の服装、言動、所持品、給食費、乗瀟など）

※全国保育士要請協議会東北ブロック「保育実習指導のガイドライン Ver.5」
 (p.26「事前訪問時における確認事項の検討」)を参考に一部加筆

学生は緊張して事前訪問に向う場合が多く、十分に自ら確認すべき事項を申し出ることができない場合もあるため、実習施設の実習指導者は、寛容な態度で学生とコミュニケーションを図ることが望まれる。また、学生が安心感や期待感をもって実習に臨めるよう、実習施設は、配属クラスを早めに伝えられるよう調整し、またどのような目的や意図で配属クラスを決定しているかなどを丁寧に説明していくことも重要となる。

【事後指導の流れとポイント】

(1) 保育を振り返る行為を共有する

実習後に、養成校の教員や仲間と共に、学生が自分の実習を振り返ることは、子どもの理解を深めたり、援助方法を模索したりすることにつながる。

①ポイント1 学生一人一人が自分の実習経験を語る機会をつくる

事後指導の授業等において、自分の実習経験を教員や仲間と語ることは、実習で得られた学びを振り返ることにつながる。教員や仲間からのコメントや、仲間の実習経験を聞くことで、多様な視点で子どもを理解したり、援助方法を模索したりすることにつながる。

②ポイント2 振り返ることで「保育を可視化」する

実習後に、実習の振り返りを書くことは、「保育を可視化」することにつながる。書いたものを介して、教員や仲間と、「保育を可視化」することを共有することもできる。

VI. 保育実習指導の計画の策定

<p>1. 保育を振り返る行為を共有する</p> <p>実習後の教員や仲間と共に、学生が自分の実習を振り返ることは、子どもの理解を深めたり、援助方法を模索したりにつながる。</p>	
ポイント1	学生一人一人が自分の実習経験を語る機会をつくる
ポイント2	事後指導の授業等において、自分の実習経験を教員や仲間に語ることは、実習で得られた学びを振り返ることにつながる。教員や仲間からのコメントや、仲間の実習経験を聞くことで、多様な視点で子どもを理解したり、援助方法を模索したりにつながる。
ポイント2	振り返ることで「保育を可視化」する
<p>実習後に、実習の振り返りを書くことは、「保育を可視化」することにつながる。書いたものを介して、教員や仲間と、「保育を可視化」することを共有することもできる。</p>	
<p>図表 6-1-6 事後指導のポイント</p>	
<p>(2) 「何が良くて何が課題なのか分かる」ように評価を伝える</p> <p>実習施設の評価票は、学生が次の実習や就職後の課題を知るための大切な資料である。学生が、「何が良くて何が課題なのか」が明確に分かるように評価を伝えることが大切である。</p>	
①ポイント1	評価票に記載されている言葉を分かりやすく伝える
<p>実習施設には、数字で表現されている評価の理由を、具体的に書いてもらうように依頼する。評価の理由が具体的に書かれていれば、実習生に評価を伝える際、「何が良くて何が課題なのか」を明確に伝えることができる。</p>	
②ポイント2	学生への評価の開示の仕方を実習施設に伝える
<p>実習施設は、学生への評価の開示の仕方や、実習評価が単位取得や資格取得にどのように影響するのか不安になることも少なくない。実習施設が安心して評価をつけられるように、事前に具体的に伝えるようにする。</p>	
<p>2. 「何が良くて何が課題なのか分かる」ように評価を伝える</p> <p>実習施設の評価票は、学生が次の実習や就職後の課題を知るための大切な資料である。学生が、「何が良くて何が課題なのか」が明確に分かるように評価を伝えることが大切である。</p>	
ポイント1	評価票に記載されている言葉を分かりやすく伝える
<p>実習施設には、数字で表現されている評価の理由を、具体的に書いてもらうように依頼する。評価の理由が具体的に書かれていれば、実習生に評価を伝える際、「何が良くて何が課題なのか」を明確に伝えることができる。</p>	
ポイント2	学生への評価の開示の仕方を実習施設に伝える
<p>実習施設は、学生への評価の開示の仕方や、実習評価が単位取得や資格取得にどのように影響するのか不安になることも少なくない。実習施設が安心して評価をつけられるように、事前に具体的に伝えるようにする。</p>	

図表 6-1-7 事後指導のポイント

VI. 保育実習指導の計画の策定

【事前・事後指導の授業の一例と工夫】

(1) 保育実習指導 I (保育所)

全 15 回の保育実習指導 I (保育所) の授業内容の一例と工夫のアイデアを示す。

【第 1 回】実習の意義・目的・内容の理解

実習の意義・目的・概要を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★現時点での疑問(知りたいこと)、自己の関心などを書き出し見える化する。
- ★学生同士意見交換をしながら実習の意義を考える機会を設ける。
- ★「実施基準」定められている保育実習の目的や理論と実践の往還の意義を解説する。

【第 2 回】保育所実習についての理解

実習の段階や内容を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★教科目の教授内容に示されている保育実習 I・II の目標・内容をもとに説明する。
- ★実習の段階や内容を説明する。
- ★実習の様子の視聴覚教材 (DVD 等) を視聴する。
- ★先輩から実習の体験談を聞く機会を設ける。(実習報告会への参加、実習報告書の閲覧、先輩との交流 等)

【第 3 回】保育所等の一日

保育所等の一日の流れを知り、保育の営み(子どもの生活と遊び、保育者の関わり、環境構成)を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★保育所での具体的な生活が分かる視聴覚教材 (DVD 等) を視聴する。
- ★保育士をゲストスピーカーとして招き、保育現場の話や働く機会を設ける。(ICT を活用し、オンラインで保育現場と養成校の教室をつないで講義することも可能)
- ★事例や視聴覚教材からの気づきを他者と共有する機会を設ける。
- ★疑問(知りたいこと)、自己の関心などを書き出し見える化する。

【第 4 回】子どもと保育 (0・1・2 歳児)

0・1・2 歳児の発達と保育(遊びと生活)を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★保育所の具体的な生活が分かる視聴覚教材 (DVD 等) を視聴する。
- ★学内の子育てのちは等て観察の機会を取り入れる。
- ★事例や視聴覚教材からの気づきを他者と共有する機会を設ける。
- ★子どもの育ちを「保育所保育指針」と結び付けて理解する学習を取り入れる。
- ★他科目での学びとのつながりについての気づきを他者と共有する機会を設ける。
- ★疑問(知りたいこと)、自己の関心などを書き出し見える化する。

VI. 保育実習指導の計画の策定

【第5回】子どもと保育（3・4・5歳児）

3. 4. 5歳児の発達と保育（遊びと生活）を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★保育所の具体的な生活が分かる視聴覚教材（DVD等）を視聴する。
- ★事例や視聴覚教材からの気づきを他者と共有する機会を設ける。
- ★子どもを「保育所保育指針」と結び付けて理解する学習を取り入れる。
- ★他科目での学びとのつながりについての気づきを他者と共有する機会を設ける。
- ★疑問（知りたいこと）、自己の関心などを書き出し見える化する。

【第6回】子ども理解及び子どもの人権と最善の利益への考慮

子ども理解を深め、子どもの人権と最善の利益、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。

【工夫のアイデア】

- ★「最善の利益」とは何か、日本国憲法、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約、こども基本法、保育所保育指針、全国保育士会倫理綱領に示されている内容を読み、重要だと気づきキーワードを挙げ、他者と共有する機会を設ける。
- ★「保育原理」、「子ども家庭福祉」、「社会的養護Ⅰ」などの他科目での学習内容を振り返る機会を設ける。
- ★具体的な事例をもとに子ども理解を深め、子どもの方角について学び、機会を設ける。
- ★「最善の利益への考慮」とは具体的にどうすることか、自分の言葉で説明する機会を設ける。

【第7回】保育士等の役割と職業倫理

保育士等の役割を理解し、職業倫理や実習に際しての留意事項を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★「保育所保育指針」の保育者の役割を熟読し、具体的な保育の場面における保育者の姿と結び付けて理解する学習を取り入れる。
- ★自分の幼少期を振り返り、記憶に残っている保育者像を共有し、保育者の役割を子どもの目線から考える機会を設ける。
- ★全国保育士会倫理綱領に示されている内容を読み、重要だと思ふキーワードを挙げ、他者と共有する機会を設ける。
- ★「保育者論」などの他科目での学びとのつながりについての気づきを共有する機会を設ける。
- ★自分になりたい保育者像を具体化し、共有する機会を設ける。
- ★疑問（知りたいこと）、自己の関心などを書き出し見える化する。

【第8回】実習記録の意義・書き方の理解①

実習記録の意義を理解した上で、具体的な場面を観察し、記録（一日の時系列の記録）の書き方や評価の仕方を学ぶ。

【工夫のアイデア】

- ★時間の経過とともに園生活のようす（子どもの姿や保育者の関わり、環境構成）が分かる視聴覚教材（DVD等）を視聴する。
- ★作成した記録を他者と共有する機会を設ける。
- ★記録（一日の時系列の記録）の良さについて考えを共有する機会を設ける。
- ★子どもを「保育所保育指針」と結び付けて理解する学習を取り入れる。
- ★他科目での学びと結び付けて考察する学習を取り入れる。

VI. 保育実習指導の計画の策定

【第9回】実習記録の書き方②

具体的な場面を観察し、記録（エピソード記録、保育環境を図示したマップ型記録）の書き方や評価の仕方を学ぶ。

【工夫のアイデア】

- ★さまざまな保育の一場面が分かる視聴覚教材（DVD等）を視聴する。
- ★作成した記録を他者と共有する機会を設ける。
- ★それぞれの記録（エピソード記録、保育環境を図示したマップ型記録）の良さについて考えを共有する機会を設ける。
- ★子どもの育ちや保育者の配慮について「保育所保育指針」と結び付けて理解する学習を取り入れる。
- ★他科目での学びと結び付けて考察する学習を取り入れる。

【第10回】保育実習指導案の意義・方法の理解

保育実習指導案を作成する意義を理解した上で、作成方法について学ぶ。

【工夫のアイデア】

- ★保育の一場面が分かる視聴覚教材（DVD等）を視聴し、環境構成、子どもの姿、保育者の配慮について理解を深めた上で、その保育を自分が行う場合を想定し、保育実習指導案を作成する機会を設ける。
- ★子どもの興味・関心事、年齢（月齢）、これまでの経験、季節などに関する具体的な情報を提示し、保育の一場面を想定し保育実習指導案を作成する機会を設ける。
- ★一斉活動（製作活動、ルールのある遊び、表現活動）、自由遊び、コーナー保育、教日継続する遊び、生活の場面など、さまざまな場面の保育実習指導案を作成する機会を設ける。
- ★作成した保育実習指導案を他者と共有する機会を設ける。
- ★保育実習指導案の良さについて考えを共有する機会を設ける。

【第11回】模擬保育の計画と教材製作

保育者役として保育の一場面を計画し、必要となる教材等を準備・製作する中で、保育者に求められる知識及び技術を身に付ける。

【工夫のアイデア】

- ★第10回で作成し、共有した保育実習指導案の活用を提案する。
- ★保育実習Ⅰ（保育所）の配属クラスが決定している場合には、そのクラスでの模擬保育を考えてみるよう促す。
- ★模擬保育を個人で計画しても、グループで計画してもよいとし、学生が負担感ではなく保育をデザインする楽しさを実感できるようにする。

【第12回】模擬保育の実施と振り返り

計画した模擬保育を実際に実施し、保育者役・子ども役・観察者役の視点から振り返り、自己評価の仕方を学ぶ。

【工夫のアイデア】

- ★保育者役、子ども役、観察者役それぞれの役割を体験し、多角的に保育を見つめることができるようにする。
- ★実践をもとに記録（ドキュメンテーション型記録）を作成し振り返る。

VI. 保育実習指導の計画の策定

【第13回】実習目標の設定

実習における自己の目標を設定し、実習への学びの構えを醸成する。

【工夫のアイデア】

- ★模擬保育から見えてきた自己の課題をもとに考える。
- ★既習教科目での学び、疑問(知りたいこと)、自己の関心などを書き出し見える化する。
- ★学生同士で「実習目標」を発表し、学び合う。
- ★養成校内の教員と連携して、学生一人一人と対話しながら実習目標を考える。

【第14回】事前オリエンテーション及び実習に向けて

実習オリエンテーションに向けて、電話の仕方、実習生(社会人)としてのマナー、礼儀、実習施設への確認事項、礼状の書き方、緊急時の対応を理解する。

【工夫のアイデア】

- ★事前オリエンテーションで実習施設に尋ねる質問事項をリスト化する。
- ★電話のかけ方やマナー・礼儀等はロールプレイを取り入れながら学ぶ。
- ★想定される実習時の緊急事態を挙げ、どのように行動するとよいのか考える機会を設ける。
- ★実習施設には、学生が「実習目標」を持参することを事前に伝えておく。(可能な範囲で実習指導の計画に組み込んでもらえるよう依頼する。)

【第15回】実習の総括と自己評価

実習を振り返り、自己の課題を明確化する。

【工夫のアイデア】

- ★実習記録、振り返りシート等を活用し、自己による振り返りを促す。
- ★実習前に設定した実習目標に関して自己評価する機会を設ける。
- ★他者の実習経験から自分の実習を振り返ることができるよう、グループ討議やグループワークを取り入れる。
- ★実習施設からの評価票、教員による訪問指導報告書などの媒体を活用し実習指導者との個別面談等の機会を設けて振り返る。
- ★学年(クラス)発表会、報告会などの機会を設けて、自己の経験を再訪し、語ることで振り返る。
- ★レポート集や実践報告集などを作成し、振り返る機会を設ける。
- ★テーマを設定し、好きな記録の書式を選び、実習経験からの学びを書き出して振り返る機会を設ける。

(2) 保育実習指導Ⅱ(保育所)

以下に、保育実習指導Ⅱ(保育所)の授業内容の一例を示す。

【第1回】保育実習Ⅰ(保育所)の振り返り

保育実習Ⅰ(保育所)の評価票の観点別に強み(評価が高い)が共通するメンバーでグループを形成し、実習で心がけたこと(言動)やその観点に関する他者へのアドバイスを話し合い、模造紙にまとめる。

VI. 保育実習指導の計画の策定

【第2回】ポスター発表による学びの共有と課題の理解

第1回で作成した模造紙を用いてポスター発表(プレゼンテーション)の場を設定し、関心のあるテーマ(観点)や自分の弱みの観点に関して、各自質疑応答を通して学びを得る。

【第3回】保育実習Ⅱの意義と目的の理解

保育実習Ⅱの意義と目的を理解する。

【第4回】3歳未満児の発達と保育

3歳未満児の発達過程に応じた保育内容と援助や関わりを理解する。

【第5回】3歳以上児の発達と保育

3歳以上児の発達過程に応じた保育内容と援助や関わりを理解する。

【第6回】保育士等の専門性と職業倫理

具体的事例から子どもたちの最善の利益を考慮した保育と専門職としての保育士等の役割と職業倫理を理解する。

【第7回】保護者支援

視聴覚教材や事例から保護者支援について学ぶ。

【第8回】保育／支援の計画

グループごとに子育てひろばの子どもに対する保育と保護者への支援について具体的な内容を考え、計画を練る。

【第9回】保育／支援のための教材製作・準備

計画に基づき、必要となる教材製作や準備を進める。

【第10回】保育の実践と観察

計画に基づき、子育てひろばで子どもとその保護者向けに保育の知識・技術を活かした保育実践を行い、子どもと保護者の様子を観察する。

【第11回】保育の振り返り①記録の作成

子育てひろばでの実践を振り返り、記録(エピソード記録、ドキュメンテーション型記録、保育環境を図示したマップ型記録のいずれかの書式を自己選択)を作成し、保育所保育指針と結び付けて省察する。

【第12回】保育の振り返り②自己評価

作成した記録を用いて学びを共有すると共に、自己評価に基づいて保育／支援の改善案を考える。

【第13回】全体的な計画と指導計画の理解

全体的な計画と指導計画の関係性を理解し、実習に向けて指導計画の作成方法を学ぶ。

【第14回】自己の課題の明確化

保育実習Ⅱに向けて、自己の課題を明確化し、自己の目標を設定する。

【第15回】保育実習Ⅱの振り返りと総括

保育実習Ⅱを振り返り、自己の目指す保育士像について考察し、レポートを作成する。

VI. 保育実習指導の計画の策定

(3) 保育実習指導 I (施設)

以下に、保育実習指導 I (施設) の授業内容の一例を示す。

1回	実習の意義・目的・内容の理解	実習の意義・目的・概要を理解する
2回	施設実習についての理解	実習の段階や内容を理解する
3回	児童福祉施設の種別についての理解	実習先になる施設について理解する
4回	子ども及び利用者の理解	子ども、利用者について理解を深める
5回	子どもの人権と最善の利益への考慮	子どもの人権と最善の利益について理解する
6回	施設保育士の業務と役割について	施設保育士の業務と役割について理解する
7回	個人情報保護と守秘義務について	プライバシー保護と守秘義務を理解する
8回	実習記録の意義・書き方の理解①	実習日誌の書き方について学ぶ
9回	実習記録の意義・書き方の理解②	〃
10回	支援計画の理解	支援計画について理解を深める
11回	実習施設事前オリエンテーションについて	実習施設を訪問するための準備を行う
12回	実習直前オリエンテーション	実習に臨む前の最終確認を行う
13回	実習の振り返りと実習の総括と自己評価	実習を振り返り、自己の課題を明確化する
14回	対話による実習の振り返り	グループでの対話による振り返りを行う
15回	実習報告会での報告	実習の成果と今後の課題について報告する

(4) 保育実習指導 III (施設)

以下に、保育実習指導 III (施設) の授業内容の一例を示す。

1回	保育実習 I (施設) の振り返り	実習 I (施設) の振り返りを行う
2回	施設保育士の多様な業務と職業倫理	施設保育士の多様な業務について理解する
3回	子ども及び利用者への援助・支援内容	子ども等への支援・援助内容を理解する
4回	子ども及び利用者への援助・支援方法①	子ども等への支援・援助方法を理解する
5回	子ども及び利用者への援助・支援方法②	〃
6回	実習記録の意義・書き方の理解①	実習日誌の書き方について学ぶ
7回	実習記録の意義・書き方の理解②	〃
8回	個別支援計画の理解と作成の仕方①	個別支援計画について理解を深める
9回	個別支援計画の理解と作成の仕方②	〃
10回	実習施設事前オリエンテーションについて	実習施設を訪問するための準備を行う
11回	実習直前オリエンテーション	実習に臨む前の最終確認を行う
12回	実習の振り返りと実習の総括と自己評価	実習を振り返り、自己の課題を明確化する
13回	対話による実習の振り返り①	グループでの対話による振り返りを行う
14回	対話による実習の振り返り②	実習での学びをレポートにまとめる
15回	実習報告会での報告	実習の成果と今後の課題について報告する

VI. 保育実習指導の計画の策定

2. 実習施設における実習指導の計画の作成

【実習指導の計画の作成】

実習指導の計画とは、実習生が見通しをもって実習に臨めるように、実習期間をどのように過ごすか、実習施設及び配属クラスの保育の予定に、実習生が目標を達成できそうな経験や学ぶべき内容を合わせ計画したものである。実習指導の計画は、保育実習の教授内容及び養成校側の示す実習指導の計画の概要を理解したうえで計画する。実習指導者は、実習の段階や内容を理解し、どのように実習指導を行うのか、実習生を受け入れる前に実習指導の計画をおおよそ立てておき、事前訪問時に、対話の中で実習生の希望や目標を確認しながら実習生とともに計画する。

(P27 保育実習 I (保育所) および保育実習 II の教授内容参照)

(1) 保育実習 I (保育所) の目標と指導の内容

1) 保育実習 I (保育所) の目標

1. 保育所、児童福祉施設等の役割や機能を具体的に理解する。
2. 観察や子どもとの関わりを通して子どもへの理解を深める。
3. 既習の教科目の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・観察・記録及び自己評価について具体的に理解する。
5. 保育士等の業務内容や職業倫理について具体的に理解する

2) 保育実習 I (保育所) の内容と指導の内容

図表 6-2-1 保育実習 I (保育所) の内容と指導内容

内容	指導の内容
1 保育所の役割と機能	・保育所等の 1 日の流れの理解 ・子どもの生活や遊びそれぞれの場面での保育士等の援助や関わり ・保育所保育指針に基づく保育所等の役割と保育の展開
2 子どもの理解	・観察や実際の子どもへの関わりや援助の記録による子どもの理解 ・子どもの発達に応じた保育実践 ・0 歳から 6 歳の発達の理解
3 保育内容・環境構成	・保育士等の援助の意図への気づきから保育計画に基づく保育内容の展開 ・発達過程に応じた保育内容と保育計画の関連 ・生活や遊びの様々な場面ににおける環境構成の意義と重要性 ・子どもの健康と安全を保障するための予防の配慮等
4 保育の計画・観察・記録	・全体的な計画・長期・短期計画に基づいた保育の評価 ・保育の記録の仕方や実践記録に基づく自己評価
5 専門職としての保育士等の役割と職業倫理	・子どもの生活や遊びの様々な場面に応じた援助と役割分担、保育士等の職員間の連携 ・特別な配慮を必要とする子どもの保育、保護者支援や地域子育て支援等、保育士等が果たしている様々な役割 ・保育士等に求められる高い職業倫理

VI. 保育実習指導の計画の策定

保育実習Ⅰでは、子どもや保育士等の姿を観察や関わりを通して具体的に理解できるようにする。既習の教科目をふまえて、保育所等のもつ多様な役割や機能を具体的かつ総合的に理解すること、実習施設の全体的な計画と指導計画について理解すること、保育所等で行われている事業全体を知ること、実習記録を作成し指導を受けながら、記録に基づいて省察や自己評価を行うことが目標とされる。指導計画の作成はとくに求められない。ただし、絵本の読み聞かせや手遊び等、実習生が実践できる機会を作ること、実習生が、自身の実践を振り返り評価することから、次の保育実践への意欲につながるようにする。

①保育所の役割と機能

実習生に保育所等の1日目の生活の流れ（デイリープログラム）を示し、保育所等の役割や遊びを中心とした保育の特徴が理解できるようにする。実際の子どもたちの生活や遊びを観察したり子どもと関わったりする中で、保育士等の援助や関わりや意図を伝える。保育所保育指針に基づく保育の展開を実際の保育場面に触れることで理解できるようにする。実習施設において実施されている子育て支援事業（園庭開放や子育て広場、子育て相談、一時預かり等）を実際に経験する機会を作ったり、園通信等の資料を示したりすることで理解できるようにする。

②子ども理解

子どもの発達の特徴を観察や実際の関わりを通して理解できるようクラスへの配属を考慮する。子どもの心情を行動や表情から内面を読み取ること、子ども一人一人にあった援助や関わりについて学ぶことができるようにする。子どもが何をどのよう楽しんでいるのか等、実習生の気づきを理解しながら、子ども理解につながるカンファレンスを行うことで子どもを理解することができるようにする。

③保育内容・保育環境

指導計画に、発達に応じた保育内容がどのように展開されているのか、また「環境を通して行う保育」とは具体的にどういふことなのかを、実際の保育の場で学ぶことができるようにする。環境構成は、保育士等が子どもの姿をよく見て、子どもの興味や関心、何をどう楽しんでいるのかを基に指導計画が立てられていること、保育士等の意図について、指導計画を用いながら理解できるようにする。

子どもの健康と安全、食育については、安全計画や保健計画、食育計画を用いて保育士等がどのように子ども一人一人の健康や安全への配慮や食に関する取り組みを行っているのかを理解できるようにする。

④保育の計画・観察・記録

実習施設の全体的な計画や指導計画を用いることで、保育実践は、長期・短期計画に基づ

VI. 保育実習指導の計画の策定

き行われ、実践後の評価によって計画されていく保育のPDCAサイクルが理解できるようにする。保育実習Ⅰ（保育所）では、指導計画を作成することは求められていないが、実習生が実践する機会が必要である。この場合、指導担当職員が立てた指導計画に沿って実践できる機会を設けることができるだろう。実習生が、自身の記録を通して、子ども理解、自身の実践の省察につながるようするために、実習生が自身の関わりを振り返りながら、評価し、次の自己課題が明確になるような記録の指導が求められる。あくまでも、実習生が、観察や自身の関わりから学んだことやわかったこと、疑問等を記録し、その記録を基にカンファレンスすることが望ましい。書き方に注目するのはなく、実習生が何を学んだのか、理解したのかを聴み取ることが重要である。

⑤専門職としての保育士等の役割と職業倫理

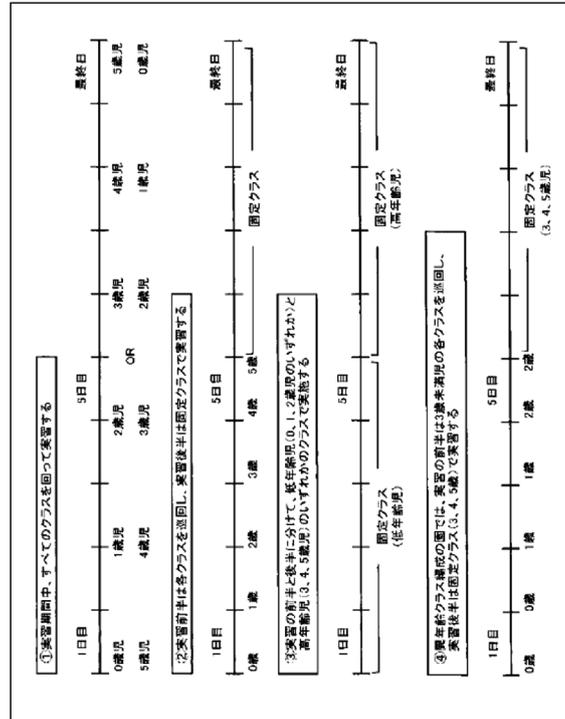
多様化する保育士等の業務を、組織図等を用いて、実習施設全体を俯瞰的に示すことで保育士等の役割や職員間の連携について理解できるようにする。専門職としての高い倫理観が求められることから全国保育士倫理綱領が参考になる（本書6ページ参照）。実習中に知り得た子どもや家庭の状況等については守秘義務があることを理解できるようにする。

VI. 保育実習指導の計画の策定

3) 保育実習Ⅰ（保育所）の配属クラスモデル

保育実習Ⅰ（保育所）では、子どもの生活やあそびを通して子どもも理解に基づき発達の特長を観察と関わりによって学習することができるようなクラス配属が望ましい。モデル①では、年齢順にクラスに入ることによって子どもの発達の特長を観察できる。モデル②③④では、同一クラスに入ることによって継続的な子どもとの関わりが経験でき保育の連続性を学ぶことができる。

図表 6-2-2 保育実習Ⅰ（保育所）の配属クラスモデル



出典：保育実習指導のミニマムスタンダード ver.2 p104より引用

VI. 保育実習指導の計画の策定

(2) 保育実習Ⅱの目標と指導の内容

1) 保育実習Ⅱの目標

1. 保育所の役割や機能について、具体的な実践を通して理解を深める。
2. 子どもの観察や関わりからの視点を明確にすることで、保育の理解を深める。
3. 既習の教科目や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び保護者支援について総合的に理解する。
4. 保育の計画・実践・観察・記録及び自己評価等について、実際に取り組み、理解を深める。
5. 保育士等の業務内容や職業倫理について、具体的な実践に結びつけて理解する。
6. 実習における自己の課題を明確化する。

2) 保育実習Ⅱの内容と指導の内容

図表 6-2-3 保育実習Ⅱの内容と指導内容

内容	指導の内容
1 保育所の役割や機能の具体的展開	・保育所保育指針に示されている養護と教育が一体となった保育の展開 ・乳児保育、園児のある子どもの保育、延長保育、保護者支援や地域の子育て家庭への支援等
2 観察に基づく保育の理解	・遊びや活動の中での子どもの行動や表情から子どもの内面の理解 ・観察による保育士等の援助や関わりへの意図
3 子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携	・環境を通して行う保育、生活や遊びを通しての総合的な援助による保育実践 ・保育所等を利用している保護者に対する子育て支援と地域の保護者に対する子育て支援の理解 ・様々な関係機関や地域との連携
4 指導計画の作成・実践・観察・記録・評価	・全体的な計画に基づく指導計画の作成、実践、評価による保育のPDCAサイクルの理解 ・作成した指導計画の保育実践とその自己評価
5 保育士等の業務と職業倫理	・保育士等として子どもの最善の利益や人権を尊重すること、子どもの代弁者として意見を伝えること、プライバシーに留意することの理解と意識
6 自己の課題の明確化	・保育士資格を取得して保育士等を目指す自己の課題の明確化

保育実習Ⅱでは、実習生自らの実践を通して具体的に学ぶことが基本となる。保育所等の機能、保育の計画、実践、記録と省察について、実際に経験しながら理解を深める。これまでの既習科目と保育実習Ⅰの実習経験をふまえて、総合的に保育を捉える意識をもって実習を行うことができるように指導することが求められる。実習生が、子どもの観察や関わりから、子どもをより深く理解するために何をどうとらえるのか、どのような意図をもって援助しようとするのか、視点を明確にできるように指導する。

VI. 保育実習指導の計画の策定

①保育所の役割や機能の具体的展開

保育実習Ⅰや他の科目で理解した保育所等の役割や機能がどのよう展開されているのか、具体的な場面に即して理解できるようにする。養護と教育が一体となって展開されている保育を指導計画を基に、実際の保育士等の配慮や援助、関わりの意図によって、カンファレンスの中で理解できるようにする。

乳児保育、特別な配慮を必要とする子どもの保育、早朝や夕方延長の保育、保護者支援や園庭開放等を通じての地域の子育て支援等、様々な場面を体験できる機会をつくり、保育所保育指針と照らし合わせながら理解できるようにする。

②観察に基づく保育の理解

保育実践を実際に見る機会によって、実習生は、保育士等としての視点で観察する。つまり、子どもの心身の状態や活動から子どもを理解する視点で、子どもが何を楽しんでいるのか、何に興味関心があるのかを読み取ることを理解することである。実習生にこれができるようにということではなく、この視点が重要であることを理解できるようにしたい。そのためには、実習指導者とのカンファレンスを行い、具体的な場面を捉え、保育士等の援助や関わりの意図や保育者の展開について対話によって理解できるようにする。

③子どもの保育及び保護者・家庭への支援と地域社会等との連携

保育所等を利用してしている子どもの保護者に対する子育て支援は、登所降所時の保育の保護者対応等の観察や実際の経験によって理解することができる。地域の保護者等に対する子育て支援は、子育て支援センターが併設している施設であれば、センターの活動に参加することもできるだろう。また、園庭開放や子育て相談等の支援場面の観察や保育カンファレンスへの参加によって、可能であれば、対象者の承諾を得て相談場面への陪席も含めて体験する機会があるとよい。

特別な配慮が必要な子どもや家庭への支援では、関係機関との連携について具体的に理解できるように、実習指導者とのカンファレンスによって理解できるようにする。いずれの場合も、プライバシーの保護と守秘義務について留意する。実習指導者は、子どもと家族の最善の利益を保障することを優先すべきであることを理解しておく。

④指導計画の作成・実践・観察・記録・評価

全体的な計画に基づく指導計画の作成について理解したうえで、実習生は、子どもの姿から指導計画を作成し、実践、省察、評価する経験を通して、保育のPDCAサイクルを理解する。指導計画を作成して、それを実践する「指導実習」が求められるが、必ずしも1日を通して行う必要はなく、実習施設の状態や対象年齢、クラスに応じて可能な保育場面で行う。実習指導者、または実習担当職員は、実習生と一緒に計画を立てる中で、保育士等が主導的役割をとるような活動を行うものではなく、これまでの保育の流れを大切にしながら、自然

VI. 保育実習指導の計画の策定

な生活の流れの中で子どもの自発的な遊びや生活への取り組みを尊重した内容が望ましいことを理解できるようにする。特に未満足クラスで行う場合は、指導実習だからと言って、子どもが一言に活動するようないかに計画にすることのないように配慮したい。指導担当職員が立てたその週の指導計画を参考にすると、実習生が一人で悩むことのないように、立案の見通しを持つまで、同僚性を意識した具体的な助言や指導をする。また、終了後には可能な限り指導担当職員とともに振り返りを行い、実習生自身の気づきや振り返りから、実習生が、翌日からの取り組みに活かせる気づきが得られるような前向きな振り返りの機会になるようにする。

⑤保育士等の業務と職業倫理

1 保育所の役割や機能の具体的展開にあげたような多様な保育場面に可能な限り参加し、具体的に理解する。また、子どもと接する以外の時間の業務を知るために、園内研修や会議等の参観や参加の機会を設けることもできるだろう。保育実習Ⅰ（保育所）と同様に、全国保育士会倫理綱領（本書6ページ参照）を実習生と確認することで、子どもの最善の利益や人権を尊重すること、子どもの代弁者として意見を伝えること、プライバシーに留意すること、常に研鑽して自らを向上させようとするなど、高い意識をもつことが専門職としての保育士等に求められていることを理解できるようにする。

⑥自己課題の明確化

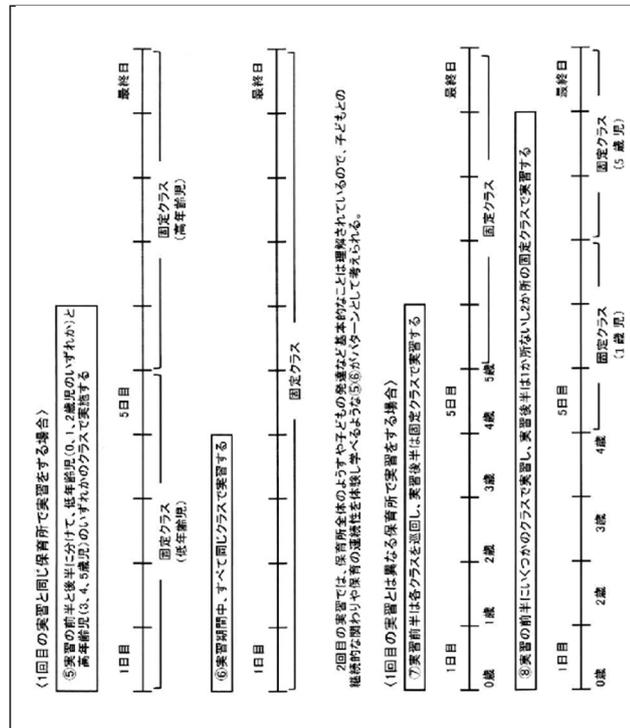
実習生が、自らの実践を振り返り、実習指導者の指導内容を受け止めながら、自らの関わりと観察したことを記録し、その記録を基に評価し、自己課題を明確化できるようなカンファレンスを行う。

VI. 保育実習指導の計画の策定

3) 保育実習Ⅱの配属クラスモデル

保育実習Ⅱでは、観察と実践を通して、環境構成や保育士等の援助や関わりについて深く理解することが求められる。また、そのクラスの指導計画を基に、実習指導者の指導を受けながら、一緒に指導計画を作成し、保育実践を行うことで、子ども一人一人の発達や興味関心、子ども同士の間接等の理解につながるためには、ある程度連続して同じクラスで実習を行うことが望ましい。

図表 6-2-4 保育実習Ⅱの配属クラスモデル



出典：保育実習指導のミニマムスタンダード ver.2 p105 より引用

VI. 保育実習指導の計画の策定

(3) 実習指導の方法

(1) に示した実習内容に基づき、実習生が、養成校で学んだ知識や技術を実習の中で実践することで、理論と実践を往還的に学ぶことができることが保育実習である。そのために、実習指導者は、実習指導の計画には、園の行事だけでなく、配属クラスの指導計画を基に、実習の目標や指導内容と照らし合わせながら、実習生が目標を達成できるような経験や保育実践を入れていく。例えば、早朝夕方延長等のシフトや部分実習や指導実習等の日程等、実習指導の計画を立てることで、実習生だけでなく、実習指導者や指導担当職員も見通しをもった実習指導が可能となり、実習内容の確認ができるため、適正な評価につながる。

実習指導の計画は、事前訪問までにある程度作成しておき、事前訪問時に、実習生との対話の中で決めていくことが望ましい。配属クラスについては、園の事件や実習生の希望を対話によって決めることで、見通しをもって意欲的に実習に臨むことができるようにする。事前訪問時に配属クラスがわかり、実習指導の計画が示されることで、実習生は、見通しをもった実習初日までに事前学習に取り組むことができる。実習中は、例に示した実習指導の計画にあるように、日々のカンファレンスの時間をもつことが実習施設での実習指導の重要な時間となる。保育実習は、子どもとの生活や遊びの経験だけでなく、実習指導者との対話の時間が大きな学びの機会となる。実習内容に大まかな指導内容を入れることで、その内容について必要な資料を用いて実習生とカンファレンスを行う。カンファレンスの時間は、たとえ15分でも実習生と対話することで、実習生は学びを実感として受けとめ、次の実習の意欲につながるだろう。例えば、園庭開放が予定にある場合、その日は園庭開放の様子を観察し、その後のカンファレンスでは、園庭開放の意義やこれまでの園庭開放の様子等を伝えることで、地域における子育て支援についての理解につながる。園内研修に参加することで、子どものために保育士等の学び続ける姿勢を身近に見れば、自分もこの保育士等集団の一員になりたいと感じることも、実習でしか体験できないことである。

最後に、多様な保育ニーズに対応する実習施設において実習指導者として、実習指導をすることは、業務の増加、負担になることは否めない。しかしながら、実習指導者は、実習生を指導することに将来の保育士等を育てるというやりがいを持ち、実習指導者である自身のキャリアアップにつながることを考え、是非、前向きに受け入れる体制を整えてほしい。実習指導の計画の作成にあたっては、例を示すが、この限りではないことを理解していただきたい。各施設において、実習生にとって、指導担当職員にとっても、さらに実習指導者にとっても、効率的・効果的な計画を考えていただきたい。

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

らせん状に繰り返し続ける手法である。保育士等の職務の実現、保育士等の専門性の質向上の観点からも重要となる。

【養成校教員】シラバスに基づいた授業の展開に関するPDCAサイクルの実施により、授業改善が促進され、学生の実態に寄り添った授業が展開される。

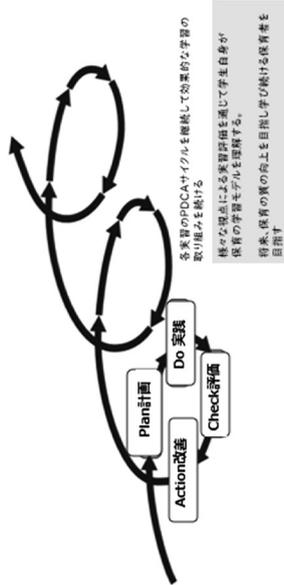
P (Plan プラン) 担当教員が実習事前・事後指導の計画を立案、同僚間で共有

D (Do 実践) 担当教員が立案した実習指導の計画を実践・展開

C (Check 評価) 授業評価や学生のコメント、保育実習施設による評価や実習記録の

成果から学生の習熟度を評価、実習指導への自己評価

A (Action 改善) 実習指導の計画内容を次回に向けたより良い方法へ改善



図表 7-1-1 らせんモデル

(1) 保育の省察

①事前指導・オリエンテーション

【学生】実習全体の見通しを持ちながら具体的な実習の目標を設定することにつながる。

【養成校教員】養成校は学生への事前指導を実施すると同時に、実習施設へ実習依頼等の手続きを進めていく。実習評価票の項目は学生の実習の目的に沿った取組みの指標となるため、実習評価票を開示することによって実習施設と共通理解を図ることが大切である。

実習評価は学生が自己課題を明確にし、次の実習に取り組む重要な情報源である。実習評価票を学生に開示することは必要な取り組みとなる。開示する旨を事前に実習施設に文書等で連絡しておく。実習施設と養成校で共通理解をむけておく。

図表 7-1-2 実習評価票の取り扱い

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

また、事前指導について学生自身が実習全体の見通しを持てるように、ポイントを絞って伝える。学生の理解度を確認して着実に準備を整えられるような授業計画が必要となる。



図表 7-1-3 養成校の授業で実習前に行う学習内容

さらに学内オリエンテーションや、実習施設でのオリエンテーションをふまえて、学生の緊張が次第に高まる時期である。そのため、実習に意欲と楽しみを持てるような声掛けや励ます雰囲気づくりを大切にすることで、学生が保育実習前と保育実習後に省察しながら、保育への向き合い方への変化や成長を感じられるように関わりたい。

②訪問指導

【学生】養成校の訪問指導者が自分の実習のために実習施設へ訪問することは、普段の授業にはない特別な経験である。日頃の実習で戸惑っていることや体調面、気持ちの面について率直に報告をすることが必要となる。

【養成校教員】訪問指導者は学生が率直に話しやすい雰囲気づくりに努める。学生が実習中に直接アドバイスをうける貴重な学習の場であること、学生と実習施設を結びながら実習を円滑にすすめる役割を担っていることを事前に理解しておく。

実習訪問指導報告書も実習態度など関連する評価に反映されるため、訪問中の学生の実習施設での様子、実習時間以外の生活面などを可能な範囲で情報収集するとよい。訪問する時期で学生へのサポートの内容が異なることにも留意したい。



図表 7-1-4 実習期間に直接関わるのが難しい職務内容の実習評価項目

図表 7-1-4 が示すように、実習中に学生が直接関わるのが難しい職務内容も実習評価項目には含まれる。実習施設から訪問教員に直接質問されることもあるため、観察や保育者と振り返りの時間などにテーマとして取り上げ、話し合うことも学生の学びになることを伝え理解を求めることも必要である。

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

③実習中の指導

【学生】疑問点を直接質問したり実習記録に記載したりする積極的な働きかけを通じて実習施設の実習指導者への指導を受ける場面が増える。

【養成校教員】実習施設での休憩時間の電話、帰宅後の電話やメモ、メールで実習状況や学生の実習への向き合い方に変化がないかを把握することができる

④事後指導

<p>《共有する事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> 実習評価を明示する意義 実習評価項目 実習評価基準 明示・学生が結果から学ぶ機会 事後指導等による学生のふり返り <p>今後の課題につなげる機会</p> <p>※学生に明示できない部分は別紙に記入し、開示しない手立ても可能</p>

図表 7-1-5 養成校と実習施設における実習評価票の共有事項

【学生】実習の実際を振り返り、出来た点、努力した点、改善の余地があった点など振り返る観点を決めてまとめてみる。話し合いにより様々な実習施設の実習方針や自分の取り組みの特徴に気付くことができる。記録にまとめることで、客観的に実習を省察できる。次の実習までに取り組むよい知識や技能などが具体的に挙げられることが望ましい。

実習開示で実習施設の評価を知り、思いもよらない視点の評価を、感情的にならず、新たな個性や知識・技術の発見と受け止めたい。養成校の実習指導者の助言を参考にしたり、友人と普段からコミュニケーションを取ったりしながら、生活場面の中でも疑問をもち考え行動し、省察する習慣を身に付けることとよい。評価の結果を次の実習でどのように取り組むと良いかを検討する時間を設けることが大切である。うまくいかない経験こそ価値のある成長につながることを経験したいものである。

【養成校教員】学生自身が評価をもとに、次の実習でどのように取り組むとよいかを具体的に検討できる時間設定の確保を大切にしたい。また、マイナスマな評価こそ学生自身の向き合い方で、成長の糧になるという励ましや、教員自身や他学生が失敗経験をどのように昇華したか経験談を語りながら、他者の経験から学ぶ大切な内容である。異なる実習体験を学生同士が共有し合い、保育の世界の素晴らしさ、子どもとの出逢いの喜びを味わえる区切りを持ちたい。感情的になっている経験を話し合いや記録、個別指導を通じてアウトプットし、学生自身が実習を総括できる取り組みを授業で取り入れたい。

⑤実習後の振り返り

【学生】省察はPDCA サイクルで重視される取組みの一つである。客観的に保育をふり返

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

る力を向上するためには、実習評価票の評価項目で、自分の実習に評価点をつけ、実習施設の評価と比較する取り組みは大変有効である。

【養成校教員】実習に対する自己評価は各自が自分自身と向きあひって点数化したものである。学生自身の評価を否定せず尊重する姿勢が何よりも大切となる。自己評価が高い学生には、課題を具体的な場面から見出す選択を評価項目から行う。自己評価が低い学生には何が評価結果の要因に当たったかを、一緒に探しながら肯定的に表現する受け止め方の実践に活かすことができる。この時点での学生へのフォローは重要である。進路選択に影響することを心にとめ、前向きに評価を受けとめられるように関わりたい。

<p>1. 実習記録による自己評価</p> <p>①時系列に沿った1日の保育の流れによる記録や、②エピソードの記録による記録など、記録の特徴によって自己評価に役立つポイントが異なる。それぞれの特徴を活用して、多様な視点から学生自身が自分の実習を分析する力の育成が可能となる。</p> <p>2. 評価票による自己評価</p> <p>実習終了後に、実習園に提出した評価票と同様の形式で自己評価を行い、実習の振り返りを行う。</p> <p>さらにその自己評価を実習園の評価票と比較して、自己他者の評価のずれから客観的に自分の取り組みを俯瞰する力を養うことが可能である。</p> <p>その際には、養成校の実習指導者の助言や補足説明をふまえることで、新たな視点に気付くことができよう、励ましも必要である。</p>

図表 7-1-6 学生の自己評価

(2) 評価を踏まえた計画の改善

【学生】評価の内容は一喜一憂するものではないと理解するために、事前の実習計画で十分な点を見つけ、次の実習計画へ活かす具体的な実践を行うことが求められる。

【養成校教員】学生の評価を個別、総合的にデータ化して実習指導内容を省察する。課題を見つけ、今後の実習指導へ活かす計画の改善を図る取り組みは大切である。実習指導者の実習指導にも PDCA サイクルが存在することを理解して、学生とともに学び続ける実習指導者を目指したいものである。

【実習を通じた職業能力育成】

【学生】実習を通して保育者としてのやりがいを感じ、実習後も継続して保育者として成長を願い成長していくプロセスを歩むことを目指してほしい。また実習担当職員が実習後に「実習指導のための自己評価（保育所）」を実施し、よりよい実習を目指し努力していることにも気づきをもってほしいと願う。

【養成校教員】

学生の職業能力を育成するために養成校教員の関わり方は重要である。学生の実習経験が異なるため、学生同士が共有し合う中で、保育者の一員として活躍できるよう実習で修得

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

(1) 保育の省察

①事前指導・オリエンテーション

【保育士等】学生は、養成校で主に、図表 7-2-4 のような内容を事前に学習して実習に臨む。



図表 7-2-4 養成校の授業で実習前に行う学習内容

養成校は学生への事前指導を実施すると同時に、実習施設へ実習依頼等の手続きを進めていく。特に、実習評価票の項目は学生の実習の目的に沿った取組みの指標となるため、実習施設での実習評価票が養成校で開示されることについて共通理解を図っておくことが大切である。

実習事前オリエンテーションの際は、情報共有と実習施設が事前に検討した実習計画をもとに内容を調整し、学生にとつてより実習となるよう実習計画を策定する貴重な機会である。様々な個性のある学生の状況に応じて、一般的な実習計画を柔軟に変更することが必要となる。学生自身の興味や関心に沿った実習課題を元に実習の配属クラスや実習方法を再検討した実習計画は、学生自身の考えが尊重された実習計画である。学生にとつて実習課題が明確で具体的に振り返りやすく、実習後の学びの深まりをもたらす。

将来の保育の仲間として大切に見守られている実感は、学生の実習へのモチベーションになりうる。同時に、学生の緊張が高まる時期であるため、実習に意欲と楽しみを持てるような声かけや励まし、雰囲気づくりも大切にしてほしい。

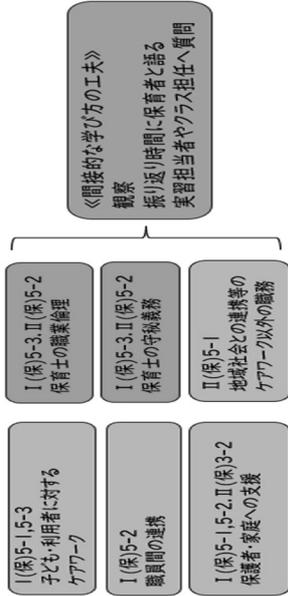
実習評価は学生が自己課題を明確にし、次の実習に取り組む重要な情報源である。
 実習評価票を学生に開示することは必要な取り組みとなる。
 開示する旨を事前に実習施設に文書等で連絡しておく。
 実習施設と養成校で共通理解をもっておく。

図表 7-2-5 実習評価票の取り扱い

また、実習評価票の評価項目には保育現場で実習中に取組みにくいとされる内容も存在する。しかしながら、保育士等になるために大切な学びの観点であることには変わりない。そこで学生が理解を深める場の設定を間接的な学び方の工夫でカバーをしていきたいもの

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

である。具体的には、観察、休憩や振り返りの時間に保育士等と語ることが挙げられる。経験談を交えた話し合いは、学生にとって何よりも貴重な場であり、将来へのあこがれを抱く機会にもなりうる。保育士等は成功体験ばかりではなく、失敗、苦心、悩み、困りごとなど、率直な思いも現実を理解するための手がかりとして大いに役に立つものである。



図表 7-2-6 実習期間に直接関わるのが難しい職務内容の実習評価項目

②訪問指導

【保育士等】学生が実習施設に伝えられないことや疑問点などを養成校の訪問指導者を通じて把握し、実習指導や評価に反映することができる情報収集の場として活かしていきたい。

訪問指導者の来園日に学生が欠席した場合、速やかに養成校へ欠席と対応相談の連絡を入れることによる協力は、協働性と同僚性を発揮した取り組みの一例である。

③実習中の指導

【保育士等】学生が質問をしやすい雰囲気や、直接声をかけながら質問を引き出すサポートが望まれる。実習期間に直接関わるのが難しい職務内容の評価項目をテーマに取り上げ、観察や保育士等との話し合いなどで間接的に学ぶことができる。学生から質問が上らない場合には、振り返り時間等を利用して機会を心がけて設けていきたいものである。

Ⅶ. 保育実習指導における連携・協働の方法

観察
参加
保育者への確認
話し合い
質問する機会
保育カンファレンス

②実習評価票の評価項目内容を学ぶための実習園での取り組み行動を示す。時と場に応じて保育中も活用した学び機会をつくっていききたい。

図表 7-2-12 実習評価票の評価項目への取り組み方法 (例)

生活の流れ	乳児
登所	1歳児
降所	2歳児
午前の活動	3歳児
午後の活動	4歳児
食事	5歳児
間食	
排せつ	
午睡	
遊び	

図表 7-2-13 観察対象と場面の組み合わせ (例)

④保育中に保育士へ確認や質問をしてみる、保育記録へ質問を記載するなどの場を通じて学生が自ら学ぶ場をえることのできるテーマ例を以下に示す。事前オリエンテーション等でどのようなテーマが実習生の学びを深めるか本人と話し合い、実習課題にすることも考えられる。実習前に学生が、様々な学び方や場があることを理解することが大切である。

保護者支援の場に立ち会う 園庭開放を観察する機会

	保育実習 I (保育所)	保育実習 II
長期間保育	保育士1日の勤務内容	園庭開放をえた後の遊びや生活の変化
保育士としての働き	家庭との連携に関する職務	現代社会の様々な保育ニーズ
子どもの発達過程	進級検や検コースたより (家庭との連携)	保育士のこれまでのキャリア
連携を通して行う保育	様々な働き方：正社員 パートタイマー	地域の関係機関との連携方法 ・ 養育見守り隊や地域協議会 ・ 児童相談所・児童家庭支援センター
家庭との連携	相談員の職責：保育士 相談師 栄養士	連携方法
発達過程に応じた運動の工夫	姿勢・発達までの子どもや保護者に関する情報共有の仕方	小学校との連携方法
清潔保持のための取り組み	自己研鑽に繋ぐ研修方法や内容	主体的に活動する案を引き出す連携構成
健康で安全に通わせる	職員づくりのポイント	主体的に活動する案を引き出す関わり
危機管理対策の取り組み	自己管理の工夫	PDCAサイクルに沿った取り組み
避難訓練の取り組み	避難・危険時の保護者とのコミュニケーション	子育て支援・育児支援

図表 7-2-14 保育者への確認、質問する機会、話し合いのテーマ (例)

Ⅷ. 保育実習指導における課題解決：実習施設と養成校との連携・協働 (討議)

Ⅷ. 保育実習指導における課題解決：
実習施設と養成校との連携・協働 (討議)

- ①実習受け入れ機関／養成校が、実習の意義を受け止め、実習指導体制を組織的に作り上げる。
- ②実習生の自己覚知を支え、実習生が実習記録・指導／支援計画を自ら改善できるようになる訪問指導・事前事後指導を行う。

[テーマ1] 効果的で効率的に実習指導を進めるための実習指導体制のあり方に関して提案してみましよう。

[テーマ2] 効果的で効率的な実習記録・指導/支援計画作成のあり方に関して提案してみましよう。

[テーマ3] 保育の魅力を感じられる実習になるための実習指導のあり方に関して提案してみましよう。

一般社団法人全国保育士養成協議会

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（こども家庭庁）「指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する効果的な研修の在り方に関する調査研究」

発行 令和6年3月31日

編集担当 穴戸 良子（作新学院大学女子短期大学部）
水野 恭子（同崎女子大学）
髙田 弘子（名古屋短期大学）
山田 朋子（中村学園大学）
三浦 主博（仙台白百合女子大学）

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(こども家庭庁)
指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する
効果的な研修の在り方に関する調査研究

保育実習指導マニュアル

保育所等版

令和5年度版

一般社団法人 全国保育士養成協議会

目次

はじめに 1

I. 実習前 3

1. 実習生の実習段階・内容を確認する
2. 養成校で実習生が事前に学んでいることを把握する
3. 職員間で実習の受入れ・指導について確認する
4. 実習オリエンテーションを実施する

II. 実習中 6

1. 実習生が安心して実習できる環境をつくる
2. 子どもと心通わず体験を大切に
3. 記録（実習日誌）を書く意味を伝える
4. ICTを活用する
5. 実習生に学んでほしい内容によって記録（実習日誌）の書式を選ぶ
6. 実習生が学びたい内容によって部分・責任実習の方法を選ぶ
7. 全体的な計画に基づく計画や実践を理解する
8. 保護者支援を学ぶ環境をつくる
9. 保育を振り返る行為を共有する
10. 養成校と一緒に実習生を育てる

III. 実習後 12

1. 「何が良くて何が課題なのか」が分かる評価を書く
2. 養成校の事後指導にも関心を持つ

*文中のたとえば：★「実習指導の工夫」、●「実習施設（養成校）との連携」、◆「補足情報」

*より確実にこのマニュアルをご活用いただくために、各ポイントにチャック欄を設けています。ぜひご活用ください。

はじめに

実習指導は、①事前指導、②実習中の指導、③事後指導によって成り立っています。①事前指導、③事後指導は主に養成校の実習指導者、②実習中の指導は主に実習施設の実習指導者が担うこととなりますが、学生にとってこれらの学びは連続性のあるもので切り離せるものではありません。より良い実習指導を進めるために、養成校と実習施設が一連の実習指導の内容を共通理解し、協働して取り組んでいくことが大切です。

保育者としての育ちと実習

養成校では授業を通して理論的な学びを、保育現場では実習を通して実践的な学びを中心に行います。保育者になるためには、保育に関する理論と実践の学びを往還しながら進めていくことが必要です。そして、保育者になってからも、理論と実践の往還的な学びを続け、その専門性を高めていくことでしょう。

保育者としての育ちは養成段階から始まっています。良い形で保育者としてのキャリアのスタートをきることは、実習生の保育者になりたいという思いを高め、希望をもって保育者としての道のりを歩んでいくことにつながります。

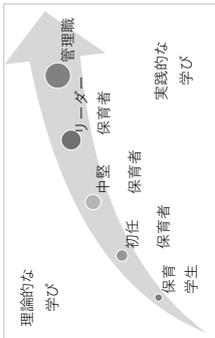
学びの主体である実習生

保育の主体が子どもであるように、実習においては実習生が主体になります。実習生は指導する側から見ると指導される存在ですが、実習においては学びの主体として実習生の存在を捉えていく視点が重要です。そのことは、将来、主体的な保育者を育てることにつながります。

実習生理解から始まる実習指導

学びの主体である実習生を指導する際に求められることは、実習生理解です。対象者理解なしに良い指導はできません。時に実習生の理解が難しいと感じることもありますが、実習生がそれまで過ごしてきた背景や生活経験等に向け、世代の違いを超えて理解していくとすると姿勢が大切です。養成校と実習施設とが実習生の姿を共有しながら、理解を深め、協働して一人の保育者を育てていきましょ。

保育者としての学びと成長

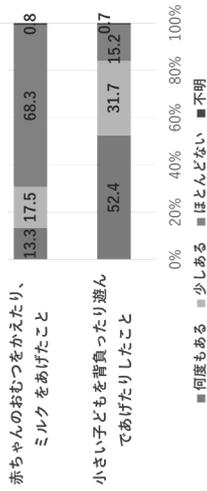


コラム 近年の若者の経験に目を向ける

「青少年の体験活動等に関する実態調査」(国立青少年教育振興機構 令和元年度)によると、小さい子どもを背負ったの遊んであげたことは、何度もあると答えた若者は約5割、少しあると答えた若者は約3割で、2割弱がほとんどないと答えています。また、赤ちゃんのおむつをかえたり、ミルクをあげたりする経験は約7割がほとんど経験してないと答えています。保育者を目指す若者の中に、赤ちゃんや小さな子どもとのふれあいの経験をあまりないまま実習を行うことになるケースも珍しくない状況といえるでしょう。

人は相手が自分の予想と異なる姿を見せた時、理解が難しいと感じやすいものですが、そのような姿の背景に目を向けてみることで理解できることがあるのではないのでしょうか。近年の若者を理解するために、若者がこれまでどのような経験をしてきたのか、その背景に目を向けてみることも大切です。

青少年の生活体験「乳幼児とのかかわり」



引用：国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査」(令和元年度)

I. 実習前

1. 実習生の実習段階・内容を確認する

実習生を受け入れることになったら、養成校からの依頼内容「実習段階・内容」を確認しましょう。

□ポイント 1 回目の実習が、2 回目の実習かを確認する

保育所等実習には、実習生にとって初めての实習である「保育実習Ⅰ」と、2 回目の実習である「保育実習Ⅱ」があります。「保育実習Ⅰ」と「保育実習Ⅱ」は、実習内容も異なります。養成校から送付される実習計画書や実習の手引き等の書類で、実習の段階や内容を事前に確認しておきましょう。

たとえば・・・補足情報

- ◆ 保育士を養成するための授業科目は、「指定保育士養成施設指定基準」* の中で定められている。「保育実習Ⅰ」と「保育実習Ⅱ」の内容についてもここに示されている。
- ◆ 各養成校は、「指定保育士養成施設指定基準」を基本としながら、独自の工夫あるカリキュラムを編成している。「保育実習Ⅰ」の実施前に、保育現場の見学や体験等を実施している養成校もあるので、書類や情報交換の場等で確認しておくと良い。

* 厚生労働省雇用均等推進課家庭局通知（改正子発第 0427 第 3 号平成 30 年 4 月 27 日）

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」

2. 養成校で実習生が事前に学んでいることを把握する

実習生は、実習が始まるまでに、保育や実習に関することを養成校で学んでいます。どのようなことを学んでいるかを把握しておきましょう。8

□ポイント「保育実習指導」の授業内容を理解する

実習生は、「保育実習指導」という科目の中で実習の事前学習をしてから実習に臨みます。「保育実習指導」では、①実習の意義や目的、②実習の段階と内容、③保育所等への理解、④実習に必要な記録、⑤実習の心構え、等を主に学んでいます。その他、様々な科目の中で保育所等や子どもに関する学びをしています。

たとえば・・・養成校との連携

- 近年、養成校では授業を公開する取り組みが行われるようになってきている。このような機会に、授業見学をすることで理解を深めることもできる。
- 保育所等の理解を深めることを目的に、保育士のゲストスピーカーによる講話を計画している養成校もある。養成校と保育所等の連携により、事前学習の充実が期待できる。

3. 職員間で実習の受け入れ・指導について確認する

実習生は園全体で受け入れ、指導する体制をつくることが大切です。実習生が受け入れられているという感覚をもつことが、実習生の主体的な学びにつながります。職員間で実習生の受け入れや指導の基本を確認するようにしましょう。

□ポイント 実習生の情報と園の実習指導の基本を全職員で確認する

実習生の受け入れについて全職員が周知できるように知らせておきましょう。また直接指導に当たる職員には、実習の段階や内容等の実習依頼の情報を共有しておくことが必要です。園内で一貫した指導ができるように、実習指導の基本を確認し合うことも大切です。

事例 一貫しない実習指導を見直す

“先生によって指導されるのが違う…”

ある日、A 主任保育士は D 実習生から次のような相談を受けました。
「実習日誌を細かく書いたら、B 先生からもっと要点をばっばって簡潔に書くように指導をされました。次の日、簡潔に記入した日誌を提出したら同じクラスの C 先生にはもっと詳細に書くようにと指導を受けました。どうしたらいいかわか」
A 主任保育士は、すぐに B 保育士、C 保育士に確認を取りました。それぞれの指導の意図は理解できるものの、互いにどのような指導をしているかについては確認し合っていないようでした。

“これまでの実習指導を園内で振り返ってみよう”

D 実習生からの相談を機会に、これまでの実習指導を職員と振り返ってみることにしました。すると、職員間でそれぞれがどのような指導をしているか、ほとんど意識していなかったということがわかりました。若い職員からは、「私も、先生によって指導されるのが違って困ったことがある」、「少しずつ記録が良くなっていくと褒めてもらっていたら、次の日別のクラスで全然書けてないねといわれた。たしかにそうだけど思ってた…」等々、実習生の時の経験が語られました。また、「実習生の指導は丁寧にしてあげたい、でも時間が取られて他の業務ができなくなる」等の悩みを話してくれる職員もいました。職員の様々な思いが語られる中で、「実習生の状況を共有し合おう」「実習生を指導する先生の業務はみんなで助け合おう」等の意見も出てきました。

<実習指導の改善>

- ・指導を担当する保育者間で、実習生の学びや指導の状況について休憩時間や午睡時間の一部等を活用して情報を共有する。また、必要に応じて主任保育士が情報共有の検証をする。
- ・実習生の指導が連続性あるものになるように、実習生おりの変化や成長に着目して実習生の情報を共有する。
- ・指導を担当する保育者が抱えている業務で、代わることが可能な業務は声を掛け合って分担する。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★園内で実習指導マニュアルを作成すると、職員間で共有を図りやすくなる
- ★保護者にもお便りや掲示等を活用して実習生を紹介することで、園全体で実習生を迎え入れる雰囲気をつくる。

4. 実習オリエンテーションを実施する

実習生と実習施設とが互いに理解する機会として事前の実習オリエンテーションはとても大切です。実習生が安心して、主体的に学ぶ実習にするためにも、実習オリエンテーションの充実を図りましょう。

□ポイント1 園の説明をする

実習生が事前に園の理解を深めて実習に臨めるよう、園の保育理念・目標、特徴ある保育内容、職員構成、クラス編成等について説明しましょう。園で大切にしていることが具体的に理解できるよう伝える工夫も必要です。そのうえで、実習に必要な留意事項や持ち物などは明確に、確実に伝えましょう。園ではあたりまえのことでも、実習生にとっては初めてのことやわからないことも多いので、1つ1つ丁寧に説明することが大切です。

□ポイント2 実習生と共に実習計画を作成する

実習生は事前に実習目標を考えてオリエンテーションに臨んでいます。実習生が何を実習で学びたいと思っているかを聴きだしながら、可能な範囲で実習生の思いを実現できるように、クラス配属や部分・責任実習の予定と一緒に考えたり、実習を通じた勤務・休憩時間を確認したりしましょう。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★オリエンテーションで、実習前に保育を見学したり、体験したりする機会をつくり、実習生の不安を軽減し、実習への期待につなげる
- ★園として伝えておきたい実習の確認事項・留意事項は、資料を作成しておく

II. 実習中

1. 実習生が安心して実習できる環境をつくる

実習生の不安を軽減し、安心して実習ができる環境をつくるのが大切です。

□ポイント1 実習生と対話する機会をつくる

実習生と対話する機会を積極的につくりましょう。実習担当者やクラス担任だけでなく、様々な保育士と、保育や子どもについて話をすることで、緊張感が和らぎ、積極的に学ぼうとする意欲につながります。安心して実習ができる土壌をつくりましょう。

□ポイント2 実習生一人ひとりに合わせた指導をする

子ども同様に、実習生も、思いや考えが一人ひとり異なります。一人ひとりの思いや考えを尊重し、感じながら指導することが大切です。実習生の特性に合わせた受け入れ体制も考えてみましょう。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★休憩時間を利用して、実習生と対話することを心がける
- ★若手の職員と対話する機会を設ける

2. 子どもと心通わず体験を大切に

子どもと心が通い合う体験やその喜びを感じることは、保育者として原点となります。実習生が子ども存分に関わる時間をたくさん作りましょう。

□ポイント1 子どもと自由に関わられる雰囲気をつくる

緊張している実習生も多いものです。子どもとたくさん遊ぶことの大切さを言葉や雰囲気や実習生に伝えていきましょう。保育者が子どもと楽しく遊んでいる姿を見せることもよいでしょう。

□ポイント2 子どもと関わるきっかけをつくる

子どもとの関わり経験が少ない実習生もいます。はじめはどのように関わってよいかかわからない場合もあるので、状況を見ながら子どもと関わるきっかけをつくりましょう。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★クラスの子どもたちに実習生を紹介して、子どもたちに実習生と遊んでみたくなるよう働きかける
- ★子どもの遊びの中に実習生を誘う

3. 記録（実習日誌）を書く意味を伝える

実習をより充実したものにすうえで、記録は非常に大切です。一方で実習生が最も負担を感じるものでもあります。いま一度、もし、「これくらいの量を書くのは当たり前」、「自分たちも書いてきた」などの考えがある場合は品直し、記録を書くことの意味を考えてみるのが大切です。

□ポイント1 記録することで「保育を可視化」する

記録をすることで、「子ども理解が深まる」、「振り返りによる気づきを得る」、「自らの課題に気づく」といった学びが得られることを、実習生が理解できるように指導しましょう。

□ポイント2 保育の過程を理解する

実習においても、保育実践における PDCA サイクルに位置づけて、記録を考えることが大切です。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★記録に対して自信を持てるように、多様な意見を認める、安心感を高めるといった姿勢で対応する
- ★実習日誌の負担を考え、実習時間中に記録をまとめる時間を設ける
- ★実習生が自身の気づきを意識化できるような言葉かけを行ってみる。例えば、「このように考えたのはどうですか？」「昨日とは子どもの様子かどのように違っていったと感じましたか？」などの言葉かけ

4. ICTを活用する

近年、保育現場においても ICT の活用が進んでいます。実習日誌の記入においてもルールを明確にしながら、その活用を進めていくことが求められています。

たとえば・・・実習施設との連携

- 養成校と実習施設の間で ICT 活用のルールを決めておく
- 養成校と実習施設の間で了解が得られれば、実習生に記入用フォーマットを配信する
- 実習施設で導入されている ICT ツールがあれば、その仕組みを学ぶ機会を提供する

5. 学んでほしい内容によって記録（実習日誌）の書式を選ぶ

学生に学んでほしい内容によって、記録の書式を変更することも大切です。実習の時期や園の状況、実習生の実習目標などに応じた柔軟な選択ができるようにしましょう。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★保育実習 I（保育所等）では、初めての实習体験である場合も多いため、「一日の時系列記録」を丁寧に書くように指導する
- ★保育実習 II の実習後半や保育実習 I と保育実習 II が同一の保育施設で実習を行う場合は、「エピソード記録」「ドキュメンテーション型記録」などの割合を増やす
- ★実習生の負担を減らすため、ICT を積極的に活用する

さまざまな記録様式の特徴と実習生が学ぶことができる内容、実習指導者の配慮点

記録様式	○実習生が学ぶことができる内容 ☆実習指導者の配慮
一日の時系列の記録 特徴：一日の流れに沿いながら「環境構成」「子どもの活動」「保育者の援助」「実習生の援助や気づき」などを記入	○子ども一日の流れと保育士等の業務の全体像を理解する ☆すべてを詳細に記録することは読み返した時に分かりづらくなる場合や実習生の負担も大きいため、実習生の一日の目標や課題を考慮し、着目する点や場面がある程度絞って記述できるように指導することが大切となる
エピソード記録 特徴：その日に印象に残った保育行動の理由、保育者の援助の意図、その後の展開といった一連の流れを文脈的に記述する ☆実習生が自身の気づきを意識化できるように、記録の中でよかつたことを伝えり上げ、感じた思いや考察を記入	○実習生が自ら選んだ保育場面を記録し、考察を加えていくことで、子どもの行動の理由、保育者の援助の意図、その後の展開といった一連の流れを文脈的に記述する ☆実習生が自身の気づきを意識化できるように、記録の中でよかつたことを伝えり上げ、感じた思いや考察を記入
保育環境図示したマップ型記録 特徴：保育環境図に子どもの遊びの様子を書き込み、そこで展開する子どもの経験や記録を記入	○子どもの遊びや、子ども同士の関係性、子どもと空間の関係等を俯瞰的に把握する ☆保育状況の多面的な理解が求められるため、実習生がある程度実習経験を重ねているかどうかを考慮することや、園の子どもの状況も、ある程度、遊びや友達との関係性が継続する状態である場合に導入することが大切となる
ドキュメンテーション型記録 特徴：子どもの学びや写真などで可視化し、子どもや保育士・保護者等と対話するための資料	○単に記録をするだけでなく、記録を行う過程において、子どもや保育士等と対話し、学びのプロセスを理解する ☆保育中に写真を撮る場合が多く、写真を撮ることが目的にならないように指導することや、データ管理の方法を伝えることが大切となる

6. 全体的な計画に基づく計画や実践を理解する

実習生が全体的な計画や指導計画にふれる機会はなかなかありません。実習において全体的な計画の位置づけや内容を実習生に説明することで、保育実践が、全体的な計画や指導計画に基づき実践、実践後の評価が行われていることの理解につながるでしょう。

□ポイント1 保育のねらいを伝える

一日、週などの保育のねらいを事前に実習生に伝えるとよいでしょう。保育を観察する視点が明確になるとともに、実習生がねらいを意識しながら主体的に保育に参画することが期待できます。

事例 “さりげない一言の指導”で主体的に学ぶ実習生

“春を探しに散歩にいきましょう！”

3歳児クラスでの実習 2日目のことです。前日に一日の保育の流れは理解したものの、まだわからないことも多くA実習生は周囲を注意深く観察しながら、子どもたちや担任保育士の動きに合わせて動くのに精一杯の様子です。朝の集会后、A実習生も子どもたちと一緒に散歩について、一緒に散歩に出かけました。散歩の途中では、B保育士が「あの木の枝、ちよとみて子どもたちに言葉をかけます。「あつ、なんだかほつぽつしてる」北木の枝の芽吹きを見つけた子どもたち。A実習生も、「あ、葉っぱだよ、この葉はなに？」とつづがやく子どもの声に耳を傾け、春探しと一緒に楽しみました。A実習生の表情も和らいでいます。

子どもたちは園庭の隅の隅に並んで散歩に出かけるのを楽しみに待っています。B保育士は、「C先生は真ん中を見よう、ポケットや手のひらにたくさんのお土産をもって園に戻ります。散歩の途中で見つけた木の葉をDちゃんは握りかかっています。A実習生も同じ気持ちを持っています。A実習生は、Dちゃんを誘って保育室にある図鑑を開きました。「何の葉かな？」と、Dちゃんも、A実習生も興味津々、楽しそうです。

＜B保育士から学ぶ実習指導のポイント＞
実習生はわからないことが多く、とくに実習の初期段階ではどこにいけばいいか、何をすればいいかわからず不安になるものです。B保育士のようにさりげなく、これから何をやるのか、どうしてほしいのかを実習生に一言で伝えるだけで、実習生は「わからない状況から、「動いてみよう」という思いに変わるのか、どうして動いてほしいのでも、何もないのではなく、実習生が主体的に参画し学ぶために必要な情報をさりげなく伝えることが大切なのではないでしょうか。

ポイント①活動のねらいを伝える
「〇〇します」「〇〇がねらいです」と一言添えると、実習生なりにそのねらいを認識して子どもに関わることができるよう、計画に基づく課題の学びも深まります。

ポイント②一緒に保育をしていこうという気持ちをもつ
実習生は指導していく存在ですが、一緒に保育を創っていく存在でもあります。できないことも多いですが、できることもたくさんあります。実習生の力を発揮できるようにしていくことが大切です。

ポイント③全体的な計画・指導計画を閲覧する機会をつくる
園の全体的な計画や指導計画を閲覧できるように声をかけましょう。実際の保育と結び付けながら説明すると理解が深まります。

たとえば・・・実習指導の工夫
★クラス等での、計画に基づく振り返りや指導計画作成の会議に、実習生も参加する機会をつくる
★食育計画や保健計画等も閲覧する機会をつくる

7. 実習生が学びたい内容によって部分・責任実習の方法を選ぶ

部分・責任実習という、「一斉活動」の場面でなければいけないと思いがちです。実習生が学びたい内容によって、部分・責任実習の方法（保育方法）を選択できるように柔軟に考えましょう。

□ポイント 部分・責任実習の方法を実習生に提示する

保育者は、子どもに経験してほしい「ねらい」によって、クラス一斉で行なうのか、興味をもった子どもが参加するのかなど、保育方法を考えます。実習生にとっても、部分・責任実習をどのような方法で行なうのかによって、学ぶことができる内容が異なります。部分・責任実習の方法を柔軟に選ぶようにしましょう。

たとえば・・・実習方法の例

- ★ 思い思いに遊ぶ時間に、学生が一つのコーナーを担当する
- ★ 0歳児クラスの一人の子どもを学生が担当する
- ★ 子どもに提案する制作を数日にわたり継続して作る活動を担当する

8. 保護者支援を学ぶ環境をつくる

保育実習Ⅱの授業内容では、「入所している子どもの保護者に対する子育て支援及び地域の保護者等に対する学びが位置づけられています。このことは、実習生が直接、保護者に関わるという経験が難しい場合も考えられますが、実習施設のさまざまな支援のあり方を学ぶ機会を設けることで学びの場を提供することが求められます。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★ 登園や降園の際、保育士等の保護者への関わりを学ぶようにする
- ★ 園たよりや連絡帳といった園が作成する保護者向けの記録を見る機会を持つ。
- ★ 施設長や主任保育士など保護者支援に携わることが多いスタッフにインタビューする時間を設ける
- ★ 子育て広場など併設している場合、実習プログラムに組み込む

9. 保育を振り返る行為を共有する

日々の保育を振り返ることを通じて、実習生は、保育士の子どもの理解に触れたり、援助の意図を理解したりする機会になります。日々の保育の振り返りや、実習生と共有する時間を積極的に取りましょう。多くの実習生は緊張しているため、すぐに質問ができなかったり、何を話してよいかわからなかったりすることもありますが、リラックスした雰囲気の中で、具体的なエピソードを引き出しながらオープンクエスチョンで語り掛けることが大切です。また、実習生の気になることはその都度、率直に伝え、どうすれば良いかを一緒に考えていけるとよいでしょう。

□ **ポイント1 短い時間でも日々の振り返りを大切に**
 忙しい中で、実習生と振り返りを共有する時間を確保することに負担感を感じることもあるでしょう。振り返りを共有する時間は、5分や10分の短い時間でも、日々行うことで、実習生の子どもの理解が深まり、保育士の意図を理解した援助につながります。

□ **ポイント2 振り返りの共有が日誌の記録にも活かされる**
 振り返りを共有することで、実習生は、保育士の子どもの理解や援助の意図を、実習日誌に記述しやすくなります。保育士の子どもの理解や援助の意図が書かれた実習日誌は、実習生が保育の過程を踏まえて指導案を書くことにもつながります。

たとえば…実習指導の工夫

- ★ 実習生と振り返りを共有する時間を事前に決めておく
- ★ おやつと一緒に食べるなど、緊張せずに話ができる環境をつくる

10. **養成校と一緒に実習生を育てる**
 養成校と連携しながら、「保育士養成」について共通の理解をもつことで、実習生が安心して実習ができたり、より良い学びにつながります。養成校の教員による訪問指導は、実習生への理解を深めたり、養成校と共通理解を図ったりする重要な機会と考えましょう。

□ **ポイント1 訪問指導を養成校とつなげる機会にする**
 訪問指導は、養成校の教員と直接対話ができる機会でもあります。特に、日誌の書き方や書式の使い分け、部分・責任実習の進め方について、実習生の学びたい内容も考慮しながら、養成校と共通理解を図れるようにしましょう。

□ **ポイント2 実習生への理解を深める**
 訪問指導において、実習生の普段の姿や、養成校の指導の様子を聞くことは、実習生への理解を深めることにつながります。また、実習中の実習生の姿や成長したところを養成校の教員に話をすることで、養成校に戻った後の、学生指導にも活かされます。

たとえば…養成校との連携

- 受け入れに不安を感じた実習生に対しては、早めに養成校に連絡をとる
- 訪問指導の際、養成校の教員が実習生と落ち着いて対話ができる環境をつくる

Ⅲ. 実習後

1. 「何が良くて何が課題なのか」が分かるように評価を書く
 実習施設の評価票は、実習生が次の実習や就職後の課題を知るための大切な資料です。実習生が、「何が良くて何が課題なのか」が明確に分かるように評価を書くことが大切です。

□ **ポイント1 伝えたいことを言葉にして明記する**
 数字で表現されている評価の理由を、言葉で具体的に書くようにしましょう。養成校の教員が、実習生に評価を伝える際、「何が良くて何が課題なのか」を明確に伝えることができます。

□ **ポイント2 実習施設の評価だけではなく実習の評価は決まらな**
 い評価を付ける際に不安になることも少なくありません。実習の評価は、養成校の実習指導における評価などを総合的に判断して付けられます。

□ **ポイント3 実習施設の評価の開示の仕方は養成校によって異なる**
 実習生への評価の開示の仕方は、養成校によって異なります。どのように開示されてもよいように、評価を書くようにしましょう。

たとえば…実習指導の工夫・養成校との連携

- ★ 実習生の課題や気にかかることは、日々の振り返り等において、実習生に伝える
- 実習生の課題や気にかかることは、訪問指導の際に、養成校の教員と共有する

2. **養成校の事後指導にも関心を持つ**
 養成校では、実習後に仲間と実習体験を共有したり、実習施設からの評価のフィードバックを受けたりして実習を振り返るなどして、学びを整理するとともに、深めています。こうした養成校の事後指導にも関心を持て、その内容にふれることは今後の実習指導の参考になります。

□ **ポイント 養成校の事後指導を見学したり、参加したりする**
 機会があれば、実習後に養成校で実習生がどのような実習の振り返りを行っているのか、話を聴いたり、見学させてもらうのも良いでしょう。

たとえば…養成校との連携

- 養成校で開催される実習連絡会・懇談会等に参加する
- 養成校で作成している実習報告書等を読ませてもらう
- 機会があれば積極的に養成校の実習の振り返りに参画する

コラム 負担感の多い実習指導から、保育の質を高める実習指導へ

日常の保育や様々な業務に加えて行う実習指導に、負担を感じる先生方も多いのではないのでしょうか。実際、実習生の指導には、時間を費やし、頭ももつかります。負担感をゼロにすることはできませんが、実習指導を園の保育の質を高める機会にすることはできるのではないのでしょうか。

ある園では、実習生を受け入れる時には、毎回、園の保育理念や保育所保育指針、全国保育士会倫理綱領を全職員で確認し合う時をもつようになっているそうです。日常のあたりまえの保育の中にある大切なことを、立ち止まり考えることは、保育者自身が自らの保育を見直す良い機会になるのではないかと思います。また、ある園では、実習指導を行ったクラス担任と主任保育者として実習指導の振り返りを実施しているそうです。“自身の保育を実習生に説明することができたか”、“実習生の振り返りから新たな気づきを得られたか”等、実習指導の振り返りを通して、保育を可視化する力を高めたり、多様な視点で保育を捉え見つけ直したりする機会に繋がっています。

実習指導を担うということは、保育者としての専門性が要求されることです。実習指導を保育者としてのキャリアに位置づけていくことが大切ではないのでしょうか。負担感の多い実習指導から、保育の質を高める実習指導へと転換していきましょう。

一般社団法人全国保育士養成協議会

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（こども家庭庁）「指定保育士養成施設及び実習先保育所等の実習指導担当者に対する効果的な研修の在り方に関する調査研究」

発行 令和6年3月31日

編集担当 小櫃智子（東京家政大学）
小原敏郎（共立女子大学）
齊藤多江子（日本体育大学）

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(こども家庭庁)
指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する
効果的な研修の在り方に関する調査研究

保育実習指導マニュアル

養成校版

令和5年度版

一般社団法人 全国保育士養成協議会

目次

はじめに 1

I. 実習前 2

1. 実習への理解を促す
2. 学生が実習目標を考える

II. 実習前から実習中 4

1. 記録（実習日誌）を書く意味を伝える
2. 学生に学んでほしい内容によって記録（実習日誌）の書式を選ぶ
3. 学生が学びたい内容によって部分・責任実習の方法を選ぶ
4. 今後にもけた ICT の活用
5. 保護者支援を学ぶ

III. 実習中 8

1. 訪問指導を実習指導のプロセスの一環にする
2. 実習施設と一緒に学生を育てる

IV. 実習後 9

1. 保育を振り返る行為を共有する
2. 「何が良くて何が課題なのか分かる」ように評価を伝える

*文中のたとえば：★「実習指導の工夫」、●「実習施設（養成校）との連携」、◆「補足情報」
*より確実にご利用いただくために、各ポイントにチェック欄を設けています。ぜひご利用ください。

はじめに

実習指導は、①事前指導、②実習中の指導、③事後指導によって成り立っています。①事前指導、③事後指導は主に養成校の実習指導者、②実習中の指導は主に実習施設の実習指導者が担うこととなりますが、学生にとってこれらの学びは連続性のあるもので切り離せるものではありません。より良い実習指導を進めるために、養成校と実習施設が一連の実習指導の内容を共通理解し、協働して取り組んでいくことが大切です。

保育者としての育ちと実習

養成校では授業を通して理論的な学びを、保育現場では実習を通して実践的な学びを中心に行います。保育者になるためには、保育に関する理論と実践の学びを往還しながら進めていくことが必要です。そして、保育者になってからも、理論と実践の往還的な学びを続け、その専門性を高めていくこととしていこう。

保育者としての育ちは養成段階から始まっています。良い形で保育者としてのキャリアのスタートをきることは、実習生の保育者になりたいという思いを高め、希望をもって保育者としての道を歩んでいくことにつながります。

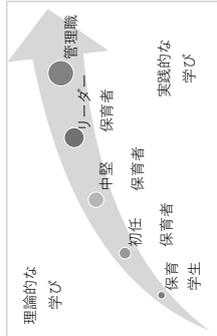
学びの主体である実習生

保育の主体が子どもであるように、実習においては実習生が主体になります。実習生は指導する側から見ると指導される存在ですが、実習においては学びの主体として実習生の存在を捉えていく視点が重要です。そのことは、将来、主体的な保育者を育てることにつながります。

実習生理解から始まる実習指導

学びの主体である実習生を指導する際に求められることは、実習生理解です。対象者理解なしに良い指導はできません。時に実習生の理解が難しいと感じることもありますが、実習生がそれまで生きてきた背景や生活経験等に関心を持ち、世代の違いを超えて理解していくことが大切です。養成校と実習施設とが実習生の姿を共有しながら、理解を深め、協働して一人の保育者を育てていきたいと思います。

保育者としての学びと成長



I. 実習前

1. 実習への理解を促す

実習に行前に、学生が「実習とはどのようなものなのか？」その意義や目的を理解し、実習での学びについてイメージできるように指導していくことが大切です。

□ポイント1 実習の段階と内容を示す

保育所等における実習には、保育実習Ⅰと保育実習Ⅱがありますが、それぞれ実習の段階も内容も異なります。学生が見通しをもって学べるように、実習がどのように進められていくか「実習の段階」、どのようなことを学ぶかが「実習の内容」を事前に伝えましょう。

□ポイント2 保育所等への理解を深める

保育所等について学生は様々な科目の中で学んでいます。他科目と連携しながら、事前指導の中にも保育所等への理解を深められるようにしましょう。
実習では学生が保育現場に参画して学んでいくことになるので、学生でありながら保育者としての姿勢が問われます。子どもの雇用の利益を考慮する保育の実践を追究している保育現場の理解が必要です。子どもたちがどのように園生活を過ごしているのか、保育者が何を大切に保育しているのか、学生がその思いを尊重して実習に臨むことができるようにしましょう。

たとえば・・・実習施設との連携・実習指導の工夫

- 保育士をゲストスピーカーとして招き、保育現場の話を聴く機会を作る
ICTの活用 ⇒オンラインで保育現場と養成校の教室をつないで講義することも可能
- ★ 実習を経験した学生から、事前に学んでおく良かつたことなどを聞き取り、次年度の実習指導に活かす

□ポイント3 実習へのイメージ

具体的な実習のイメージを学生が持つよう指導することが大切です。具体的なイメージが持てることで、学生は学びたいことや体験したいことなどを思い描くことができ、実習に対して意欲的になれるでしょう。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★ 実習の様子の動画（教材用DVD等）を視聴する機会を作る
- ★ 先輩から実習の体験談を聴く機会を作る
実習報告会への参加、実習報告書の閲覧、先輩との交流 等

2. 学生が実習目標を考える

学生一人一人が、実習で“何を学びたいか”、“何を体験したいか”、“何を学びたいか”を考え、実習の目標を明確にして、実習に臨めるよう指導することが大切です。学生が実習目標をもって、主体的に実習での学びを進めることができるよう指導しましょう。

□ポイント1 実習の段階と内容を確認する

行う実習の段階と内容を確認し、学生が理解したうえで実習目標を考えることができるようにしましょう。

□ポイント2 これまでの学びを整理し、学生の関心を引き出す

学生がこれまで授業等で学んできたことを振り返り、一人一人がどのようなことに関心を持っているのかを引き出しましょう。学生の関心をもとに実習目標を考えるよう指導し、学生一人一人の学びの充実につなげましょう。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★学生同士で「実習目標」を発表し、学び合う
- ★養成校内の教員と連携して、学生一人一人と対話しながら実習目標を考える

□ポイント3 実習施設に実習目標を伝える

学生が立てた実習目標は、実習オリエンテーション時に持参し、学生から直接、実習施設の実習指導者に伝えるよう指導しましょう。“何が学びたいか”を伝えることで、可能な範囲でその学びを実現できるような実習計画を画が立ててくれるでしょう。このことは、学生の主体的な学びを実現する上でとても大切です。

たとえば・・・実習施設との連携

- 実習施設には、学生が「実習目標」を持参することを事前に伝えておく
可能な範囲で実習計画に組み込んでもらえるよう依頼する

3. 実習施設に養成校の実習計画を事前に説明する

実習の目的や段階、内容、スケジュール等の実習計画について、実習施設に説明しておきましょう。

ポイント 養成校のカリキュラムにおける実習の位置づけを伝える

養成校においてどのような保育士を養成しようとしているのか、そのためにどのようなカリキュラムを編成し、どのような実習を計画しているのかを、わかりやすく伝えたいでしょう。

たとえば・・・実習施設との連携

- 養成校で作成している「実習の手引き」等を実習施設に送付したり、養成校に実習施設を招いて交流したりする機会をつくる

II. 実習前から実習中

1. 記録（実習日誌）を書く意味を伝える

実習をより充実したものにすべく、記録は非常に大切です。一方で実習生が最も負担を感じるものでもあります。いま一度、もし、「実習生だからこれぐらいの量を書くのは当たり前」、「以前の学生はもっと書いていた」などの考えがある場合は見直し、記録を書くことの意味を考えてみることも大切です。

□ポイント1 記録することで「保育を可視化」する

記録をすることで、「子ども理解が深まる」、「振り返りによる気づきを得る」、「自らの課題に気づく」といった学びが得られることを、学生が理解できるように指導しましょう。

□ポイント2 保育の過程を理解する

実習においても、保育実践における PDCA サイクルに位置づけて、記録を考えることが大切です。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★何のために記録するのか、記録することなどのような学びを裏付けるのか詳しく伝える
- ★記録に対する不安感を減らすために、具体的な書き方や表現の仕方を指導し、個別に添削するといったフィードバックを行う
- ★実習事前指導において学生同士で自身が作成したこれまでの記録を発表し、学び合う

2. 学生に学んでほしい内容によって記録（実習日誌）の書式を選ぶ

学生に学んでほしい内容によって、記録の書式を変更することも大切です。実習の時期や園の状況、実習生の実習目標などに応じた柔軟な選択ができるようにしましょう。養成校と実習施設の間でどのような記録が学生の学びにつながるかを協議する機会をもつことも大切です。

たとえば・・・実習指導の工夫

- ★保育実習Ⅰ（保育所等）では、初めての実習体験である場合も多いため、「一日の時系列記録」を丁寧に書くように指導する
- ★保育実習Ⅱの実習後半や保育実習Ⅰと保育実習Ⅱが同一の実習施設で実習を行う場合は、「エピソード記録」「ドキュメンテーション型記録」などの割合を増やす
- ★学生の負担を減らすため、ICTを積極的に活用する

さまざまな記録様式の特徴と学生が学ぶことができる内容・実習指導者の配慮点

記録様式	○学生が学ぶことができる内容 ☆実習指導者の配慮
一日の晴系列の記録	○子どもの一日の流れと保育士等の業務の全体像を理解する ※すべてを詳細に記録することは読み返した時に分りづらくなる場合や実習生の負担も大きいので、実習生の一日の目標や課題を考慮し、着目する点や場面のある程度絞って記述できるように指導することが大切となる
エピソード記録	○実習生が自ら選んだ保育場面を記録し、考察を加えていくことで、子どもの行動の理由、保育者の援助の意図、その後の展開といった一連の流れを文脈的に捉える ※実習生が自身の気づきを意識化できるように、記録の中でよかったことを伝えたり、対話を通して実習生の記録の趣意を聞き取り、子どもや保育の理解が進むような具体的な内容を伝えることが大切となる
保育環境を明示したマップ型記録	○子どもの遊び方、子ども同士の関係性、子どもと空間の関係等を俯瞰的に把握する 特徴：保育環境図に子どもの遊びの様子を書き込み、そこで展開する子どもの経験を記入 ※保育状況の多面的な理解が求められるため、実習生がある程度実習経験を重ねているかどうか考慮することや、園の子ども状況も、ある程度、遊びや友達との関係性が継続する状態である場合に導入することが大切となる
ドキュメンテーション型記録	○単に記録をするだけでなく、記録を行う過程において、子どもや保育士等と対話し、学びのプロセスを理解する ※保育中に写真を撮る場合が多く、写真を撮ることが目的にならないように指導することや、ページ管理の方法を伝えることが大切となる

3. 学生が学びたい内容によって部分・責任実習の方法を選ぶ

部分・責任実習という、「一斉活動」の場面でなければいけないと思いがちです。学生が学びたい内容によって、部分・責任実習の方法（保育方法）を選択できるように、実習施設と連携していくことが大切です。

□ポイント1 様々な部分・責任実習の方法（保育方法）を理解する

保育者は、子どもに経験してほしい「内容」によって、クラス一斉で行なうのか、やりたい子どもが参加するのかなど、保育方法を工夫しています。学生にとっても、部分・責任実習をどのような方法で行なうのかによって、学ぶことができる内容が異なります。複数の部分・責任実習の方法（保育方法）について、学べる内容と共に、事前に伝えましょう。

□ポイント2 実習施設と連携する

「実習だから『一斉活動』を経験できるようにしなければ」と考えている実習施設も少なくありません。養成校から積極的に実習施設に働きかけ、連携をとることで、学生が学びたい保育方法を体験できる環境を整えるようにしましょう。

□ポイント3 学生が実習園の全体的な計画や指導計画を理解する

学生が全体的な計画や指導計画にふれる機会はなかなかありません。実習において全体的な計画の位置づけや内容を理解し、部分・責任実習に活かすことができるように、全体的な計画や指導計画を学生に提示してもらえらるよう、実習施設に働きかけましょう。

たとえば・・・実習方法の例

- ★ 思い思いに遊ぶ時間に、学生が一つのコーナーを担当する
- ★ 0歳児クラスの一人の子どもを学生が担当する
- ★ 子どもに提案する制作を数日にわたり継続して作る活動を担当する

＜学生主体の実習ができるように実習施設にどのように働きかけますか＞

学生はわからないことが多いので、よく実習の初期段階では今ここにいれればよいのか、何をすればよいかわからず不安になるものです。これから何をやるのか、どうしてほしいのかを学生に一言伝えてもらえるだけで、学生は「わからない状況から、「動いてみよう」という思いに変わるようになります。学生が主体的に保育を参画し学ぶために必要な情報をさりげなく伝えてもらえるように、養成校から働きかけましょう。

事例 “さりげない一言の指導”で主体的に学ぶ実習生

“春を探しに散歩に行きましょう！”

3歳児クラスでの実習2日目です。前日に一日の保育の流れは理解したものの、まだわからないことも多く、実習生は周囲を注意深く観察しながら、子どもたちや担任保育士の動きに合わせて動くのに精一杯の様子です。朝の集会后、「今日はあたたかいから散歩に行こう」とB保育士が子どもたちに声をかけると子どもたちはトラスに移動します。A実習生も子どもたちと一緒にトラスに向かいました。すると、一緒にトラスに出てきたB保育士がA実習生に「今日は春を見つけたことがありません。春を探しに散歩に行きましょう」と声をかけました。

子どもたちは園庭の門の前で散歩に出かけるのを楽しみに待っています。B保育士は、「C先生は真ん中を見ているので、Aさんは後ろをお願ひします」とA実習生に声をかけました。すると、A実習生は安心したように列の後ろの子どもたちの順について、一緒に散歩に出かけました。散歩の途中では、B保育士が「あの木の枝、ちよとみて子どもたちに言葉かけます。「あつ、なんだかぼつぼつ」と木の枝の芽吹きを見つけた子どもたち。A実習生も、「あ、葉っぱだよ」「この葉はなに？」とつづつ子どもたちの声に目を傾け、春探しと一緒に楽しみました。A実習生の表情も和らいでいます。

ポケットや手のひらにたくさん春のお土産をもって園に戻りました。散歩の途中で見つけた木の葉をDちゃんに渡し、A実習生も同じ葉を持っています。A実習生は、Dちゃんを誘って保育室にある図鑑を開きました。「何の葉かな？」と、Dちゃんも、A実習生も興味津々、楽しんでます。

4. 今後にむけたICTの活用

近年、保育現場においてもICTの活用が進んでいます。実習日誌の記入においてもルールを明確にしながら、その活用を進めていくことが求められています。

たとえば・・・実習施設との連携

- 養成校と実習施設の間でICT活用のルールを決めておく
- 養成校と実習施設の間で了解が得られれば、学生に記入用フォーマットを配布する
- 実習施設で導入されているICTツールがあれば、その仕組みを学ぶ機会を提供する

5. 保護者支援を学ぶ

保育実習Ⅱの授業内容では、「入所している子どもの保護者に対する子育て支援及び地域の保護者等に対する学びが位置づけられています。このことは、実習生が直接、保護者に関わるといった経験が難しい場合も考えられますが、実習施設のさまざまな支援のあり方を学ぶ機会を設けることで学びの場を提供することが求められます。

たとえば・・・実習施設との連携

- 登園や降園の際、保育士等の保護者への関わりを学ぶように実習施設に依頼する
- 園だよりや連絡帳といった園が作成する保護者向けの記録を見る機会を持てるようにする
- 施設長や主任保育士など保護者支援に携わることが多いスタッフにインタビューを行う時間を設ける
- 子育て広場など併設している場合、実習プログラムに組み込むようにする

＜こんな時どうしますか？＞

事例 一貫しない実習指導

“先生によって指導されることが違う…”

ある日、学生から次のような相談を受けました。「実習日誌を細かく書いたら、B先生からもっと要点をしばって簡潔に書くように指導をされました。次の日、簡潔に記入した日誌を提出したら同じクラスのC先生にはもっと詳細に書くように指導を受けました。どうしたらいいでしょうか」

実習施設からの「一貫しない実習指導」について、学生から相談を受けることも少なくありません。訪問指導等において、学生の思いや考えを実習施設に橋渡し、連携をとることで、学生の不安感や困り感を解消することも、訪問指導担当者の重要な役割です。

Ⅲ. 実習中

1. 訪問指導を実習指導のプロセスの一環にする

訪問指導は、実習後の実習指導や学生指導にも活かされることが大切です。実習科目担当教員と訪問指導教員が連携することで、学生が次の実習への課題を明確にすることもつなげられます。

□ポイント1 実習前・実習中・実習後をトータルで指導する

学生の実習をより良いものにするためには、実習前・実習中・実習後をトータルで指導できるように体制を構築し、教員間で学生理解や指導内容等の情報共有が求められます。

□ポイント2 教員間で共通理解を図る

様々な教員の専門性を活かしながらも、実習指導や実習施設への理解を図り、学生一人ひとりが学びのある実習となるように教員間で共有や連携をしていくことが大切です。

たとえば・・・教員間の連携

- 実習科目担当ではない教員の専門性を活かすことでICT化を実現する
- 保育実習ⅠとⅡ、教育実習とも連携できるようにする

2. 実習施設と一緒に学生を育てる

実習施設と連携しながら、「保育士養成」について共通の理解をもつことで、実習が実習生にとってのよい学びにつながります。訪問指導は、実習生への理解を深めたり、実習施設と共通理解を図ったりする重要な機会と考えましょう。

□ポイント1 訪問指導を実習施設とつながる機会にする

訪問指導は、実習施設の職員と直接対話ができる機会でもあります。養成校の指導内容や考え方について、実習施設に積極的に発信するようにしましょう。特に、日誌の書き方や書式の使い方、部分・責任実習の進め方について、学生の学びたい内容も考慮しながら、実習施設と共通理解が図れるようにしましょう。

□ポイント2 学生への理解を深める

学生の書風の姿や学生理解について、積極的に伝えることが大切です。実習施設は、実習生への理解を深めることにつながります。また、実習中の学生の姿や、成長したところ、課題等を確認し、実習後の指導に活かしましょう。

たとえば・・・実習施設との連携

- 訪問指導の際、学生と落ち着いた対話ができるように、実習施設にお願いする
- 必要に応じて、学生と実習施設、両者の思いや考えをつなぐ

IV. 実習後

1. 保育を振り返る行為を共有する

実習後に、養成校の教員や仲間と共に、学生が自分の実習を振り返ることは、子どもの理解を深めたり、援助方法を模索したりすることにつながります。

□ポイント1 学生一人ひとりが自分の実習経験を語る機会をつくる

事後指導の授業等において、自分の実習経験を教員や仲間語ることは、実習で得られた学びを振り返ることにつながります。教員や仲間からのコメントや、仲間の実習経験を聞くことで、多様な視点で子どもを理解したり、援助方法を模索したりすることにつながります。

□ポイント2 振り返ることで「保育を可視化」する

実習後に、実習の振り返りを書くことは、「保育を可視化」することにつながります。書いたものを介して、教員や仲間と、「保育を可視化」することを共有することもできます。

たとえば・・・実習指導の工夫

★訪問指導の担当教員が、実習後に、個別に実習経験を聞く機会をつくる

★10人程度のグループごとに、教員と学生が実習での学びを語り合う機会をつくる

2. 「何が良くて何が課題なのか分かる」ように評価を伝える

実習施設の評価票は、学生が次の実習や就職後の課題を知るための大切な資料です。学生が、「何が良くて何が課題なのか」が明確に分かるように評価を伝えることが大切です。

□ポイント1 評価票に記載されている言葉を分かりやすく伝える

実習施設には、数字で表現されている評価の理由を、具体的に書いてもらうように依頼しましょう。評価の理由が具体的に書かれていれば、実習生に評価を伝える際、「何が良くて何が課題なのか」を明確に伝えることができます。

□ポイント2 学生への評価の開示の仕方を実習施設に伝える

実習施設は、学生への評価の開示の仕方や、実習評価が単位取得や資格取得にどのように影響するの不安になることも少なくありません。実習施設が安心して評価をつけられるように、事前に具体的に伝えるようにしましょう。

一般社団法人全国保育士養成協議会

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（こども家庭庁）「指定保育士養成施設及び実習先保育所等の実習指導担当者に対する効果的な研修の在り方に関する調査研究」

発行 令和6年3月31日

編集担当 小櫃智子（東京家政大学）
小原敏郎（共立女子大学）
齊藤多江子（日本体育大学）

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(こども家庭庁)
指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する
効果的な研修の在り方に関する調査研究

保育実習指導者研修のための 運営マニュアル

令和5年度版

一般社団法人 全国保育士養成協議会

はじめに

この運営マニュアルは、研修実施に必要な「研修の企画」→「実施に向けた事前準備」→「研修当日の運営」→「研修事後について」という4つのプロセスに沿って主なポイントを示しています。それぞれの実施団体の実情に応じてご活用ください。

趣旨及び目的

「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」(厚生労働省「保育の現場・職業の魅力向上検討会」令和2年度9月30日)において、指定保育士養成施設(以下、「養成施設」とする)で実習指導に携わる教員と保育所で実習指導を担当する保育士向けの共通研修の推進について提言されました。

共通研修については、現在一部の地域で実施されていますが養成施設、保育所等、関係団体の連携を強化し、より多くの地域で行われることが期待されています。そのため、養成施設と保育所等の双方の実習指導者に行われる新たな研修カリキュラムを構築することにより、保育実習にあたり、実習のねらいや目標など共通認識を持ちながら学生に対して効果的な実習となるよう取り組むことを目指します。両者が共に学び合う中で保育実習指導の質の向上を図ることを目的とします。

目次

はじめに	2
趣旨及び目的	
Ⅰ. 「研修の企画」	3
1. 本研修の概略	
2. 研修企画の全体像	
Ⅱ. 「実施に向けた事前準備」	5
3. 研修実施に向けて	
(1) 講師について (2) 会場について (3) 機器の確認	
(4) 印刷、配布資料準備 (5) 記録 (6) 講師料・旅費等	
Ⅲ. 「研修当日の運営」	8
4. 当日の運営	
(1) 研修の流れ (2) 研修の援助 (3) 研修形式 (4) 当日の対応	
Ⅳ. 「研修事後について」	11
5. 研修の評価・反省	
(1) 研修結果のまとめ	
準備や運営に関する確認	13
おわりに	

I. 研修の企画

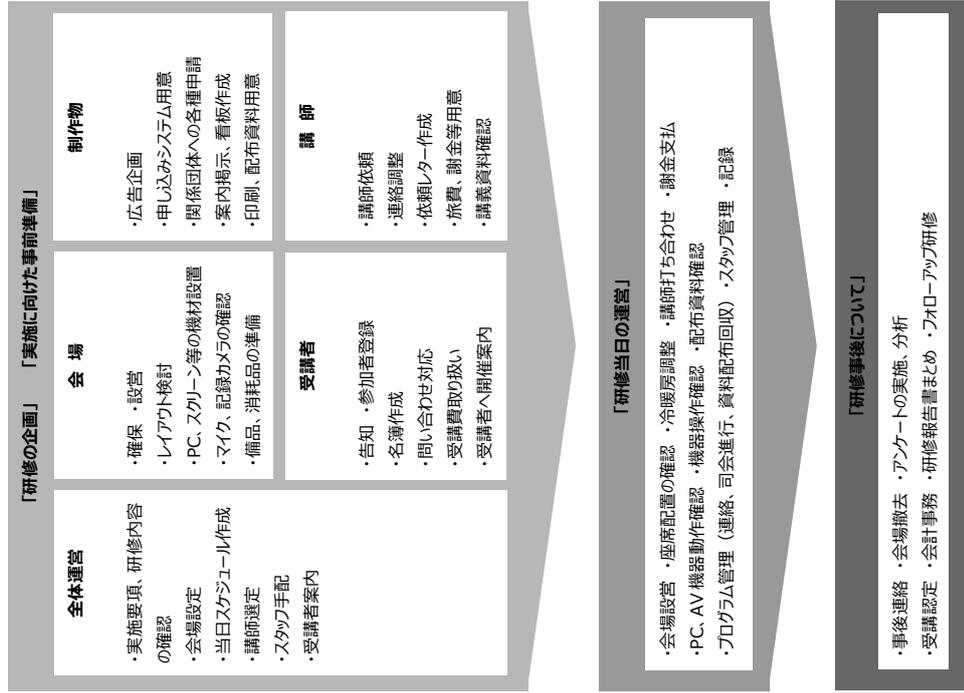
1. 本研修の概略

以下の項目を参考に、研修実施主催団体と、養成施設、保育団体等の担当者が可能な限り協議しながら整えていきます。

1. 主催	主催団体名
2. 後援 (もしあれば)	後援団体① 後援団体②
3. 日程	【1日目】 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時 【2日目】 令和〇年〇月〇日 (〇) 〇時～〇時
4. 受講対象者	①養成施設で実習指導に携わる教員 ②保育所等の実習施設において実習指導を担当する保育士
5. 実施方法	原則として対面講習 ただし、最新の情報を収集しオンライン講習に変更する場合があります。
6. 定員	〇〇名 ※申し込み後の受講者の変更不可、など注意事項があれば記載
7. 会場	〇〇市▲▲会館
8. 受講料	〇〇円 資料代〇円
9. 受講認定評価	原則として全ての研修科目を受講すること ※受講を認定する基準をあらかじめ決めておき受講者に示す
10. 個人情報取り扱いについて	受講申し込みにあたりご登録いただいた個人情報、本講習の運営・目的に限り使用いたします。

2. 研修企画の全体像

研修企画の全体の流れやプロセスの主なポイントは下記の通りです。



II. 実施に向けた事前準備

3. 研修実施に向けて

本研修は2日間(計11時間)、8つの研修科目で構成されています。講座形式は、講義と演習があり、養成施設と保育所等の双方の実習指導者が共通で受講するものと、分かれて受講するものがあります。

(1) 講師について

① 講師の選定

- ・各プログラムにふさわしい講師を選定する。
- ・依頼をする際は必ず文書で行い、講師本人や必要に応じて講師所属長より承諾を得る。

② 講師との事前打ち合わせ

- ・本研修のカリキュラム及びテキスト、ミニマムスタンダード ver.2 を基に事前に打ち合わせを行う。
- ・講座内容の一貫性や妥当性の確保のため、スライド資料の統一や特定の事例を評価していると感じ取れるような内容となっていないかなど、事前にコンセンサスを図り、必要に応じて修正を依頼する。
- ・具体的な内容や資料の作成についてスケジュールを示し、打ち合わせをする。
- ・当日の交通手段や会場入りの時刻などを確認する。
- ・必要書類を送付し、事前に提出が必要なものや当日持参いただくものを明確にする。
- ・1～2週間前や、直前の確認(リマインド)を電話およびメールなどで必ず行う。
- ・緊急連絡先を確認しておく。

(2) 会場について

① 会場確保

- ・会場によっては半年以上前から予約が必要な場合がある。また、収容定員の確認や前日までに機材の確認が可能かどうかなどの点に留意しながら計画的に進める。
- ・研修内容に応じて会場内のレイアウトの変更や受講者の移動が必要となる。研修の流れを確認し、対応できるように準備をする。

② 案内

- ・会場の利用案内について、看板や案内板の設置を行う。
- ・受講者に事前に知らせておいたほうが良いことを確認する。飲食が可能な休憩場所や、昼食を購入できる場所があるか否か、トイレの設置や数などを確認し、必要に応じて案内する。

(3) 機器の確認

① パソコン、スクリーン等の機材設置

- ・当日使用するパソコン環境で問題なく投影されるか確認する。パソコンは講師が持参するのか、研修運営団体が準備するのかについて、また投影データのやりとり方法について(事前に電子メールで送付あるいは当日USBメモリ等で持参するのか)明確にする。
- ・講師のパソコンを使用する場合は画面出力端子の形状を指示し、Macを使用する場合は変換アダプターの準備などに留意する。またバッテリーレベルに備え、パソコンの電源コードを持参していただく。
- ・パソコンやプロジェクター、マイク、録画機器、オンライン会議システム(オンラインの場合)の確認等、研修で使用する機器については、あらかじめ可動の確認、電池や電源等の確認、配線やケーブルの断線がないか等の確認を行う。
- ・スクリーンが受講席からどう見えるか、受講生の視点でも確認する。

(4) 印刷、配布資料準備

- ・当日のご案内、講師レジュメ、資料、ワークシート等の有無について確認し、事前に提出期限や提出方法を各担当者や講師に伝える。
- ・必要な資料の印刷や製本をする。(落丁や汚染などに対応できるよう、やや多めに印刷しておく。)

(5) 記録

・研修当日の記録について確認しておく。カメラ撮影し、関係各所に掲載する場合は、講師及び受講者の許諾の有無を確認し、必要な手続きを行う。

(6) 講師料・旅費等

・講師料・旅費等
 ・講師料・旅費等を用意する。
 ・振込みの場合、事前に口座等を確認しておく。受け渡した印鑑が必要な場合は講師に持参のお願いをする。
 * 講師料・旅費等の支給に係る諸手続について、事前に確認する。

Ⅲ. 研修当日の運営

4. 当日の運営

それぞれの担当で果たすべき役割について把握し、情報共有に努めます。想定されるオペレーションやインシデントへの対応策について実施状況に合わせて考えておく必要があります。

(1) 研修プログラム

第1日目

研修科目	方法	内容
保育実習指導概論 [共通]	講義① 60分	○保育士資格とは ○保育所保育指針・子どもの最善の利益・養護の理念・養護と教育・職業倫理 ○保育実習実施基準・保育実習Ⅰ（保育所・施設）の目標・内容・評価・保育実習Ⅱ・Ⅲの目標・内容・評価 ○保育士養成倫理解説・実習施設と養成校との協働 ○実習生への合理的配慮・合理的配慮に関する法律の確認 <発展的に扱う内容例> ・児童の権利に関する条約・子どもに関わる法律・福祉と教育
保育実習指導の基本 [共通]	講義② 90分	○学びの主体である実習生の理解 ○事前事後指導と訪問指導 ○保育実習Ⅰ（保育所・施設）と他の教科科目との関連 ○保育実習Ⅱ・Ⅲと他の教科科目との関連
保育実習指導の方法と 評価[共通]	講義③ 90分	○生活と遊びを通じた発達への援助/支援・観察に基づく保育実践 ○実習記録と指導/支援計画に関する指導 ・全体的な計画との関連・子どもが自発的・意欲的に関わる環境構成 ○評価とは・実習指導の単位の位置づけ・評価項目の設定 ・評価の観点の理解 ○効果的・効率的な実習指導の方法・記録等の工夫・ICTの活用
保育実習指導の現状と 課題（討議） [保育士/養成校教員]	演習① 120分	[テーマ1] 効果的で効率的に実習指導を進めるための実習指導体制のあり方に関する課題抽出 [テーマ2] 効果的で効率的な実習記録・指導/支援計画作成のあり方に関する課題抽出 [テーマ3] 保育の魅力を感じられる実習になるための実習指導のあり方に関する課題抽出

第2日目

研修科目	方法	内容
保育実習マネジメント [保育士/養成校教員]	講義④ 60分	○実習マネジメント ・実習要項の共有 ・実習生への合理的配慮 ・個人情報の保護 ・実習で生じる可能性のあるリスク予防
保育実習指導の計画の策定 [保育士/養成校教員]	講義⑤ 60分	○実習指導の計画の作成 ・実習の達成目標の設定 ・実習内容 ・実習方法 ・指導上の留意点
保育実習指導における連携・協働の方法 [保育士/養成校教員]	講義⑥ 60分	○実習施設内/養成校内における連携・協働 ○保育実習指導の PDCA サイクル ・保育実習指導に関する省察 (事前指導・オリエンテーション/訪問指導・実習中の指導/事後指導・ 実習後の振り返り) ・評価を踏まえた保育実習指導の計画の改善 ○実習を通じた職業能力育成
保育実習指導における課題解決：実習施設と養成校との連携・協働(討議) [共通]	演習② 120分	[テーマ1] 効果的で効果的に実習指導を進めるための実習指導体制 のあり方に関する提案 [テーマ2] 効果的で効果的な実習記録・指導/支援計画作成のあり 方に関する提案 [テーマ3] 保育の魅力を感じられる実習になるための実習指導のあり 方に関する提案

(2) 研修の援助

①講師のフォロー

スタッフは研修の間、状況を見ながら講師を必要に応じて援助する。

②受講者のフォロー

スタッフは研修の間、状況を見ながら受講者を必要に応じて援助する。講義や演習の際の補助及び、受講者の体調不良等、その他の問題等が発生した場合速やかにマニュアルに従って対応する。また、災害や事故などの発生時についてもマニュアルに従って対応する。その際の指示などは運営責任者が行う。

(3) 研修形式

研修は、講義もしくは演習、またはその双方を必要に応じて織り交ぜながら行う。

講義…実習指導の理論や方法などについて、講師が受講者に向けて講述する方法。

一般的に受講者は講師の方を向いて座るように机やイスをセットする。

演習…受講者同士での話し合い、ロールプレイ、発表など、受講者本人の問題意識と結合するために行う。話し合いなどの人数を事前に確認しておき、必要に応じて座席をセットする。

また、模造紙やペン、付箋紙等が必要な場合はグループの数に応じて必要な数を用意する。

(4) 当日の対応

①講師対応

案内：会場に到着したら、講師控室に案内する

打ち合わせ：司会者や運営責任者等と当日の流れを確認する

使用機器の確認：講習会場に案内し、PCなどの動作確認をする

資料の確認：当日の配布資料を渡し、内容を確認する

必要事項の確認：講師料の確認や必要書類の記入等を行う

②受付

・会場入り口付近に、受講者の動線考慮して受付を設置する。

・受付に必要な、名簿や資料等を準備する。

・受付担当と運営責任者の連絡方法（急な確認を要する場合等）を明確しておく。

③進行

・司会者と流れを確認する。

・機器の不具合等の対応について、あらかじめ確認しておく。

・災害、事件・事故、悪天候、受講者の健康、必要な配慮等、研修中の急な対応を要する場合のマン

ユアル等を用意し対応する。

・講義、演習時のテーブルの移動、配置の転換等を行う。

・受講者の発表や質疑応答等に際してマイクを渡す。

④アンケートの配付と回収

講習終了後、受講者用アンケートを配付し回収箱を設置し（あるいはウェブ上で）回答を依頼する。その際、研修の改善に役立てることや記入された個人情報等が適切に保護されることを伝える。

IV. 研修事後について

5. 研修事後の評価・反省

研修終了後速やかに行います。研修全体の評価・反省を行い、次回開催への申し送りに役立てます。

(1) 研修結果のまとめ

① アンケートの実施

研修後に行った受講者にアンケートを実施する。

② 受講認定について

研修を修了した受講者へ、あらかじめ定めた受講認定評価に沿って認定を行う。

③ 評価・反省

研修の効果を高めるために、研修の効果を把握し評価を行う。①受講者アンケート、②講師アンケート等を行い、それを踏まえて運営スタッフで検証する。受講者アンケートは講師にフィードバックし、研修の改善等に活かす。

④ 講師への礼状の送付

講師に対して、アンケート結果と共に礼状を送付する。

【研修後の支援】…フォローアップ研修について

必須のプログラムではありませんが、受講者がさらに学びを深めるためのフォローアップ研修を計画することが有益です。演習やグループワークを中心に実践事例を活用し、指導時の在り方を考え困難等を共有し実習指導者のフォローアップを図ることで保育実習指導者の資質向上を目指します。

「フォローアップ研修の目的と内容」

保育実習指導の実際について、具体的にテーマや課題を整理していきます。

・実際に保育所等で実習生を受け入れた後（養成施設では実習を終えた後）、研修の内容を実習指導にどう生かしたのか、実習の成果や困難について共有します。

・実践事例の中から実習施設・養成施設それぞれの現状、子どもの人権や多様性の理解、キャリア形成を含む実習施設と養成施設との連携・協働、実習指導の専門性などの指導の実際について情報交換をします。また、多様な実習生に対する実習指導の在り方について、実習施設と養成施設が連携・協働しながら、保育者としての専門性の醸成について考えます。

■ フォローアップ研修（例）

保育実習をめぐる最新の動向と諸課題 【保育士/養成校教員】	講義 ・演習①	【保育士】 ○保育所実習指導の現状について ○保育所以外の施設における実習指導の現状について ○実習施設における保育実習指導の課題の整理 【養成校教員】 ○保育実習Ⅰ・Ⅱにおける保育実習指導の現状について ○保育実習Ⅰ・Ⅲにおける保育実習指導の現状について ○保育実習指導の課題の整理
多文化共生社会における保育【共通】	講義② ・演習②	○子どもの人権と多様性の理解・最善の利益の考慮をする保育について ○子ども・家庭・実習生の多様性から考える保育実習指導の在り方について
実習施設と養成校との連携・協働（キャリア形成含む）【共通】	演習①	○実習施設と養成校との連携・協働における課題と改善 ・保育者としての専門的成長
保育実習指導の専門性【共通】	講義①	○実習施設と養成校の協働における保育実習指導者の資質向上について

準備や運営に関する確認

「研修の企画」「実施に向けた事前準備」「研修当日の運営」「研修事後について」の項目毎にチェックリストを例示します。実施状況や便宜に応じて作成ください。

「研修の計画」「実施に向けた事前準備」

1. 会場との打ち合わせ等

	✓	期限	担当
講習会場のリストアップ、下見、契約等			
会場の借料費の支払い方法の確認及び支払い（キャンセル料）			
会場までの交通手段の確認、駐車場の有無			
会場の使用時間と撤収時間の確認			
会場の飲食の可否、トイレ、ごみの処理などの確認			

2. 講師との連絡・調整

	✓	期限	担当
講師の選定・依頼状況の送付・事前資料の送付等			
謝金の支払いの方法の確認（金額・銀行等の口座・源泉徴収等）			
会場到着時刻や移動手段（駐車場の有無）			
P C等の機材の持参の有無や配布資料等の確認			
講師の緊急連絡先の確認			
演習の際のグループの作り方（人数や方法、発表等）の確認			
ホワイトボードや模造紙・ふせん、マジックなど準備品の確認			
講師に対するリマインド・受講者の人数や構成、会場の状況の伝達等			

3. 受講者に対するの情報周知

	✓	期限	担当
研修の日時、内容、目的の周知（チラシ等）			
申し込みの方法			
持参するものや食事の方法の確認			
事前課題等があれば、その内容と提出期限			
受講者に対してのリマインド（最終の出欠等の確認等）			

4. 事前の確認事項

	✓	期限	担当
照明や空調、机の配置等の環境設定			
P C及びプロジェクター（HDMI 端子）、DVD、マイク等の設置及び動作確認			
講師用おしぼりや飲料水等、講師用の備品の準備			
資料の準備（講師用・受講者用）			
運営用備品（P C・参加者名簿・進行表）の準備			
受付の準備（参加者名簿ほか）			
案内表示や座席表、受講生の机上表示等の準備			
トイレやゴミの廃棄方法等の確認と表示			
緊急時の対応に必要な備品			

調査研究構成員一覧

(所属・職名は令和6(2024)年3月31日現在)

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(こども家庭庁)
「指定保育士養成施設及び実習先保育所の実習指導担当者に対する
効果的な研修の在り方に関する調査研究」

研究代表 小川清美(全国保育士養成協議会副会長・保育士養成研究所長、東京純心大学)

研究統括 矢藤誠慈郎(全国保育士養成協議会常務理事、和洋女子大学)

【アンケート調査】

小原敏郎(保育士養成研究所副所長、共立女子大学)

片川智子(鶴見大学短期大学部) 佐藤千晶(白百合女子大学(非))

高松直也(みつば保育園) 中尾繁史(仁愛女子短期大学)

原孝成(目白大学) 目良秋子(白百合女子大学)

【ヒアリング調査】

齊藤多江子(保育士養成研究所副所長、日本体育大学)

今井麻美(高崎健康福祉大学) 小櫃智子(東京家政大学)

白井景士(日本体育大学(非)) 田中あかり(湘北短期大学)

恒川丹(田園調布学園大学) 和田美香(東京家政学院大)

【カリキュラム・教材・マニュアル】

高橋貴志(保育士養成研究所副所長、白百合女子大学)

石井章仁(大妻女子大学) 伊藤理絵(常葉大学)

木戸啓子(倉敷市立短期大学) 宍戸良子(作新学院大女子短期大学部)

畠田弘子(名古屋短期大学) 星早織(和泉短期大学)

三浦主博(仙台白百合女子大学) 水野恭子(岡崎女子大学)

山田朋子(中村学園大学) 矢藤誠慈郎(再掲)

【協力】(順不同)

北野久美(認定こども園あけぼの愛育保育園)

坂本喜一郎(RISSHO KID'S きらり岡本)

丸山純(勝田保育園)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育士会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

社会福祉法人 日本保育協会

公益社団法人 全国私立保育連盟

令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（こども家庭庁）
指定保育士養成施設及び実習先保育所の
実習指導担当者に対する効果的な研修の在り方に関する調査研究
研究報告書

令和6（2024）年3月
一般社団法人 全国保育士養成協議会
